0 び平成二十三年九月一日)施行) 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号) 抄 (平成二十二年四月一日(一部平成二十年十二月一日及

(傍線部分は改正部分)

(第四条関係)

第七款 被扶養配偶者である期間についての特例(第百七条の七六) 六) おり	
推香等などはあるこの方が、第1minを 百四条)	
第五款 地方公共団体の長に対する長期給付の特例(第百条—第	
第四款 遺族共済年金(第九十九条—第九十九条の九)	
<u> </u>	
第三款 障害共済年金及び障害一時金(第八十四条—第九十八条	
第二款 退職共済年金(第七十八条—第八十三条)	
第一款 通則(第七十四条—第七十七条)	
第三節 長期給付	第三節 長期給付 (第七十四条—第百七条)
第二款~第四款 (略)	第二款~第四款 (略)
第一款 通則 (第五十三条—第五十五条の二)	第一款 通則 (第四十四条—第五十五条の四)
第二節 短期給付	第二節 短期給付
第一節 通則(第四十二条—第五十二条)	第一節 通則 (第四十二条—第四十三条の二)
第四章 給付	第四章 給付
第一章~第三章 (略)	第一章~第三章 (略)
目次	次目
現	为 正

第四 飾 略

第五章 福祉事業 (第百十三 一 条 • 第百十二 一条の二つ

第五章の二 実施機関積立金の管理及び運用 十二条の九) (第百十二条の三―第百

附則 第六章~第十一章 (略)

第二条 この法律(第十一章を除く。)において、次の各号に掲げる用 語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

ないもの るものをいう。 のを除く。以下この号において同じ。 者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者となら 規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する 医)で主として組合員 「療の確保に関する法律 被扶養者 (以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。 次に掲げる者(後期高齢者医療の被保険者 (短期給付に関する規定の適用を受けないも (昭和五十七年法律第八十号))の収入により生計を維持す 第五十条の (高齢者の)を除く

組合員の配偶者 (届出をしていないが、 事実上婚姻関係と同様

-第百七条の十

第四節 略

第五章 福祉事業 (第百十二条・第百十二条の二)

第六章~第十一章 (略)

附則

(年金額の改定)

第 賃金その 条の二 他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、 この法律による年金である給付の額は、 国民の生活水準、 変動後の 諸事 情

(定義)

に応ずるため、

速やかに改定の措置が講じられなければならない。

第二条 この法律 (第十一章を除く。) において、次の各号に掲げる用 語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

るものをいう。 のを除く。以下この号において同じ。 ないもの 者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者となら 規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する 医療の確保に関する法律)で主として組合員 被扶養者 (以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。)を除く 次に掲げる者(後期高齢者医療の被保険者 (短期給付に関する規定の適用を受けないも (昭和五十七年法律第八十号)第五十条の の収入により生計を維持す (高齢者の

イ 組合員の配偶者 (届出をしていないが、 事実上婚姻関係と同様

が出角市末 の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及

・ハ (略)び兄弟姉妹

口

三・四(略)

Ŧī. 規定の適用を受ける職員については、 いては、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるも 手当その他政令で定める手当を除いたものとし 報 酬 をいう。 同条第一 地方自治 一項に規定する手当のうち期末手当 法 昭 和一 一十二年法律第六十七号) 同条第一項に規定する給料及 勤勉手当 その他の 第二百四条の 期末特別 職 員につ

は、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員についてついては、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に

六

2 (略)

3 者に限るものとし、 する障害等級の一級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にある る日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がない者 \mathcal{O} 年金保険法 又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き厚生 者によつて生計を維持していたものとみなす つた子が出生した場合には、 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達す (昭 和二十九年法律第百十五号) 組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児で その子は、これらの者の死亡の当時そ 第四· 十七条第二項に規定

組

合の業務

び弟妹の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及

ロ・ハ (略)

三・四 (略)

五.

で政令で定めるものをいう。掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給料表に

して政令で定めるものをいう。手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものと手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する期末手当等 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百

(略)

3 2

第三条の二 組合は、次に掲げる業務を行う。

- 一 短期給付の決定及び支払
- 一長期給付の裁定及び支払
- 」という。)の負担を含む。)に充てるべき積立金の積立て四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金三、長期給付(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十三
- 施機関積立金の管理及び運用型業務上の余裕金及び厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実
- 険料の徴収五 掛金の徴収及び厚生年金保険法第八十一条第一項の規定による保
- 2 組合は、前項に定めるもののほか、福祉事業を行うことができる。

(定款)

第五条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない

一~六 (略)

七 短期給付及び長期給付に関する事項

八 掛金に関する事項

九・十 (略)

(定款)

第五条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない

一~六 (略)

七 給付に関する事項

八

掛金に関する事項(第三十八条の三第一項第七号に掲げる事項を

九・十(略)

除く。

」という。)の定款にあつては、地方公務員共済組合審査会に関する者職員共済組合及び指定都市職員共済組合(以下「都職員共済組合等合及び警察共済組合(以下「地方職員共済組合等」という。)並びに2 前項各号に掲げるもののほか、地方職員共済組合、公立学校共済組

3 • 4 略

5 大臣の意見をきかなければならない。 総務大臣は、 警察共済組合に係る前項の協議を受けたときは、 財務

6 \ 9 略

(運営審議会及び組合会の設置)

第六条 市職員共済組合 地方職員共済組合等に運営審議会を、 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に組合会 都職員共済組合、 指定都

を置く。

(組合会)

第九条 (略)

2 ちから選挙する。 指定都市の市長が組合員のうちから任命し、 等」という。 都職員共済組合及び指定都市職員共済組合)の組合会の議員は、 それぞれ半数を、 又は組合員が組合員のう (以 下 都知事若しくは 都職員共済組合

3 \ 10 (略)

(秘密保持義務)

第十九条の二 組合の役員若しくは組合の事務に従事する者又はこれら 者であつた者は、 組合の事業に関して職務上知り得た秘密を漏らし

又は盗用してはならない。

(借入金の制限

事項を定めなければならない。

3 • 4 (略)

5 財務大臣の意見をきかなければならない。 総務大臣は、 地方職員共済組合等に係る前項の協議を受けたときは

6 9

(運営審議会及び組合会の設置)

第六条 村職員共済組合及び都市職員共済組合に組合会を置く。 地方職員共済組合等に運営審議会を、 都職員共済組合等、 市町

(組合会)

第九条 (略)

2 のうちから選挙する。 くは指定都市の市長が組合員のうちから任命し、 都職員共済組合等の組合会の議員は、 それぞれ半数を、 又は組合員が組合員 都知事若

3 \ 10 略

(秘密保持義務)

第十九条の二 組合の役員若しくは組合の事務に従事する者又はこれら 限る。 ならない。 の者であつた者は、)に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしては 組合の事業 (短期給付に係るもの及び福祉事業に

(借入金の制限)

第二十三条 ならない。 主務大臣の承認を受けたときは、 村職員共済組合連合会)から借り入れる場合を除き、 市町 村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、 ただし、 組合は、 組合の目的を達成するため必要な場合において、 地方公務員共済組合連合会 この限りでない。 (指定都市 借入金をしては 職員共済組 全国 市町

2 (略)

(長期給付に充てるべき積立金の積立て)

ければならない。
(基礎年金拠出金の負担を含む。)に充てるべき積立金を積み立てな市職員共済組合を除く。)は、政令で定めるところにより、長期給付第二十四条 組合 (指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都

(市町村連合会)

第 市町 業務の適正 指定都市職員共済組合、 一十七条 、済組合の事業のうち次項に規定する業務を共同して行うとともに、 村 市 職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」という。)を置く 町 ·村職員共済組合及び都市職員共済組合をもつて組織する全国 指定都市職員共済組合、 かつ円滑な運営を図るため、 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の 市町村職員共済組合又は都市職員 すべての指定都市職員共済組

2 合又は都市職員共済組合 のうち 長期給付に係る業務 町 村 連 合会の業務 第三条の二第 は (以下この款において (基礎年金拠出 指定都 一項第二号から第四号までに掲げる業務そ 市 職員共済組 金の負担 合 「構成組合」 に関する業務を含む 市 町 村 職 という。 員共済組

> 第二十三条 ときは、 \mathcal{O} から借り入れる場合を除き、 及び都市職員共済組合にあつては、 目的を達成するため必要な場合において、 この限りでない。 組合は、 地方公務員共済組合連合会 借入金をしてはならない。 全国市町 主務大臣の承認を受けた 村職員共済組合連合会) (市町: '村職員共済組合 ただし、 組合

2 (略)

(長期給付に充てるべき積立金の積立て)

第二十四条 べき積立金を積み立てなければならない 出金(以下「基礎年金拠出金」という。 兀 は、 年法律第百四 政令で定めるところにより、 組合 + (市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。 号) 第九 十四四 |条の二第 長期給付 \mathcal{O} 負担を含む。 項に規定する基礎年金拠 (国民年金法 に充てる (昭和三十

(市町村連合会)

第 置く。 全国市町 市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する 都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、 項に規定する業務を共同して行うとともに、 一十七条 対職員共済組合連合会 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業のうち (以 下 「市町村連合会」という。 市町 村職員共済組合又は すべての) を 次

2 のとする。 (基礎年金拠出: (以下この款において 市 町 村連 合会の 金の 業務 負担 は 「構成組合」という。 に関する業務を含む。 市 町 村職員共済組 合又 \mathcal{O} 長期給付に係る業務 は 都市 うち次に掲げるも 職 共済組合

3 2 第三十条 2 第二十八条 3 4 7 兀 議員のうち十四人は各構成組合の理事 八~十一 一 ~ 六 ればならない。 の他総務省令で定める業務とする。 都市の市長が任命した組合会の議員が選挙した理事、 (定款 (総会) 市町村連合会は、 総会の議員のうち四十七人は各構成組合の理事長が互選し、 (略) 五. 長期給付に関する事項 災害給付積立金の管理及び運用を行うこと。 (略) (略) (略) (略 略 市町村連合会は、 (略 前項に規定する業務のほか次に掲げる事業を行う 定款をもつて次に掲げる事項を定めなけ (指定都市職員共済組合の指定) 市町村職員共済 総会の 3 3 2 第三十条 2 第二十八条 4 5 7 兀 条第六項第二号に掲げる組合会の議員が選挙した理事及び都市職員共 議員のうち十四人は各構成組合の理事 八~十一 七 一 ~ 六 ればならない。 兀 三 (定款 (総会) 総会の議員のうち四十七人は各構成組合の理事長が互選し、 市町村連合会は、 に充てるべき積立金の積立て 災害給付積立金を管理すること。 (略 五. 長期給付の決定及び支払に関する事項 長期給付に係る業務上の余裕金の管理 その他総務省令で定める業務 長期給付 長期給付の決定及び支払 (略) (略) (略) (略) (略 市町村連合会は、 (略) (基礎年金拠出金の負担を含む。 前項に規定する業務のほか次に掲げる事業を行う 定款をもつて次に掲げる事項を定めなけ (市町村職員共済組合の第十三 次号において同じ。 総会の

事を除く。次項において同じ。)が互選する。び都市職員共済組合の同項第三号に掲げる組合会の議員が選挙した理組合の第十三条第六項第二号に掲げる組合会の議員が選挙した理事及

4 (略

(準用規定)

第三十八条 項、 規定は市町 連合会に使用され、 定は総会について、 条の規定は市町村連合会について、 第一項から第三項まで、第二十四条、第二十五条前段並びに第二十六 で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるのは 五条第九項中 又はこれらの者であつた者について準用する。この場合において、 二項の認可を受けたとき」と、 とあるのは 第十八条、 第五条第九項、 村連合会の役員若しくは市町村連合会の事務に従事する者 「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令 第二十条、 「第三十四条第一項後段」と読み替えるものとする。 その事務に従事する者について、 第十九条の規定は市町村連合会の役員及び市町村 第十四条第四項、 第二十一条第一項及び第二項、 第九条第九項中 第九条第八項から第十項までの規 第十七条第一項及び第二 「第十二条第一項後 第十九条の二の 「第二十八条 第二十二条 第

(地方公務員共済組合連合会)

2

略

第三十八条の二 (略)

2 地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行う。

一 (略)

険法第二条の五第一項に規定する実施機関(同項第三号に定める者三 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、厚生年金保

項において同じ。)が互選する。 済組合の同項第三号に掲げる組合会の議員が選挙した理事を除く。

次

4 (略

(準用規定)

第三十八条 項、 るものとする。 は「第二十八条第二項の認可を受けたとき」と、 連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この 定は総会について、 条の規定は市町村連合会について、第九条第八項から第十項までの 第一項から第三項まで、第二十四条、第二十五条前段並びに第二十六 十二条第一項後段」とあるのは に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるの 合において、 第十八条、 第五条第九項、 第五条第九項中 第二十条、 第十九条の規定は市町村連合会の役員及び市町 第十四条第四項、 第二十一条第一項及び第二項、 「第三項の認可を受けたとき、 「第三十四条第 第十七条第一 一項後段」と読み替え 第九条第九項中 項及び第二 第二十二条 又は同 項 場 村 規

2 (略

(地方公務員共済組合連合会)

第三十八条の二(略)

地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行う。

(略)

2

等と掛金との割合を定めること。
二 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当

を除く。 との情報交換及び連絡調整を行うこと。

三 理に関する事務を行うこと。 第五章の二に定めるところにより実施機関積立金の運用状況 の管

兀 長期給付積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

五. こと。 規定する交付金 厚生年金拠出金」 厚生年金保険法第八十四条の四第 以下 という。 「厚生年金交付金」)を納付し、 項に規定する拠出金 又は同法第八十四条の三に という。 を受け入れる 以 下

基礎年金拠出金を納付すること。

規定する財政調整拠出金を受け入れること。 務員共済組合法 第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を拠出 (昭和三十三年法律第百二十八号) 第百二条の二に 又は国家公

八 (略)

3 5 (略)

(定款

第三十八条の三 る事項を定めなければならない。 地方公務員共済組合連合会は、 定款をもつて次に掲げ

一 ~ 六 (略)

七 号に定める者を除く。 厚生年金保険法第二 一条の五第 との情報交換及び連絡調整に関する事項 項に規定する実施機関 (同項第三

八 の管理に関する事項 第五章の二に定めるところにより行う実施機関積立金の運用状況

長期給付積立金に関する事項

十 九 厚生年金拠出金及び厚生年金交付金に関する事項

基礎年金拠出金に関する事項

三 長期給付積立金を管理すること。

定する財政調整拠出金を受け入れること。 員共済組合法 第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を拠出し又は国家公務 (昭和三十三年法律第百二十八号) 第百二条の二に規

兀

Ŧī. (略)

3 5 (略)

(定款

第三十八条の三 る事項を定めなければならない。 地方公務員共済組合連合会は、 定款をもつて次に掲げ

一 ~ 六 略

七 等と掛金との割合に関する事項 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当

八 長期給付積立金に関する事項

十二~十四 (略)

2 (略)

しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならな3 総務大臣は、第一項第十二号に掲げる事項について、前項の認可を

4 (略)

(長期給付積立金)

第三十八条の八 同 び都市職員共済組合にあつては、 金 の円滑な実施を図るため、 金拠出金の納付及び第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出 を設ける。 \mathcal{O} 長期給付 組合 (基礎年金拠出金の負担を含む。 (指定都市職員共済組 地方公務員共済組合連合会に長期給付積立 市町村連合会。 合 市町 以下この 村職員共済組合及 並びに厚生年 条にお V

める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとする。、第二十四条の規定により積み立てるべき積立金のうちから政令で定2 組合は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより

2

3·4 (略

(準用規定)

条、第三十五条並びに第三十七条の規定は地方公務員共済組合連合会二条第一項から第三項まで、第二十五条前段、第二十六条、第二十九第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十第三十八条の九 第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び

九~十一(略)

2 (略)

3

の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなけれ終務大臣は、第一項第七号及び第九号に掲げる事項について、前項

4 (略)

ばならない。

(長期給付積立金)

、地方公務員共済組合連合会に長期給付積立金を設ける。に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。)の円滑な実施を図るため第三十八条の八 長期給付(基礎年金拠出金の負担及び第百十六条の二

3 • 4 (略)

(準用規定)

第三十八条の九 二条第 条、 第二項、 第三十五条並びに第三十七条の規定は地方公務員共済組合連合会 第十八条、 項から第三項まで、 第五条第九項、 第二十条、 第二十五条前段、 第十四条第四項、 第二十一条第一項及び第二項、 第二十六条、 第十七条第 第一 第二十 項及び 十九

たとき」と、 認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款 者につい 方公務員共済 方公務員共済組合連合会の 変更をしたとき」とあるのは 第十九条の二の規定は地方公務員共済組合連合会の役員若しくは地 て、 て準用する。 第十九条の規定は地方公務員共済組合連合会の役員及び 第三十七条中 組 合連合会に使用され、 この場合において、 事務に従事する者又はこれらの者であ 「構成組合」 「第三十八条の三第 その事務に従事する者につ とあるのは 第五条第九項中 一項の認可を受け 「組合及び市 「第三項 ĺΊ 町村 つた \mathcal{O} て 地

2 (略

連

合会」と読み替えるものとする。

(組合員期間の計算)

第四

| | | | |

略

2

く。 組合員、 限りでない。 \mathcal{O} に組合員の資格を取得したとき、 に規定する第一 一項に規定する国家公務員共済組合 組合員 組合員及び私学共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者を除 加入者」 規定による私立学校教職員共済制度の加入者 その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、 若しくは国民年金の被保険者 私立学校教職員共済法 一の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは という。 一号被保険者を除く。 厚生年金保険の被保険者 (昭和二十八年法律第二百四十五号) 又は国家公務員共済組合法第三条第 (以下「国の組合」 (国民年金法第七条第 0 資格を取得したときは (以 下 (組· 合員 「私学共済制 という。 項第二号 国 の組合 更 度 \mathcal{O}

> につい 読み替えるものとする。 たとき」とあるのは「第三十八条の三第 たとき、 準用する。 方公務員共済組合連合会に使用され、 第三十七条中 て、 又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をし この場合において、第五条第九項中 第十九条の規定は地方公務員共済組合連合会の役員及び 「構成組合」 とあるのは その事務に従事する者につい |項の認可を受けたとき」と 「組合及び市町村連合会」と 「第三項の認可を受け て 地

2 (略

第四十条 (略)

組合員期間の

計算

2 組合員、 を除く。 被保険者 \mathcal{O} に組合員の資格を取得したとき、 \mathcal{O} 加入者」 規定による私立学校教職員共済制度の加入者 項に規定する国家公務員共済組合 その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは 私立学校教職員共済法 (国民年金法第七条第一項第1 という。 0 資格を取得したときは 厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金 (昭和二十八年法律第二百四十五号) 又は国家公務員共済組合法第三条第 (以 下 この限りでない。 一号に規定する第 「国の組合」 (以 下 「私学共 という。 八済制度 \mathcal{O} 更 \mathcal{O}

3

略

(給付の決定及び裁定)

| づいて、組合が決定する。| 第四十三条 短期給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基

対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。

芝うかを認定するに当たつては、公務上の災害又は通勤による災害に
・ 当前をいう。以下この項において同じ。)により生じたものであるか
・ 害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項に規定する
・ 2 組合は、短期給付の原因である事故が公務又は通勤(地方公務員災)2

合会)が裁定する。 合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合にあつては、市町村連 、その権利を有する者の請求に基づいて、組合(指定都市職員共済組 、程期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により

(給付金からの控除)

第四十三条の二 いて、 金を除く。 「該給付金からこれを控除することができる。 項に規定する掛金等に相当する金額を組む 組 当該組合がその者に支給すべき給付金 合に対して払い込まなかつた金額があるときは、 があり、 組合員が第百十五条第三項の規定により第百十四 か つ、 その者が第百十五条第三項の規定により 合に払い (家族埋葬料に係る給付 込むべき場合にお 当該組合は、 条第

その遺族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、組合がその者又は

(給付の決定及び支払)

第四十三条 項 組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、 お 条の二十五、 という。)の請求に基づいて、 て同じ。 第四十九条第 給付を受ける権利は、その権利を有する者 第百四十四条の二十五の二及び第百四十四条の三十に が決定する。 項 第五十条、 組合(長期給付で市町村職員共済 第七十七条 第百九条 市町村連合会。 以 下 第百四 「受給権 + 次

る補償の実施機関の意見を聴かなければならない。かを認定するに当たつては、公務上の災害又は通勤による災害に対すをいう。以下この項において同じ。)により生じたものであるかどう償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項に規定する通勤(組合は、給付の原因である事故が公務又は通勤(地方公務員災害補

する。
払うべき金額があるときは、当該組合は、当該給付金からこれを控除払うべき金額があるときは、当該組合は、当該給付金からこれを控除に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が当該組合に対して支

3 項において同じ。 前 項中 一当該組合は」とあるのは 前 |項の規定は 項中 組合が」 「組合が」とあるのは とあるのは が 市町村連合会について準用する。 と読み替えるものとする。 「当該組合又は当該市町村連合会は」と、 組合 (市町村連合会を含む。 組合又は市町 村連合会が」 この場合におい 以下この

第二節 短期給付

第一款 通則

(標準報酬)

第四十四条 は が その月額の二十二分の一に相当する金額 改定後の区分) 区分 あるときは、 これを十円に切り上げるものとする。 (次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、 標準 これを切り捨て、 報酬の等級及び月額は、 によって定め、 各等級に対応する標準報酬 五円以上十円未満の端数があるとき 組合員の報酬月額に基づき次 (当該金額に五円未満の端数)とする。 の日額は、

		級	級 報 酬
		九八、〇〇〇円	標準報酬の月額
		一〇一、〇〇〇円未満	報酬月額
-	担 会	則 則 _	としているのと

第一

の標等準

(給付額の算定の基準となる給料等)

第四十四条 料をいう。 料 日。 期給付をいう。 当する金額 給付事由が生じた日 (第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給 以下この条において同じ。)の属する月の掛金の標準となつた給 とする。 五円以上十円未満の端数があるときは、 以下この条において同じ。 短期給付 (当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨 をもつて給料日額とする。 以下同じ。 (第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短 (給付事由が退職後に生じた場合には、 の給付額の算定の基準となるべき給料 とし、 これを十円に切り上げる その二十二分の 退職 相 は \mathcal{O}

掛金の標準となつた給料の額に再評価率(別表第二の各号に掲げる受由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事

 一七五、〇〇〇円未満一六五、〇〇〇円以上	一七0、000円	第一〇級
一六五、〇〇〇円未満	一六〇、〇〇〇円	第九級
一五五、〇〇〇円未満	一五〇、〇〇〇円	第八級
 一四六、〇〇〇円未満一三八、〇〇〇円以上	1回1、000円	第七級
一三八、〇〇〇円永満	川国、〇〇〇王	第六級
一三〇、〇〇〇円未満一二二、〇〇〇円以上	11六、000円	第五級
一二二、〇〇〇円永満	11人、000円	第四級
一一四、〇〇〇円未満一〇七、〇〇〇円以上	110,000円	第三級
一〇七、〇〇〇円未満一〇一、〇〇〇円以上	一〇四、〇〇〇円	第二級

準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当。)を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ

該期間の月数で除して得た額とする。

第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第 一 五 級	第 一 四 級	第 一 三 級	第 二 級	第 一 一 級
三二〇、〇〇〇円	三00、000円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	11四0、000円	11110、000円	1100、000円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円
三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円永満	二七〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円未満二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円以上

第三六級	第三五級	第三四級	第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級
八三〇、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	七一〇、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六110、000円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円
八五五、〇〇〇円未満	八一〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円よ満	六九五、〇〇〇円よ満	六六五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満五四五、〇〇〇円以上

2 前項の担	第四三級	第四二級	第四一級	第四〇級	第三九級	第三八級	第三七級
る改定を行うことができる。ただし、当該改定後、前項の規定による標準報酬の等級の最高等級の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令でいては、前項の規定による標準報酬の区分については、	1、1110、000円	1、1点0、000円	一、〇九〇、〇〇〇円	五〇〇〇、〇川〇、一	九八〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円	八八〇、〇〇〇円
る改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級の、前項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加え区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところによりがの改定による標準報酬の区分については、健康保険法(大正十前項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法(大正十	一、一七五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円永満	一、一一五、〇〇〇円未満一、〇五五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、○○五、○○○円未満	九五五、〇〇〇円永満	九〇五、〇〇〇円未満八五五、〇〇〇円以上

等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。うちの最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額

- 3 酬 支払 間 を除く。 組合は、 月額として、 (同 \mathcal{O} 基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは 日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、 に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報 毎年七月一日において、 標準報酬を決定する。 現に組合員である者の同日 か う (その 前 報 酬 三月 月
- 翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から
- 令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。て、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合においるは、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得
- での標準報酬とする。
 同に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日)また日からその年の八月三十一日(六月一日から十二月三十一日までのが項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得し
- 8 の額を報酬月額として 比べて著しく高低を生じ、 を三で除して得た額が、 組合は、 た日数が 組合員が継続した三月間 十七日以上でなけ その著しく高低を生じた月の翌月から標準 その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に 総務省令で定める程度に達したときは、 ればならな (各月とも、 報酬支払の基礎とな に受けた報 酬 \mathcal{O} 総額 報 そ

酬を改定するものとする。

- 9 翌年の (七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについて 項 \mathcal{O} 規定によ 八月三十 つて改定された標準 日 までの 標準報酬とする。 中報酬 は、 その 年 月三 十 日
- 10 以後 いて、 るものとする。 未満である月があるときは、 において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合にお を終了した日 法律第百十号) る育児休業若しくは同法第二十三条第 祉に関する法律 た期間に限るものとし、 7 期 合は、 による休業又は地方公務員の 「育児休業等」 間 月間 組合に申出をしたときは、 の月数で 育児休業 (育児休業等終了日 (以下この条において 第二条第一項の規定による育児休業 (平成三年法律第七十六号) 第二条第一号の規定によ 除して得た額を報酬月額として、 という。 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 か つ、 その月は除く。 報酬支払の基礎となつた日数が十七日 を終了した組合員が の翌日にお 育児休業等終了日の 育児休業等に関する法律 「育児休業等終了日」 項の育児休業の いて継ば に受けた報酬 続して組合員 標準報酬を改定す (以下この条にお 翌日が属する月 当該育児休業等 制度に準ずる という。 伞 \mathcal{O} 総額 成三 で あ 年 を
- 11 日 から起算して二月を経過した日 前項の規定によつて改定された標準報酬は、 ては、 一日 (七月から十二月までのいずれかの月から改定されたも 翌年の八月三十 旦 までの標準報酬とする。 の属する月の翌月からその年 育児休業等終了日 \mathcal{O} 八月 \mathcal{O} \mathcal{O} 캪
- これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額そは第十項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項若しく組第十項の規定によつて

12

らの規定による当該組合員の報酬月額とする。の他の事情を考慮して組合の理事長が適当と認めて算定する額をこれ

(標準期末手当等の額の決定)

第四 準期末手当等の額を決定し、 万円 ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。 たときは、 当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十 の月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満 ととなる場合には、 端数を生じたときはこれを切り捨てて、 十四条の二 の額を決定する。 (前条第二項の規定による標準報酬の月額の区分の改定が行われ 政令で定める額。 組合は、 当該累計額が五百四十万円となるようその月の標 この場合において、 組合員が期末手当等を受けた月において、 その年度においてその月の翌月以降に受 以下この項において同じ。 当該組合員が受けた期末手 その月における標準期末手)を超えるこ そ

(再評価率の改定等)

得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて第四十四条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以

| 当該年度の四月分以後の長期給付について適用する。

国同じ。)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比同じ。)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において

率

該年度の前々年度における標準報酬額等平均額の比率 イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年 とはおける標準報酬額等平均額(厚生年金保険法(昭和二十九年 とはおける標準報酬額等平均額(厚生年金保険法(昭和二十九年 ではおける標準報酬額等平均額(厚生年金保険法(昭和二十九年 をにおける率を口に掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

- 一 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対
- 相当する率を控除して得た率 一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に 一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に 1
- 一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に口 ○・九一○から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月

相当する率を控除して得た率

- 2 らず、 次の各号に掲げる再評価率の改定については、 当該各号に定める率を基準とする。 前項の規定にかかわ
- 金の標準となつた期末手当等の額(以下「前年度の掛金の標準とな つた給料の額等」という。)に係る再評価率 当該年度の前年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛 (以 下 「可処分所得割合変化率」という。) 前項第三号に掲げる
- 標準となつた給料の額等」という。 と掛金の標準となつた期末手当等の額 に可処分所得割合変化率を乗じて得た率 四月一日の属する年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年 に係る再評価率 。 以 下 「前々年度等の掛金の 物価変動率
- 3 基準とする。 変動率を基準とする。 価率を除く。 ŋ 賃金変動率を上回る場合における再評価率 名目手取り賃金変動率が一を下回り、)の改定については、第一項の規定にかかわらず、 ただし、 物価変動率が一を上回る場合は、 かつ、 (前項各号に掲げる再評 物価変動率が名目手取 物価
- 4 を乗じて得た率を基準として設定する。 標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率 なった期末手当等の額に係る再評価率については、 におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の 当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準と 当該年度の前年度
- 5 る。 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の 政令で定め

第四十四条の三

ては、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。る再評価率(以下「基準年度以後再評価率」という。)の改定につい属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用され

- 準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率の改定については2 前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標
- する基準年度以後再評価率を除く。)の改定については、第一項の規3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率(前項に規定、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。
- 賃金変動率が一以上となる場合 名目手取り賃金変動率 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り

定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

定める。

第四十四条の四 ることとなるときは、 る調整期間をいう。 る改定により当該年度の再評価率 一号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、 前二条の規定にかかわらず、 以下この項において同じ。 調整期間 以下同じ。 一を基準とする。 (厚生年金保険法第三十四条第一項に規定す が当該年度の前年度の再評価率を下回 名目手取り賃金変動率に第一号及び第 における再評価率の改定については (次項各号に掲げる再評価率を除く 当該基準によ

における公的年金被保険者等総数(厚生年金保険法第四十三条の四一当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度

被保険者等総数の比率の三乗根となる率号において同じ。)に対する当該年度の前々年度における公的年金第一項第一号に規定する公的年金被保険者等総数をいう。以下この

二 〇・九九七

- 項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前
- 所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 可処分

書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率

を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

に、

- 3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の短点では、第四十四条の二第四項の規定にかかわらず、当該乗じて得た率を基準に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を基準となった期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準となった給料の額と掛金の同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該年度の前年度に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を基準とする。ただし、一を同項本文に規定する率で除して得た率を基準となった給料の割整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となった給料のとする。
- については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定

用する。

- で、「取り賃金変動率を上回る場合」第四十四条の二第二項から第四項ます。「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手

2 第四 は、 する年度である場合にあつては、 達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属 が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率 度以後再評価率(次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。 を基準とする。 ては、 |十四条の五 を基準とする。 前条の規定にかかわらず、 ただし、 調整期間における基準年度以後再評価率の改定につい 当該基準による改定により当該年度の基準年 再評価率)を下回ることとなるとき 物価変動率に調整率を乗じて得た率 (当該年度が六十五歳に

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評る。 ついては、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定に

- 324 -

に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率価率。可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率(前項ただし

- 3 率に、 準とする。 第 度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年 度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金 額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率 分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。 \mathcal{O} 河月 標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率 設定については、 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の 項ただし書の規定による改定が行われる場合は、 一日の属する年度である場合にあつては、 一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基 前条第三項の規定にかかわらず、 再評価率)に、 当該年度の前年 当該乗じて得た ただし、 (当該年 可処
- 物価変動率が一を下回る場合 第四十四条の二第四項並びに第四める規定を適用する。める規定を適用する。かの各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の
- | 一物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が| | 十四条の三第一項及び第二項 | 一物価変動率が「を刊回る場合」第四十四条の三第一項及び第二項

を上回る場合(前号に掲げる場合を除く。)

第四十四条の二第

給する。

〈 匹 略

2

(略)

第四十五条 る。 短期給付を受けるべき遺族の順位は、

(遺族の順位)

(同順位者が二人以上ある場合の短期給付)

第四十六条 二人以上あるときは、 前条の規定により短期給付を受けるべき遺族に同順位者が その短期給付は、 その人数によつて等分して支

> 四項 が近に第四十四条の三第 項及び第二項

三 の二第 動率が一以上となり、 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、 項 第 一項及び第四項 かつ、調整率が一を上回る場合 名目手取り賃金変 第四十四条

兀 項から第三項まで 動率が一以上となり 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り かつ、 調整率が一以下となる場合 名目手取り賃金変 前条第

5 五. 回る場合 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は 物価変動率が一 第四十四条の二第二項、 を上回 り か 第三項ただし書及び第四項 名目手取り賃金変動率が を下

政令で定める。

(遺族の順位)

次の各号の順序とす

第四十五条 給付を受けるべき遺族の順位は、 次の各号の順序とする。

<u>〈</u> 匹 略

2

(略)

3 は、 たときは、 位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じ 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、 前二項の規定は、 その先順位者又は同順位者となることができる者について その生じた日から適用する。 又は同順

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十六条 以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人

(支払未済の短期給付の受給者の特例)

遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。
該弔慰金に係る組合員であつた者の他の遺族(弔慰金については、当前二条の規定に準じて、これをその者の遺族(弔慰金については、当年の対できた短期給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第四十七条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受ける

合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなすきは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場2 前項の規定による短期給付を受けるべき同順位者が二人以上あると

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受ける。

おいて、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合に2 前項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは

(給付金からの控除)

第四十八条

削除

控除することができる。空により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が同項の規家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が同項の規定により掛金に相当する金第四十八条 組合員が第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金

額があるときは、当該給付金からこれを控除する。給付金を除く。)があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料に係る)組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺

(不正受給者からの費用の徴収等)

第四十九条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者があ

(不正受給者からの費用の徴収等)

第四十九条 偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者

第 相当する金額 に相当する額を控除した金額) 第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金 が ある場合には、 項 第 一号の措置が採られるときは、 (その 組 合は、 短期給付が療養の給付であるときは、 その者から、 の全部又は一部を徴収することができ 当該減額された その短期給付に要した費用に (第五十七条の二 部 第五十七条 負担 金

る

2

2 額 対 が 組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、 をいう。 関 におい :行われたものであるときは、 を納付させることができる。 前 項の場合におい 短期給付を受けた者と連帯 て診療に従事する保険医 又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の て、 第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機 組合は、 して前項の規定により徴収すべ (第六十条第一 その保険医又は主治 項に規定する保険医 その短期給付 \mathcal{O} 医師に 医 き金 師 が

3 (略

(損害賠償の請求権)

第

五十条 組合は、給付事由(第七十二条又は第七十三条の規定による五十条 組合は、給付事由(第七十二条又は第七十三条の規定による五十条 組合は、給付事由(第七十二条又は第七十三条の規定による五十条 組合は、給付事由(第七十二条又は第七十三条の規定による

2 で、 者について生じた場合には、 前 短期給付をしないことができる。 項の場合において、 由 [につい て損害賠償を受けたときは、 受給権者 当該被扶養者を含む。) (同項の給 組合は、 付事由が組合員 その が第三者から同 価 の被扶養 額 \mathcal{O} 限 度

> を控除した金額) の措置が採られるときは、 三項の規定により支払つた一部負担金 金額 る場合には、 (その 給付が療養の給付であるときは、 組合は、 の全部又は一部を徴収することができる。 その者から、 当該減額された一部負担金) その給付に要した費用に相当 (第五十七条の二第一項第一号 第五十七条第一 に相当する額 二項又は第 Tする

により徴収すべき金額を納付させることができる。 保険医又は主治の医師に対し、 載をしたため、 をいう。 関において診療に従事する保険医 項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の 前項の場合において、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医 又は健康保険法 その給付が行われたものであるときは、 (大正十 給付を受けた者と連帯して前項の (第六十条第一項に規定する保険医 年法律第七十号) 組合は、 その 規定 療 記

3 (略)

(損害賠償の請求権

2 で、 者について生じた場合には、 0 前 事 給付をしないことができる。 項 ,由について損害賠償を受けたときは、 の場合におい て、 受給権者 当該被扶養者を含む。) (同 |項の給付事 組合は、 由 が その が第三者から同 組合員の被扶養 価 額 \hat{O} 限 度

(短期給付を受ける権利の保護)

を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。第五十一条 この法律(第十一章を除く。)に基づく短期給付を受ける

(公課の禁止)

いては、この限りでない。金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金につ第五十二条 租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける

(附加給付)

げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。 第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲

(短期給付の額の算定の基準となる標準報酬)

) 又は同項に規定する標準報酬の日額(以下「標準報酬の日額」とい第一項に規定する標準報酬の月額(以下「標準報酬の月額」という。第五十四条の二 短期給付の給付額の算定の基準となるべき第四十四条

(給付を受ける権利の保護)

第五十一条 この法律(第十一章を除く。)に基づく給付を受ける権利 第五十一条 この法律(第十一章を除く。)に基づく給付を受ける権利 が、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただ は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただ は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただ

(公課の禁止)

業手当金については、この限りでない。 を標準として、課することができない。ただし、退職共済年金及び休第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品

第二節 短期給付

第一款 通則

(附加給付)

げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を

行なうことができる。

第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲

、退職の日)の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。う。)は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には

(被扶養者に係る届出及び短期給付)

·二 (略)。

日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする、それぞれ行うものとする。ただし、同項(第二号を除く。)の規定、それぞれ行うものとする。ただし、同項(第二号を除く。)の規定による届出がその組合員となつた日となった日から、組合員には表の者が組合員となった日から、組合員に2 被扶養者に係る短期給付は、新たに組合員となった者に被扶養者と 2

(通勤による災害に係る補償との調整)

第五十五条の二 養費、 は 療養の給付又は入院時食事療養費、 十九条の四第一 十八条の三第一項、 五まで、 同一の病気、 療養費、 家族移送費 第五十八条第一項若しくは第二項、 項、 第五十六条第一項又は第五十七条の三から第五十七条 訪問看護療養費、 負傷又は死亡に関し、 第五十九条第一項、第五十九条の三第一項、 第六十五条若しくは第六十八条第一 埋葬料、 家族埋葬料若しくは傷病手当金の 移送費、 入院時生活療養費、 地方公務員災害補償法の規定 家族療養費、 第五十八条の二、 項に規定する 家族訪問 保険外併用 支給 第五 第五 看護 療

(被扶養者に係る届出及び給付)

届け出なければならない。
には、その組合員は、主務省令で定める手続により、その旨を組合にる場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合第五十五条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者があ

·二 (略)

(通勤による災害に係る補償との調整)

第五十五条の二 で、 療養費、 の三第一項、第五十九条第一項、第五十九条の三第一項、 給付又は入院時食事療養費、 の 四第一 家族移送費 病気、 第五十八条第一項若しくは第二項、 項、 訪問看護療養費、 負傷又は死亡に関し、 第六十五条若しくは第六十八条第一 埋葬料、 次条第一項又は第五十七条の三から第五十七条の 家族埋葬料若しくは傷病手当金の 移送費、家族療養費、 入院時生活療養費、 地方公務員災害補償法の規定による 第五十八条の二、 項に規定する療養の 家族訪問看護療養費 保険外併用療養費、 第五十九条 第五十八 五. 条 同

こととなつたときは、行わない。をいう。)による災害に係るもの又はこれに相当する給付が行われるによる補償でこれらの給付に相当する通勤(同法第二条第二項の通勤

(短期給付の制限)

第五十五条の三 罪行為により、 る短期給付は、 項の規定に該当する場合を除き、 の直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、 この法律により短期給付を受けるべき者が、 行わない。 又は故意に、 病気、 当該病気、 負傷、 死亡若しくは災害又はこれ 負傷、 死亡又は災害に係 その者には、 故意の 犯 次

2 意に死亡させた者についても、 よつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、 行わない。 又は故意に死亡させた場合には、 員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、 において「支払未済給付」という。)を受けるべき者が組合員 第四十七条の規定により支給する支払未済の短期給付 組合員又は組合員であつた者の死亡前に、 同様とする。 その者には、 当該支払未済給付は、 その者の死亡に 以 下この 又は故 組合 項

付の全部又は一部を行わないことができる。 しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事がだまらにさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復を故を生じさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復をおいた場合には、その者には、当該病気、負傷又は死亡に係る短期給ができる。

あると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた 第五十五条の四 組合がこの法律に基づく短期給付の支給に関し必要が

なつたときは、行わない。。)による災害に係るもの又はこれに相当する給付が行われることと補償でこれらの給付に相当する通勤(同法第二条第二項の通勤をいう

場合において 正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、

その者に係る当該短期給付は その全部又は 部を行わないことがで

(療養の機関及び費用の負担

第五十七条 略

2 負担 る。 得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとす 受ける場合には、 る場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項 カン 規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて :ら療養の給付を受ける者は、 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局 !金を減額し、 ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を 組合は、 又はその支払を要しないものとすることができる。 運営規則で定めるところにより、 その給付を受ける際、 次の各号に掲げ 当該 部 2

(略)

あるとき 令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上で 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、 百分の三十 政

3 \ 7 略

組 合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

第六十一条 規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者 際に療養の給付、 例被保険者等」という。 組合員が資格を喪失し、か 入院時食事療養費、 となつた場合において、 入院時生活療養費、 つ、 健康保険法第三条第二項に (次項において その者が退職した 保険外併用 日 屋特

(療養の機関及び費用の

第五十七条 略

る。 負担金を減額し、 受ける場合には、 得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとす る場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項 から療養の給付を受ける者は、 の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局 ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を 組合は、 又はその支払を要しないものとすることができる。 運営規則で定めるところにより、 その給付を受ける際、 次の各号に掲げ 当該 部

一•二 (略)

あるとき 令で定めるところにより算定した給料の額が政令で定める額以上で 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、 百分の三十 政

3 7 略

、組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

第六十一条 際に療養の給付、 例被保険者等」という。 規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において 組合員が資格を喪失し、かつ、 入院時食事療養費、)となつた場合において、 入院時生活療養費、 健康保険法第三条第 その者が退 保険外併用 日 職 二項に 屋特 した

院時 とき 第四 護サ る指 療養費又は 送費を支給する。 は 例介護予防 若しくは特例 居宅介護サー 第八条の一 防サービス費 に係るものに限る。 養に相当する同法第五十三条第一 規定する施設サービスに係るものに限る。 \mathcal{O} 以下この るサービスに係るものに限る。 相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当す による当該給付 規定による当該給付のうち 負傷 ビスに係るものに限る。 若しくは 特例居宅介護サービス費]十八条第一 護 定居宅サ 食事療養費 (その者が退職した際にその被扶養者が介護保険法の規定による -ビス費 療養費、 及びこれらにより 条において同じ。 第一 介護保 介護予防サービス費 -ビス費、 ĺ 施設 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法 (同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同 移送費、 項に規定する指定施設サービス等に係るものに限 項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサ ビス費を受けているときを含む。 ビスに係るものに限る。 のうち療養に相当する同法第四十 険法 介護サービス費又は介護予防サ 入院時生活療養費、 以下この条において同じ。 特例居宅介護サービス費、 \mathcal{O} 家族療養費 生じた病気に 規定による居宅介護サー 以下この条において同じ。 (同法の規定による当該給付 若しくは特例施設介護サービス費 療養に相当する同法第八条第二十三 以下この条において同じ。 (同法の規定による当該給付のうち 項に規定する指定介護予防サ 家族 保険外併用療養費 ついて継続 以下この 訪問 以下この条において同)若しくは特例 看護 -ビス費 ĺ 条におい -一 条 第 施設介護サー して療養 には、 -ビス費若しくは特 療養費又は家)を受けてい このうち (同 項に規 療養費、 当該病力 . て同 の給 法 施設介 ĺ 療養に 介護 付 ピ \mathcal{O} (同 P. C. ービス 項 規定 気又 ス費 る。 定す 族 移 訪 入 る 予 療 法 法

療養費、

療養費、

訪問

看護療養費、

家族療養費若

しくは家族

訪問

看

護

食事療 護予防 第九 療養費、 傷 規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十三項に規 条第 当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サ る指定居宅サー による当該給付のうち 療養費又は くは特例 介護サー 以下この る介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るもの による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定す 定介護予防サービスに係るものに限る。 る当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指 定する施設サービスに係るものに限る。 する指定施設サービス等に係るものに限る。 定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第 ビス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。 一項におい 一項におい (その者が退職した際にその被扶養者が介護保険法の規定による居宅 項において同じ。 及びこれ 十六条第一 養費 (サービス費を受けているときを含む。 項におい 条及び第九十六条第 ビス費 施設介護サー 療養費、 介護保险 て同じ。 5 て同じ。 により生じた病気につい 入院時生活療養費 て同じ。 項において同じ。 ビスに係るものに限る。 険法の 訪問 特例居宅介護サ 若しくは特例介護予防サー 療養に相当する同法第四十一条第 ビス費又は 若しくは介護予防サー 看護療養費、 特例居宅介護サー 規定による居宅介護サー 若しくは特例施設介護サー 項におい 保険外併用療養費、 介護予防 ビス費、 家族療養費若 施設介護サービス費 て継続して療養の て同じ。 以下この条及び第九十六 以下この条及び第九十六条第 以下この ・ビス費 ・ビス費 施設介護サ 以下この には、 ビス費若しくは 条及び -ビス費 ・ビス費 しくは家族 (同法の を受けてい (同 療養費 当該病気又は負 ・ビス費 条及び第九 以下この 給付、 法の 第九 ĺ (同 同 規定による 項に規 ビス費若 (同 に限る。 法の 規定によ 項 十六条第 法 訪 (同 んに規 条及び 法 問 訪問 特 入院 るとき \mathcal{O} 十六 規定 条第 例 定す 規定 法 \mathcal{O} 看護 時 定 規 看 介

2~4 (略)

(傷病手当金)

第六十八条 切り捨て、 り上げるものとする。 に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、 とができなくなつた日以後三日を経過した日から、 服することができない場合には、傷病手当金として、 員を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。 務に服することができない期間一日につき標準報酬 によらないで病気にかかり、 五十銭以上一円未満の端数があるときは、 組合員 (第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合)を支給する。 又は負傷し、 療養のため引き続き勤務に その後における勤 の日額の三分の二 これを 勤務に服するこ が公務 これを 円に切

2·3 (略)

4 きは、 基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができると とができる障害厚生年金の額 総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。 なる傷病手当金の額より少ないときは、 生年金の支給を受けることができないとしたならば支給されることと 基準として総務省令で定めるところにより算定した額が けることができるときは、 による障害厚生年金をいう。 傷病手当金は、 当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額 同 の傷病に 支給しない。 以下この項において同じ。 (当該障害厚生年金と同一の給付事由に て障害厚生年金 当該傷病手当金の額から当該 ただし、その支給を受けるこ (厚生年金保険法)の支給を受 当該障害厚 を

を支給する。護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費

2~4 (略)

(傷病手当金)

第六十八条 円未満の端数があるときは、 額に五十銭未満の端数があるときは、 務に服することができない期間 とができなくなつた日以後三日を経過した日から、 服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服するこ によらないで病気にかかり、 員を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。 を支給する。 する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額 組合員(第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合 これを一円に切り上げるものとする。 又は負傷し、 日につき給料日額の三分の二に相当 これを切り捨て、 療養のため引き続き勤務に その後における勤 五十銭以上 (当該 が 公務 金

2·3 (略)

4 病手当金の額より少ないときは、 の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷 当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)を基準と 国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、 とができるときは、 令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。 して総務省令で定めるところにより算定した額が、 きる障害共済年金の額 傷病手当金は、 同一の傷病につい 支給しない。 (当該障害共済年金と同 当該傷病手当金の額から当該総務省 ただし、その支給を受けることがで て障害共済年金の支給を受けるこ 一の給付事由に基づき 当該障害共済年金

5 こととなつたときは、 からその日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が よる障害手当金を 合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、 当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該 手当金の額を控除した額については、 傷病手当金は、 障害手当金の額に達するに至る日までの間、 同 いう。 当該障害手当金の支給を受けることとなつた日 の傷病について障害手当金 下この の項にお この限りでない。 いて同じ。 当該合計額から当該障 支給しない。 (厚生年金保険法に の支給を受ける ただし

6 のに限る。 により算定した額を控除した額を支給する。 少ないときは、 とができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より ところにより算定した額が、 退職老齢年金給付の額を合算した額) 給付の額 である給付であつて政令で定めるもの 由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金 支給しない。 「退職老齢年金給付」という。 第三項の傷病手当金(政令で定める要件に該当する者に支給するも (当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の は、 当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところ ただし、 厚生年金保険法又は国民年金法による老齢を給付事 その支給を受けることができる退職老齢年金 当該退職老齢年金給付の支給を受けるこ)の支給を受けることができるときは を基準として総務省令で定める (以下この項及び次項において 6

> 障害 時金の額を控除した額については、 額が当該障害一時金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害 該合計額が当該障害 その日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該 となったときは、 傷病手当金は、 時金の額に達するに至る日までの間、 当該障 同 <u>__</u> 時金の額に達するに至つた日において当該合計 害 傷病について障害 時金の支給を受けることとなつた日から この限りでない 支給しない。 時金の支給を受けること ただし、 当

5

共済法、 により算定した額を控除した額を支給する 少ないときは、 とができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より 退職老齢年金給付の額を合算した額) 給付の額 \mathcal{O} ところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けるこ である給付であつて政令で定めるもの 由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年 「退職老齢年金給付」という。)の支給を受けることができるときは 支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金 に限る。 第三項の傷病手当金(政令で定める要件に該当する者に支給するも 厚生年金保険法又は国民年金法による退職又は老齢を給付事 (当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、)は、 当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところ この法律、 国家公務員共済組合法 を基準として総務省令で定める (以下この項及び次項におい 私立学校教職員 当該二以上の 7

略

(出産手当金)

第六十九条 二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六 るときは、 端数があるときは、 標準報酬 日までの間において勤務に服することができなかつた期間 (出産の日が出産の予定日後であるときは、 の日額の三分の二に相当する金額 これを 組合員が出産した場合には、 一円に切り上げるものとする。 これを切り捨て、 五十銭以上一円未満の端数があ 出産手当金として、 (当該金額に五十銭未満の Щ 産の予定日) を支給する。 一日につき 出産 以前四十 の日

2 略

(休業手当

第七十条組合員が次に掲げる事由により欠勤した場合には、 又は出産手当金を支給する場合には、 各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間) 金として、 日額の百分の五十に相当する金額を支給する。 その期間 (第二号から第四号までの各号については、 その期間内は、 ただし、傷病手当金 一日につき標準報酬 この限りでな 休業手当 当該

~ 五 略

(育児休業手当金

第七十条の二 労働者の福祉に関する法律第二条第一号又は地方公務員の育児休業等 に関する法律第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、 組合員が育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う 育

8 略

(出産手当金)

第六十九条 切り上げるものとする。 を切り捨て、 額に相当する金額 給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た 日までの間において勤務に服することができなかつた期間 二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六 (出産の日が出産の予定日後であるときは、 組合員が出産した場合には、 五十銭以上一円未満の端数があるときは、 (当該金額に五十銭未満の端数があるときは、 を支給する。 出産手当金として、 出産の予定日) これを 日につき 以 出 前四 産 円に $\overline{\mathcal{O}}$ +日

略

2

(休業手当金)

第七十条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には ない。 当金又は出産手当金を支給する場合には、 ては、 き給料日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、 休業手当金として、 当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間) その期間 (第二号から第四号までの各号につい その期間内は、 この 傷病手 い限りで 日につ

一 <u>〈</u> 五. 略

(育児休業手当金

第七十条の二 又は地方公務員の育児休業等に関する法律 労働者の福祉に関する法律 組合員が育児休業、 (平成三年法律第七十六号) 介護休業等育児又は家族介護を行う (平成三年法律第百十号) 第二条第 一 号

三項 準年齢」 第百四十条第二項 児休業手当金として、 休業に係る子が基準年齢に達した日) 該育児休業に係る子が基準年齢に達した日後であるときは、 金の額のうち標準報酬 \mathcal{O} 定める場合に該当するときは、)百分の四十に相当する金額を支給する。 ただし、当該育児休業手当 て育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で (に規定する団体組合員を含む。) 会別では、
会別では
会別で
会の
< 育児休業に係る子が一歳 という。 に規定する継続長期組合員及び第百四十四条の三第 に達する日までの期間一日につき標準 当該育児休業により勤務に服さなかつた期間 の日額の百分の十に相当する金額については (その子が一歳に達した日後 一歳六か月。 であるときに、 後引き続いて六月以上組合員 以下この項にお 支給する。 (その日が当 報酬 の期間につ 当該育児 の日額 て 基 で

する。 」とあるのは 適用については、 同 分 二十二で除して得た額をいう。) ご法第十八条の規定により変更された場合には、 次項に規定する給付上限 年法律第百十六号)第十七条第四項第二号ハに定める額 の)四十に相当する金額が、 に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を 項本文の規定により支給すべきこととされる標準報酬 同項中 「当該給付上限相当額 「標準報酬 1相当額. 給付上限相当額 を超える場合における前項の規定 と の日額の百分の四十」 に四四 標準 分の (雇用保険法 報酬 一を乗じて得た額」 当該変更された後の \mathcal{O} 日額 とあるの の日額 \mathcal{O} (昭 (当該額が 百分の十 和四 \mathcal{O} لح は 百 \mathcal{O} +

2

2

組合員 いては、 る。 条の三第三項に規定する団体組合員を含む。)であるときに、 当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日)後引き続いて六月以上 \mathcal{O} する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額につ る金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する 当するときは、 をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該 に係る子が一歳 として、 第二条第一)に達する日までの期間 日が当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日後であるときは ただし、 (第百四十条第二項に規定する継続長期組合員及び第百四 当該育児休業をした組合員が当該育児休業が終了した日 当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業 当該育児休業手当金の額のうち 項の規定により育児休業をした場合には、 一歳六か月。 (その子が一歳に達した日後の期間について育児休業 一日につき給料日額の百分の四十に相当す 以下この項において「基準年齢」とい う給料日 額の百分の十に 育児休業手当 支給す 十四四 相 (そ う

額 の 」とあるのは 得た額」 を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額を り変更された場合には、 いう。) 十七条第四項第二号ハに定める額 + 給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値 に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額 前項本文の規定により支給すべきこととされる給料日額の百分の 百分の 給付上限相当額 を超える場合における前項の規定の適用については、 とあるのは 十に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額 「当該給付上限相当額に四分の一を乗じて得た額」と (雇用保険法 「次項に規定する給付上限相当額」 当該変更された後の額) (昭和四十九年法律第百十六号) 第 (当該額が同法第十八条の規定によ に相当する額に三十 と を乗じて 「給料日 同 項 中 兀

略

(介護休業手当 金

第七十条の三 介護休業手当金として、 を受けたものをいう。 護するための休業であつて、 する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介 介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第七項において準用 (主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認) 日につき標準報酬 組合員が介護休業 の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。 以下この条において同じ。 当該介護休業により勤務に服さなかつた期間 任命権者又はその委任を受けた者の承認 (育児休業、 介護休業等育児又は家族)をした場合には、

2 4 略

(報酬との調整

第七 部又は一部を受ける場合には、 部分を除く。 第七十条の二第一項ただし書の規定により支給される金額に相当する 1十一条 る金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。 傷病手当金、)又は介護休業手当金は、 出産手当金、 その受ける金額を基準として政令で定 休業手当金、 その支給期間に係る報酬の全 育児休業手当金

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十二条 の弔慰金をその遺族に、 n 死亡したときは、 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害によ 組合員については標準報酬の月額に相当する金額 被扶養者については当該金額の百分の七十に

する。

3 (略

(介護休業手当金

第七十条の三 を受けたものをいう。 護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認 を乗じて得た額 介護休業手当金として、 する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介 介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第七項において準用 (主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認) 日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値 組合員が介護休業 .相当する金額を支給する。 以下この条において同じ。)をした場合には、 当該介護休業により勤務に服さなかつた期間 (育児休業、 介護休業等育児又は家族

$\frac{2}{4}$ 略

給料との調整

第七十一条 める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。 部又は一部を受ける場合には、 部分を除く。 第七十条の二第一項ただし書の規定により支給される金額に相当する 傷病手当金、)又は介護休業手当金は、その支給期間に係る給料の全 出産手当金、 その受ける金額を基準として政令で定 休業手当金、 育児休業手当 金

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十二条 第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当 1) 死亡したときは、 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害によ 組合員につい ては給料の 月分に相当する金額に

相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

(災害見舞金)

第七十三条 する。 に応じ、 に損害を受けたときは、災害見舞金として、 同表に定める月数を標準報酬の月額に乗じて得た金額を支給 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財 別表に掲げる損害の程度

第三節 長期給付

第七十四条 この法律における長期給付は、 厚生年金保険法第三十二条

老齢厚生年金

に規定する次に掲げる保険給付とする。

障害厚生年金及び障害手当金

遺族厚生年金

第七十五条から第百七条まで 削除

> の七十に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。 する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については当該金額の 百分

(災害見舞金)

第七十三条 支給する。 第 程度に応じ、 に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の 一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財 同表に定める月数を給料に乗じて得た金額に第六十三条

第三節 長期給付

第 款 通則

(長期給付の (種類)

第七十四条 この法律による長期給付は 次のとおりとする。

退職共済年金

三 障害 障害共済年金 時 金

兀 遺族共済年金

(年金の支給期間及び支給期月)

第七十五条 翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。 年金である給付は、 その給付事由が生じた日の属する月の

2 の事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属 年金である給付は、 その支給を停止すべき事由が生じたときは、 そ

する場合には、支給を停止しない。する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属

じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生

、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときはに、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受けるの。年金である給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月

(併給の調整)

年金である給付は、その支給を停止する。者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該第七十六条次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権

付及び障害を給付事由とする年金である給付(その受給権者が六十 年金法による年金である給付 給権者が六十五歳に達しているものに限る。 るもの 校教職員共済法による年金である給付(退職を給付事由とする年金 由とする年金である保険給付及び同法による遺族厚生年金 である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当す 給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。)、 者が六十五歳に達しているものを除く。)、 による年金である給付 .法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの 退職共済年金 (その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 厚生年金保険法による年金である保険給付 障害共済年金若しくは遺族共済年金 (退職を給付事由とする年金である給付及び (老齢を給付事由とする年金である給) を除く。 国家公務員共済組合法 (老齢を給付事 (その受給権)又は国民 (その受 (その受) を 除 私立学

当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎 付を除く。 規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給 よる老齢厚生年金(これらの受給権者が六十五歳に達しているもの 金である給付で退職共済年金に相当するもの又は厚生年金保険法に る年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給 年金を除く。 由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付 共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるもののうち同号の とにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、 務員共済組合法による年金である給付、 に限る。 (これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 るものを除く。 遺族共済年金 (国家公務員共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による年 を除くものとし、)を受けることができるとき。 又は国民年金法による年金である給付 退職共済年金(その受給権者が六十五歳に達して 障害共済年金若しくは遺族共済年金、 第九十九条第 私立学校教職員共済法によ 一項第四号に該当するこ (老齢を給付事 当該遺族 並びに 国家公

しくは厚生年金保険法による年金である保険給付を受けることができ2 前項の規定により、私立学校教職員共済法による年金である給付若

項 年金の額が同条第四項の規定により算定されたものであるときは、 規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額 定める金額) れたものであるときは、これらの規定により算定した額のうち政令で 項 害共済年金の額のうち第八十七条第一項第二号若しくは第二項第二号 法律による年金である給付の支給が停止されるときは、 合 \mathcal{O} 年金である給付を受けることができる場合を除く。 る場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場 掲げる金額 に定める金額のうち政令で定める金額) 額のうち第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額、 ついては、 (同条第四項において準用する場合を含む。 (当該年金である給付と同一 一項第一号イ②若しくは同号ロ②に掲げる金額 その支給の停止を行わない。 に相当する金額又は遺族共済年金の額のうち第九十九条 (当該障害共済年金の額が同条第四項又は第九十条第 の給付事由に基づいてこの法律による を含む。 の規定により算定さ)に該当してこの)に相当する金額 (当該遺族共済 (同条第三項 退職共済年金 障 \mathcal{O}

4 金である保険給付又は国民年金法による年金である給付について、 る年金である給付 る年金である給付の受給権者は、 |学校教職員共済法による年金である給付、 行わない。ただし、 7 前項の申請があつた場合には、 停止の解除を申請することができる。 は、 第一項の規定にかかわらず、 国家公務員共済組合法による年金である給付、 その者に係る同項に規定する他のこの法律によ 当該申請に係る年金である給付につ 同項の規定にかかわらず、 同項の規定による支給の停止は 厚生年金保険法による年 その支給 前 私

項若しくは次項の規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものと

して政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは

3

第

項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律によ

この限りでない。

- 5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一 生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつた 保る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が 係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が ものとみなす。
- て撤回することができる。 された場合における当該申請を含む。) は、いつでも、将来に向かつされた場合における当該申請を含む。) は、いつでも、将来に向かつとみなる

(受給権者の申出による支給停止)

安にし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されているときは、停止されていない部分のの一部につき支給を停止されているとのと額につき支給を停止されているものの一部につき支給を停止されているとのと額につき支給を停止されているものの一部につき支給を停止されているとのと額につき支給を停止されているものの一部につき支給を停止されているときは、停止されているとの出ているときは、停止されているものを額の支給を停止する。

れていないものとみなす。

し必要な事項は、政令で定める。 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に関

(年金の支払の調整)

窓年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。でき期間の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月のして改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月のして改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止する。

るところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払にすべき者に支払うべき年金である給付があるときは、主務省令で定め合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済を合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をの受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属す第七十六条の四 この法律による年金である給付の受給権者が死亡した

よる返還金に係る債権の金額に充当することができる。

(死亡の推定)

第七十六条の五 かとなり、 転覆し 生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明ら 空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の 組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航 済の給付の支給に関する規定の適用については、 からない場合には、遺族共済年金又はその他の長期給付に係る支払未 らの者の死亡が三月以内に明らかとなり、 員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれ となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落 若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合 なつた際現にその船舶に乗っていた組合員若しくは組合員であつた者 滅失し、 滅失し、 かつ、 若しくは行方不明となった際現にその航空機に乗つていた 船舶が沈没し、 その死亡の時期がわからない場合にも、 若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明 転覆し 滅失し、 かつ、 その船舶が沈没し、 その死亡の時期がわ 若しくは行方不明と 同様とする

(年金受給者の書類の提出等)

間、年金である給付の支払を差し止めることができる。間、年金である給付の支払を差し止めることができる。間、年金である給付の支払を差し止めることができる。間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第 一款 退職共済年金

(退職共済年金の受給権者)

第七十八条 きは、 その者に退職共済年金を支給する。 組合員期間を有する者が次の各号の ずれかに該当すると

免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算 第二項に規定する保険料納付済期間、 五歳に達した日以後に退職したとき。 た後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、 した期間をいう。 組合員期間等 (組合員期間、 以下同じ。 が二十五年以上である者が 組合員期間以外の国民年金法第五条 同条第三項に規定する保険料 又は六十 退職し

退職した者が、 以上である者となったとき。 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に 組合員となることなくして組合員期間等が二十五年

2 るに至ったときは、 前項に定めるもののほか、 その者に退職共済年金を支給する。 組合員が、 次の各号のいずれにも該当す

六十五歳以上であること。

年以上の組合員期間を有すること。

組合員期間等が二十五年以上であること。

(退職共済年金の額)

第七十九条 る。ただし、 退職共済年金の額は、 一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職 次の各号に掲げる金額の合算額とす

一 平均給与月額 共済年金の額は、 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月

第

一号に掲げる金額とする。

数を乗じて得た額

- ○九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額の千分の一・
- 五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額口 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の〇・
- 2 前項の退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者
- 3 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき(当該退職し) 当該退職共済年金の受給権者が退職したとき(当該退職し) は、前項の規定にかかわらず、当該退職しを取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職し

第八十条 た当時。 の三月三十 その者の六十五歳未満の配偶者又は子(十八歳に達する日以後の最初 が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つ 者がその権利を取得した当時 に規定する障害等級 未満であつたときは、 一十年以上であるものに限る。 当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年 第三項において同じ。 退職共済年金 一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十四条第二項 (以下この条において「障害等級」という。) の 前条第三項の規定により当該退職共済年金の額 (その年金額の算定の基礎となる組合員期間が (退職共済年金を受ける権利を取得した)の額は、当該退職共済年金の受給権)その者によつて生計を維持していた

年金額を加算した額とする。
きは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。)があると

2 あるときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。 \mathcal{O} 賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、 金額 改定率」という。)であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五 るときは、 の規定の適用がないものとして改定したもの これを百円に切り上げるものとする。 端数があるときは、 前項に規定する加給年金額は、 二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率 という。 ては一人につき七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た (そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に これを切り捨て、 を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があ これを切り捨て、 五十円以上百円未満の端数があるときは 同項に規定する配偶者については一 五十円以上百円未満の端数が とし、 これらの金額に五十円未満 (以 下 同項に規定する子に 「賃金変動等改定 (以 下

死亡したとき。

する。

配偶者又は子に該当しないものとして

当該退職共済年金の額を改定

至つたときは

同項の規定にかかわらず、

その者は、

同項に規定する

二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でな

くなつたとき。

四三 配偶者が、 離婚又は婚姻の取消しをしたとき。

配偶者が、 六十五歳に達したとき。

五. 者の養子になつたとき。 子が、 養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の

養子縁組による子が、離縁をしたとき。

七六 子が、 婚姻をしたとき。

く。)について、 子 (障害等級の一 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終 級又は一 一級に該当する障害の状態にある子を除

了したとき。

九 に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。 障害等級の一 その事情がなくなつたとき。 級又は二級に該当する障害の状態にある子 (十八歳

+歳に達したとき。 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、

5 る。 によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、 第 項 第三項又は前項の規定の適用上、 退職共済年金の受給権者 政令で定め

(支給の繰下げ)

第八十条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した 町村連合会) 日から起算して一年を経過した日 した日」という。 組合 ただし (市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、 に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることがで その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに 前に当該退職共済年金を請求していなかつたもの (以下この条において「一年を経過 市

害共 保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金であ 年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において障 この条において同じ。)の受給権者であつたとき、又は当該退職共済 若しくは国民年金法による年金である給付 事由とする年金である保険給付を除く。以下この条において同じ。 付 この条において同じ。 年金である給付 る給付のなつたときは、 である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、 金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。 て同じ。 障害共済年金若しくは遺族共済年金 (退職を給付事由とする年金である給付を除く。 、済年金若しくは遺族共済年金、 厚生年金保険法による年金である保険給付 (退職を給付事由とする年金である給付を除く。 この限りでない。 私立学校教職員共済法による年金である給 国家公務員共済組合法による年金 国家公務員共済組合法による (老齢を給付事由とする年 以下この条にお (老齢を給付 厚生年金 以 下 下

3 2 事由 年金法による年金である給付(以下この項において「障害共済年金等 務員共済組合法による年金である給付、 という。 金である給付、 第 受給権者となつた日において、 が生じた日 年を経過した日後に障害共済年金若しくは遺族共済年金、 以後前項の申出をしたときは、 項の申出をした者に対する退職共済年金は、 の受給権者となつた者が、 (以下この項において 厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民 前項の申出があつたものとみなす。 次項の規定を適用する場合を除き 「受給権者となつた日」という 障害共済年金等を支給すべき 私立学校教職員共済法による 第七十五条第一項 国家公

第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条

する。

の規定にかかわらず、

当該申出のあつた月の翌月から支給するものと

第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金する。

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

ある間、退職共済年金の支給を停止する。 第八十一条 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員で

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である 定相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部 が及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部 があるときは、そ で規定する加給年金額に相当する部 があるときは、そ で規定する加給年金額に相当する部 があるときは、そ である金額

でで得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当 をの標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗 がら十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料 から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛から十二で除して得た額とを合算して得た額をいい、各年の九月 がら十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となった給料 をの標準となった給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た がら十二月までの各月におけるその者の掛金の標準となった給料

等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。

以

下この 開始額以下である場合 び前条第四項の規定により加算される金額を除く。 項 て「在職中支給基本額」という。 項において「基本月額」という。 第二号に掲げる金額 項において同じ。 在職中支給基本額に相当する金額 と当該退職共済年金の 第八 十条第一項に規定する加給年金額及 を十二で除して得た額)との合計額が停止解除調整 額 以下この項にお (第七十九条第 (以 下

までに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額 じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職 整開始額を超え、 イ 中支給基本額に満たない場合 準 その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額が停止解除 始額を控除して得た金額の二分の 基準給与月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開 給与月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、 次のイから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニ か 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応 在職中支給基本額に相当する金額 一に相当する金額 かつ、 その者の基 その者 調 カン

口 準給与月額相当額の二分の一に相当する金額 与月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除 準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額 して得た金額の二分の一 基本月額が停止解除調整開始額を超え、 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、 に相当する金額にその者の基準給与月額 かつ、 かつ、 その者の基準給 その者の基 その者の 停止解除 基

与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合

基本月額が停止解除調整開始額を超え、

かつ、

その者の基準給

その者の基準

- 352 -

額を控除して得た金額 給与月額相当額から停止解除調整変更額の二分の 一に相当する金

3

- 4 ものとする。 (T) 改定した金額) 調整開始額の改定の措置が講じられたときは、 この項において同じ。 満の端数があるときは、 金額に改定する。 の当該措置により改定した金額) 定による停止解除調整変更額の改定の措置が講じられたときは、 千円以上一万円未満の端数があるときは、 千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未 率であつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た金額(その金額に五 十八万円に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる ては、 第二項第二号の停止解除調整変更額は、四十八万円とする。ただし 前項各号の停止解除調整開始額は、 (その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、 |十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十四条 月以後の停止解除調整開始額を当該乗じて得た金額に改定する。 当該年度の四月以後の停止解除調整変更額を当該乗じて得た 項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金 以下この項において同じ。 を超え、 又は下るに至った場合においては、 これを一万円に切り上げるものとする。 が二十八万円 を超え、 二十八万円とする。 (この項の規定による停止解除 これを一万円に切り上げる 又は下るに至った場合にお が四十八万円 直近の当該措置により (この項の規 ただし、 当該年度 直近 以下
- 6 5 前項ただし書の規定による停止解除調整変更額の改定の措置は、 で定める。 その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動 第三項ただし書の規定による停止解除調整開始額の改定の措置及び |項の規定により退職共済年金の| 部の支給が行われている間に 政 令

が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に関 し必要な事項は、 政令で定める。

7

偶者が る。 退職、 当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止する。 ものの支給を受けることができるときは、 付 を停止されているものを除く。 済法による年金である給付、 又は国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共 れているものを除く。 一十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止さ 第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金 ついては 第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金 国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、 項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は厚生年金保険 老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定める 項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止す 退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が 当該退職共済年金の受給権者が国民年金法第三十三条の 同項の規定によりその者について加算が行われている配 若しくは障害共済年金 厚生年金保険法による年金である保険給 の支給を受けることができるとき、 その間、 (その全額につき支給 同項の規定により その間、

8 十条第 法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算さ れた老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、 については、

第八十二条 五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。 年金法等の (厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止) 退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者 部を改正する法律 (昭和六十年法律第三十四号))若しくは厚生年金 附則第 (国民

2 得た額 額相当 おい 条第 議員 とする。 支給を停止する金額は、 と退 ある場合において、 付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの若しくは私立学校 規定する七十歳以上の 保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二 た額の二 入月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得 給停止調整額を超えるときは、 加算される金額を除く。 教職員共済法第二十五条の三第 ただし、 十三条第一項及び第二項において「基準収入月額相当額」という。 前項の 項及び第二項において「厚生年金保険の被保険者等」という。 |職共済年金の額 7 (若しくは地方公共団体の議会の議員 項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により 「額に相当する額として政令で定める額 (以下この項において「基本月額」 一分の 「支給停止額」という。 支給停止調整額は、 支給停止額が当該退職共済年金の額を超える場合には、 に相当する額に十二を乗じて得た金額 その者の前条第一 (第七十九条第 使用される者 当該退職共済年金の額に相当する金額を限度 以下この項において同じ。 四十八万円とする。 当該退職共 項に規定する特定教職員等又は国会 に相当する金額の支給を停止する。 項第二号に掲げる金額、 一項 第 私学共済制度の加入者で長期 (第四項並びに第九十三条第 という。 済年金の 一号に規定する基準給与月 (以下この条並びに第九)を十二で除して 額のうち、 との合計額が支 (以下この項に 兀 十七条に 十八万円 基準収 第八十 その で

以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万に現ける率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額(その金額に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十四条の二第一項第一、近十八万円とする。ただし、四十八万円とする。ただし、四十八万円とする。ただし、四十八万円と

の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た金額に改定する。改定した金額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度停止調整額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により

- 定める。 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で
- 4 関して必要な資料の提供を求めることができる。 の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に 険者等」という。 日本私立学校振興・共済事業団 会保険庁長官、 ため必要があると認めるときは、 村連合会) 組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、 は、 国の組合、 第 に対し、 項の規定による退職共済年金の支給の停止を行う 第百五十一条第一項に規定する共済会又は 第一項の規定による退職共済年金の支給 (第九十三条第二項において「年金保 衆議院議長若しくは参議院議長 市町
- 給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による退職共済年金の支

(退職共済年金の失権)

きは、消滅する。
善きは、消滅する。
一きは、消滅する。

第三款 障害共済年金及び障害一時金

(障害共済年金の受給権者)

診日」という。)において組合員であつたものが、当該初診日から起る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初第八十四条病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係

障害共済年金を支給する。 (東の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に ででいる。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程 でである場合には、その障害の程度に応じて、その者に でできない状態に至ったときは できない状態に至ったときは できない状態に至ったときは できない状態に至ったときは

級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。 2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三

一項の障害共済年金の支給を請求することができる。 る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、障害認定日にお 該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定日後六十五歳に 該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定日後六十五歳に をする日の前日までの間において、その傷病により障害等級」という。)に の項の障害共済年金の支給を請求することができる。

第八十六条 又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき(基準傷病の初診 日までの間において、 この項において「基準傷病」という。 にある者が る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、 「基準障害」という。 病気にかかり、 基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前 初めて、 又は負傷した者で、 と他の障害とを併合して障害等級の 基準傷病による障害 以外の傷病により障害の状態 その病気又は負傷に係 (以下この項にお その傷病 · (以下 級

障害共済年金を支給する。
。)は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による、基準傷病以外のすべての傷病)に係る初診日以後であるときに限る日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は

ず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする前項の障害共済年金の支給は、第七十五条第一項の規定にかかわら

(障害共済年金の額)

る。
「一句。」
「一句

百分の百二十五に相当する額) (障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月

百分の百二十五に相当する額) (障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額 平均給与月額の千分の一・○九六に相当する額に組合員期間の月

2 るときにおけるこれらの規定による障害共済年金 いう。 第 事由となつた障害が公務若しくは通勤(地方公務員災害補償法第二条 る障害共済年金」という。 に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであ 第八十四条若しくは第八十五条の場合におい |項に規定する通勤をいう。 によるものであるとき、)の額は、 による傷病 又は前条の場合において同条第一項 前項の規定にかかわらず、次の (以下「公務等傷病」と て障害共済年金の給付 (以 下 「公務等によ

各号に掲げる金額の合算額とする。

百分の百二十五に相当する額)
(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額数に対かり、

前二項の場合において、 っては、 程度が障害等級の 六に相当する額 平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五 その額にその超える月数一月につき平均給与月額の千分の一・〇 その額の百分の百二十五に相当する額)を加えた額) に相当する額 (障害の程度が障害等級の 一級に該当する者にあつては、 (組合員期間の月数が三百月を超えるときは 障害共済年金の給付事由となつた障害につ 一級に該当する者にあ 百分の二 $\overline{+}$ (障害

3 \mathcal{O} 円に切り上げるものとする。 これを切り捨て、 の三を乗じて得た金額 法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四 いて国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害 規定に掲げる金額とする。 済年金については、 五十円以上百円未満の端数があるときは、 第一 (その金額に五十円未満の端数があるときは、 項 第一 より少ないときは、 号又は前項第 号に掲げる金額が 当該金額をこれら これを百

4 公務等による障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するか満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。) より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病によりないときは、当該金額を当該障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病によりないときは、当該金額を当該障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病によりないときは、当該金額を当該障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病によりないときは、当該金額を当該障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病によりないときは、当該金額を当該障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病によりないときは、当該金額を当該管害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病によりないときは、当該金額を当該管害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病によりないときば、当該金額を当該管害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病によりないときば、当該金額を当該管害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病によりないときば、というないというないと言います。

三 障害等級三級 二百三十二万六百円二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円

5 は れぞれの 同 た障害に係る障害認定日 日とする。 定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそ 条第 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつ 同項に規定する基準障害に係る障害認定日) 項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし 障害に係る障害認定日 の属する月後における組合員期間は、 (前条の規定による障害共済年金については (前条第 項に規定する障害につい のうちいずれか遅い その算定の基礎と 第九十条の規 7

り算定した額に加給年金額を加算した額とする。

する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未ずる障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を第八十八条。障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給

- 3 第一項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に賃金変動等することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。2 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持
- 百円に切り上げるものとする。)とする。、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、 第一項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に賃金変動等

(障 害の程度が変わ つた場合の障害共済年金の額の改定)

又

第八 障害共 は、 は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたとき 十九条 その 済年金の 減退 障害共済年金の受給権者の 額を改定する。 又は増進した後における障害の程度に応じて、 障害の 程度が減退したとき、 その

2

程度に応じて、 間内にその者の請求があつたときは、 金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合におい 級又は一 この項及び第九十二条第五項ただし書において同じ。 とな 書において同じ。 級又は一 達する日の前日までの間において、 において組合員であつたものが、 を除く。 他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害共済年 た障害とその他障害 障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の |項及び第九十二条第五項ただし書において | その他障害」という の状態にあり、 0 た障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。 項の規定 その病気又は負傷に係る傷病 一級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るもの 級に該当しない 以下この項 当該障害共済年金の額を改定する。 は、 の受給権者であつて、病気にかかり、又は負傷 かつ、 障害共済年金 次条、 (その他障害が二以上ある場合は、すべてのそ 程度のものに限る。 当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に 第九十 当該傷病により障害 (障害等級の三級に該当する程度の 当該障害共済年金の給付事由とな 一条及び第九十二条第五項ただし その増進した後における障害の (当該障害共済年金の給付事由 以下この)の当該初診 項、 (障害等級の 第九十 その 以下 期

3

障害の

状態にある場合に限る。

)の受給権者

(当該障害共済年金の給

れない者に限る。

)であって、

かつ、

六十五歳以上の者については、

付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給さ

適用しない。

以以 上の障害がある場合の取扱い)

第九十条 き事由が生じたときは、 障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給す 前後の障害を併合した障害の程度を第八十

兀

条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 済年金の額とする。 応じ当該各号に定める金額より少ないときは、 外の障害共済年金をいう。 程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに 合算額とする。 金の額は、 定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年 による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規 合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらな 害共済年金 第八十七条の規定にかかわらず、 ただし、 (障害共済年金のうち、 その額が、 以下同じ。 その者の公務等傷病による障害の)を支給すべき事由が生じた場 公務等による障害共済年金以 次の各号に掲げる金額の 当該金額を当該障害共

項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額 その者の公務等傷病による障害について第八十七条第二項、 第三

らないものであるとしたならば当該障害についてこれらの規定によ 第八十七条第 算定されるべき障害共済年金の額を控除した額 :害共済年金の その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみ 他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ 一項、 類から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によ 第三項及び第五項の規定により算定されるべき

3

前項の場合においては

第八十八条第一項中「前条」

とあるのは「

定を適用する。第九十条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」として、同条の規

た障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従5 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合し

前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

6 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した 防害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金 の額とする。 の額とする。

7 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金 所手金に関し必要な事項は、政令で定める。 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金に関し必要な事項は、政令で定める。 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金 所有金に関し必要な事項は、政令で定める。

を除く。次項において同じ。)が、同法による障害基礎年金(当該障なつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者第九十一条 障害共済年金の受給権者(当該障害共済年金の給付事由と

こに応じて、当該障害共済年金の額を改定する。このた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を対合すべき事由であるときを除く。)は、当該障害共済年金の給付事由となった障害と当該障害基礎年金の給付事由となった障害と当該障害基礎年金の給付事由となった障害は応じて、当該障害共済年金を支給すべき事由とが、

2

は第三 当該障害共済年金の額を改定する。 当するものであるときを除く。 該併合されたこれらの規定に規定するその他障害が第八十九条第 該障害基礎年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき 十六条第二 規定による障害共済年金の額の改定の事由となつたその他障害に該 障害共済年金の受給権者について、 一十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当 |項ただし書の規定により併合された障害の程度に応じて) は、 同法第三十四条第四項又は第三 国民年金法第三十四条第四 」項又 二項 (当

(組合員である間の障害共済年金の支給の停止等)

ある間、障害共済年金の支給を停止する。 第九十二条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員で

る部分に限り、支給の停止は、行わない。 に相当する部分及び第八十八条第一項に規定する加給年金額に相当すの期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、そ間の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である

の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得たあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料一。その者の基準給与月額相当額(各年の一月から八月までの各月に

う。 下この 始額 加給年金額を除く。 た金額のうち政令で定める金額) 条第二項 等の じて得た額と当該各月以前の 総額を十二で除して得た額とを合算して得た額を 額と当該各月以 金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗 から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛 である場合 . う。 算定された障害共済年金にあつては、 項 額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。 第二号又は第二項第二 (以下この項において「停止解除調整開始額」という。 を十二で除して得た額 項において同じ。 との合計額が第八十 (同条第四項において準用する場合を含む。 在職中支給基本額に相当する金額 前 \mathcal{O} 以下この項において「在職中支給基本額」と 年 間 一号に掲げる金額 と当該障害共済年金の額 \mathcal{O} 掛金の標準となつた期末手当等の (以下この項において 年間の掛金の標準となつた期末手当 条第三項に規定する停止解除調整開 及び第八十八条第一項に規定する これらの規定により算定し (同条第四項又は第九 「基本月額」と (第八十七条第)の規定によ 各年の・) 以 下 九月 額の 以

までに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額 5 中支給基本額に満たない場合 じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職 整開始額を超え、 その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額が 額 給与月額相当額が第八十一条第四項に規定する停止解除調整変 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニ 以 下この項において かつ、 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応 「停止解除調整変更額」 在職中支給基本額に相当する金額 かつ、 という。 その者の基 停止解除 調 カン

下である場合

その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計

する金額額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当

□ 基本月額が停止解除調整変更額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額と超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額相当額が停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額を上が、基本月額が停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額を開始額が停止解除調整変更額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額と超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整関始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額の二分の一に相当する金額

必要な事項は、政令で定める。 生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に関しその支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動がるが項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われている間に、

5 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつ金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において第八十一条第七項中「第八十条第一項」とあるのは、「第八十八条の規定は、第八十八条第一項の規定により加給年

又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病の当該初診日においし、その支給を停止された障害共済年金の受給権者が病気にかかり、たときは、その該当しない間、障害共済年金の支給を停止する。ただ「障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなっ

あり 該当するに至つたときは、 日までの間において、 合した障害) \mathcal{O} て組合員であ 他障害 か (その他障害が二以上ある場合は、 とを併合した障害の程度が 当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の つた場合であつて、 当該障害共済年金の給付事由となつた障害とそ この限りでない。 当該傷病によりその他障害の状態に 障害等級の すべてのその他障害を併 一級又は二級に 前

第九十三条 控除 停止する。 ち、 停止調整額」という。)を超えるときは、 た額 算定した額のうち政令で定める金額) 規定により算定された障害共済年金にあつては、 金額を限度とする。 下この項において る加給年金額を除く。 又は第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。 る場合において 十二条第二項に規定する支給停止調整額 厚 十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額 して得た額の二分の一 基準収入月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を 生年金保険 (以下この項において「基本月額」という。 その支給を停止する金額は、 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者等であ ただし、 の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止) その者の基準収入月額相当額と障害共済年金の額 「支給停止額」という。 支給停止額が当該障害共済年金の額を超える場合 以下この項において同じ。 に相当する額に十二を乗じて得た金額 当該障害共済年金の額に相当する 及び第八十八条第 当該障害共済年金の額のう (以下この項において)に相当する金額の支給を)を十二で除して得 これらの規定により との合計額が第八 (同条第四 項に規定す 「支給 议 項

村連合会)は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止を行うた2組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町

。 - 基準収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる - る障害共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の め必要があると認めるときは、年金保険者等に対し、同項の規定によ

給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。 3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による障害共済年金の支

(障害共済年金の失権)

つて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が次の各号のいずれかに第九十四条 障害共済年金を受ける権利は、第九十条第五項の規定によ

死亡したとき。

該当するに至つたときは、

消滅する。

(障害共済年金と傷病補償年金等との調整)

務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はよりその額が算定される障害共済年金を含む。)については、地方公において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定に第九十五条 公務等による障害共済年金(第九十条第二項(同条第四項

分の二 その額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当する 給される間 これらに相当する補償が支給されることとなつたときは、 る金額) ものにあつては、 病による障害の程度が障害等級の 十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五 $\overline{+}$ の支給を停止する。 一・九二三 その 額のうち 当該金額に政令で定める金額を加えた金額に相当す に相当する金額 その算定の基礎となつた平均給与月額に 級に該当する場合にあつては、 (第九十条第二項の規定により (その受給権者の公務等傷 これらが支 百

|害一時金の受給権者|

(障

第九 失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、 防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪 居宅介護サービス費、 養費 病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職 はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。 確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費 お た場合において、 十六条 給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又 医 特例施設介護サービス費、 |療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による 状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。 て同じ。 療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の 公務によらないで病気にかかり、 その退職の日 その傷病の結果として、 特例居宅介護サービス費、 介護予防サービス費若しくは特例介護予 (療養の給付若しくは保険外併用療 又は負傷した者で、 政令で定める程度の障 施設介護サービス費 その 次条

き、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態2 同時に二以上の障害があるときは、前項の傷病によらないものを除

として、同項の規定を適用する。

| コートの生まである。 | さらないでは、 | では、 | では、

- 当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という一 この法律による年金である給付の受給権者(最後に障害等級に該
- く三年を経過した障害共済年金の受給権者 (現に障害状態に該当し。) に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することな
- ない者に限る。)を除く。)
- 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金で 者(最後に障害状態に該当しない者に限る。) その他の政令で定める 該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の 受給権者又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者 れも現に障害状態に該当しない者に限る。) その他の政令で定める 和も現に障害状態に該当しない者に限る。) その他の政令で定める 者を除く。)
- 災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する三 当該傷病について地方公務員災害補償法の規定による通勤による

(障害一時金の額)

者

あるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときの二百に相当する金額とする。この場合において、第一号に掲げる金額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する金額とする。この場合において、第一号に掲げる金額の百分割が、

| 金額を同号に掲げる金額とする。 | は、これを百円に切り上げるものとする。)より少ないときは、当該

二 平均給与月額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額一 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月

(当該月数が三百月未満であるときは、三百月) を乗じて得た額

第四款 遺族共済年金

(遺族共済年金の受給権者)

するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。 第九十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当

明となつた当時組合員であつた者を含む。)が、死亡したとき。一組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不一

金の受給権者が、死亡したとき。三一障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年

者が、死亡したとき。四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である

(遺族共済年金の額)

ごの頃は、欠り各号に掲げる区分に払う、当亥各号に定める金領と打第九十九条の二 遺族共済年金(次項の規定が適用される場合を除く。

付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときはる。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とす

第一号に定める金額とする。

一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が遺族共済年金の支給を受け

次のイ又は口に掲げる年金の区分に応じ、当

該イ又は口に定める金額

ることとなるとき。

より支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することに

の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じり 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間より支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

て得た額の四分の三に相当する金額

て得た額の四分の三に相当する金額の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じの月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じ

)をがかこ掲げるを頂い合質質のではあることにより支給されるもの 次の口 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の

(1) 平均給与月額の千分の五・四八一(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

② 次のi又はiiに掲げる者の区分に応じ、それぞれi又はiiにの月数を乗じて得た額の四分の三に相当する金額 1 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間

一・○九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額(i)組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額の千分の| 定める金額の四分の三に相当する金額

及び口に掲げる金額を合算した金額のうちいずれか多い金額 る年金である給付であつて政令で定めるもの 金の支給を受けることとなるとき。 ずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年 び第九十九条の四の二において「退職共済年金等」という。 (1)|定める額 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とす 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に (ii) 当該遺族が退職共済年金又は国家公務員共済組合法による年 ○・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額 組合員期間が二十年未満である者 前号に定める金額又は次のイ 平均給与月額の千分の (以下この条、 のい 次条及

(2) ない場合 いる場合 金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有して 前号に定める金額の三分の二に相当する額

口 これらの規定を適用しない額とする。 から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額に政令 ものにより加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、 定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定める で定める額を加算した額 当該遺族の退職共済年金等の額の合計額(第八十条第一項の規 額の三分の二に相当する額に当該政令で定める額を加算した額 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有してい 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金 以下同じ。 に相当する額

2 遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付 退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。 ものであり、 遺族共済年金 かつ、その受給権者(六十五歳に達している者であつて (前条第一 項第四号に該当することにより支給される

次の各号に掲げる区分に応じ であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。 当該各号に定める金額とする。 0 額は、

次のイに掲げる金額が次のロに掲げる金額以上であるとき。 前

項第 イ 法、 るものの例により算定した額を合算した額 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、 一号ロに定める金額 私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定 (以下この項におい 厚生年金保険

相当する額、 合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に 当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の 額

口

「合算遺族給付額」という。

イに掲げる金額に次のロに掲げる比率を乗じて得た額に、 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき。 額及び政令で定める額を合算した額 政令で

定める額を加算した額 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した額

第一号口⑴に掲げる金額の比率 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項

3 いう。 た場合における遺族共済年金 「乗じて得た額」と、同号ロ②中「次のi又はiiに掲げる者の区分に 第 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡し 項第)の額を算定する場合における前二項の規定の適用については لح 号イ②中「千分の一・○九六」とあるのは 乗じて得た額の四分の三に相当する金額」とあるのは (以下「公務等による遺族共済年金」と 「千分の二・

あるのは「i)に定める金額」と、

「組合員期間が二十年以上である者

応じ、それぞれi又はiiに定める金額の四分の三に相当する金額」と

次

百月)」とする。
「月数」とあるのは「月数(当該月数が三百月未満であるときは、三者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権

4 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの一方の金額に五十円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

5 第四十五条の規定により給付を受けるべき遺族(配偶者を除く。) に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

な事項は、政令で定める。 前各項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の算定について必要

が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イる遺族共済年金(配偶者に対するものに限る。)の受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号の規定によりその額が算定され

額に、当該遺族共済年金の額を改定する。及び口に掲げる金額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金

2

定後の 済年金 及び 同 かか 金額以上であるときは、 令で定めるものにより改定されたときは、 九 共 、済年金は 条第二項第 条第三項の 前 わらず、 条第 口 退 に掲げる金額を合算した金額又は同条第二項第一号ロに掲げる \mathcal{O} !職共済年金等の額を基礎として算定した同条第 額を改定する。 項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族 その 規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政 当該退職共済年金等の額が改定された月から当該遺族共 一号イの規定により算定される金額が、 類の算定の基礎となる退職共済年金等の この限りでない。 ただし、 前条第 項 第七十五条第三項の規定に 第 一号に定める金額又は それぞれ当該改 項第二 額が第七

3 あるの 年金 定の とあるのは Ł 項 たときは 第 \mathcal{O} は 適用 適用後の \mathcal{O} \mathcal{O} 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における前 適用 号の 規定の を含み、 前条第三項の規定の適用後の同条第 は 後の金額とする。 規定により算定される金額 とあるのは 後の金額とする。 金額 同条第 適用につい 同 『項の規定の適用後の金額とする。 (同条第四項の規定の適用があつたときは、 と (同条第四項の規定の適用があつたときは、 一項第二号イ」と、 「遺族共済年金 、ては、 同項第二号イ」)に」と、 が同条第三項の規定の 第一 項中 (同条第四項の規定の適用があ (同条第四項の規定の適用がある 前項中 とあるのは 「が同項第一号に定める金額」 「前条第 一項第一号」と、 「前条第 適用後の 項 「同条第三項の規定 Ł, 第 号 項第二号」と 同条第 金額に」 同項の規定 「遺族共済 同項の とあるの لح 規 項

あるの

は

前条第三項の規定の適用後の同条第

項 第 I

号」

族共済年金は」

とあるのは

「遺族共済年金

(同条第四項の規定の適用

きは 用があつたときは、 条第三項の規定の適用後の同条第 があるものを含む。 とあるのは とあるのは 同項の規定の適用後の金額とする。 「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(同条第四項の規定の適 「算定される金額 「同条第三項の規定の適用後の同条第一 同項の規定の適用後の金額とする。)」とする。 は と (同条第四項の規定の適用があつたと 前条第 項第一 号」 項第 と 号」 「同条第 「算定される金額 とあるのは 項第二号イ 項第 「前

第九十九条の三 きは、 額に国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額 間 受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの 期間が二十年未満であるものを除く。 とにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員 れを百円に切り上げるものとする。 に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があると 第九十九条の二の規定にかかわらず、 これを切り捨て、 遺族共済年金 五十円以上百円未満の端数があるときは (第九十九条第一項第四号に該当するこ)を加算した額とする。 の額は、 同条の規定により算定した 当該遺族共済年金の

(遺族共済年金の支給の停止)

態にある間は、この限りでない。

「お六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障が六十歳の四」夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者

本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、こる間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項といっている遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有す

の限りでない。

3 ない。 次条第 ない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは 亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有し その間、 妻に対する遺族共済年金は、 一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りで その支給を停止する。 当該組合員又は組合員であつた者の死 ただし、 子に対する遺族共済年金が

4 る間、 夫に対する遺族共済年金は、 その支給を停止する。この場合においては、 子が遺族共済年金を受ける権利を有す 前項ただし書の規

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、 そ

定を準用する。

の停止している期間、

その年金は、妻に支給する。

6 においては、 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合 その停止している期間 その年金 (前条の規定により加

算する金額を除く。)は、子に支給する。

第九十 該遺族共済年金の額から政令で定める額を控除して得た額を超える場 定める額を控除して得た額(以下この項において「支給停止額」 受給権を有するときは、 で定める額を控除して得た額に相当する金額を限度とする。 いう。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当 いるものに限る。)は、 九条の四の二 その支給を停止する金額は、 遺族共済年金 その受給権者が退職共済年金等のいずれかの 当該退職共済年金等の額の合計額から政令で (その受給権者が六十五歳に達して 当該遺族共済年金の額から政令

2 済年金の受給権者に対する前項の規定の適用については、 第九十九条の二第二項の規定によりその額が算定されている遺族共 同項中「退

のは 下この 除して得た額に当該比率を乗じて得た額に」とする。 職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額 で定める額を加算した額」と、 以下この項において た額に第九十九条の二第一 「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得 項において 「支給停止額」という。 「支給停止額」という。 二項第二 二号ロに掲げる比率を乗じて得た額 「控除して得た額に」とあるのは に相当する金額」とある に相当する金額に政令 「 控 以

て必要な事項は、政令で定める。 前二項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の支給の停止につい

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している遺族共済年金の支給を停止することができる。 何には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次常には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次第九十九条の五 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場の場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次により、

次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。る期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止してい

りその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるとその受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により 第九十九条の三の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、

部分の支給を停止する。
きは、その間、第九十九条の三の規定により加算する金額に相当する

(遺族共済年金の失権)

当するに至つたときは、その権利を失う。第九十九条の七 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該

- 一 死亡したとき。
- 情にある者となつたときを含む。)。 「婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事
- 実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事
- 四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了した

とき。

- イ 貴族共斉王をひ受合権と反导した当寺三十歳未満である隻が当起算して五年を経過したとき。 五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から
- コ 貴族共済年金と当亥貴族共済年金と司一の合寸事由で表づく国 権を取得した日 基礎年金の受給権を取得しないとき。 当該遺族共済年金の受給 を取得した当時三十歳未満である妻が当
- 族基礎年金の受給権が消滅した日 する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき。 当該遺民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達
- 一 子又は孫(障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある該当するに至つたときは、その権利を失う。2 遺族共済年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに

三十一日が終了したとき。 子又は孫を除く。)について、十八歳に達した日以後の最初の三月

孫を除く。)について、その事情がなくなつたとき。十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫 (

(遺族共済年金と遺族補償年金との調整)

(情報の提供)

報の提供を行うものとする。
ては、市町村連合会)に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情済事業団は、組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつ第九十九条の九 社会保険庁長官、国の組合及び日本私立学校振興・共

第五款 地方公共団体の長に対する長期給付の特例

(地方公共団体の長)

あるものを除き、次条から第百四条までに定めるところによる。

(退職の取扱いに関する特例)

該退職に係る長期給付は、支給しない。後の地方公共団体の長であつた期間は、引き続いたものとみなし、当第百一条地方公共団体の長が、次の各号の一に該当する場合には、前

すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙にお 任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了

となり、再び地方公共団体の長となつたとき。
二 退職の申立を行なつたことにより告示された選挙において当選人

いて当選人となり、再び地方公共団体の長となったとき。

(退職共済年金の額の特例)

なつた給料の額に再評価率を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じ 方公共団体の長であつた期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準と項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給与月額(地第百二条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給

得た額の合算額を、

て得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて

当該期間の月数で除して得た額をいう。

以下同じ

の百分の四十三・八四六に相当する金額を加算した額とする。

第四 る。 の規定により加算される金額並びに」として、 あるのは 第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び」と 第 より算定した金額及び」とあるのは 項の規定により算定した金額並びに」と、 項 前条及び第百二条第一項」と、 中 同条の規定」とあるのは 「第七十九条第 第七十九条第 項第二号に掲げる金額及び第百二条第 項及び前条」 「これらの規定」 「第七十九条第 「第七十九条第 とあるのは これらの規定を適用す 第八十一条第二項及び 一項の規定の例に 「第七十九条第 項及び第百二条 第八十条の二

害共 済 年金の 額の特例)

第百三条 ら第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額 規定する基準傷病の初診日若しくは基準傷病以外の傷病に係る初診日 年金又は第八十六条の規定による障害共済年金のうち、 団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害共済 る金額を加算した額とする。 に地方公共団体の長の平均給与月額の百分の四十三・八四六に相当す 上ある者に対して支給する障害共済年金の額は、 病に係る障害認定日までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以 共団体の長であり、 いずれかの日において地方公共団体の長であり、 その給付事由となつた障害に係る傷病の初診日において地方公 第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金の か 当該傷病に係る障害認定日までに地方公共 第八十七条第一項か かつ、当該基準傷 同条第 項に

2

態にある場合に限る。

て更に前項の規定によりその額が算定される障害共済年金(以下この

以下この条において同じ。

の受給権者に対し

障害共済年金(障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状

- 383 -

らず、 済年金 第二項 等傷病によるものである場合には、その額が、その者の公務等傷病に 場合を含む。 項までの規定又は第九十条第二項本文 \mathcal{O} 障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における第九十条第一項 項 金額を当該障害共済年金の額とする。 区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、 よる障害の程度が第八十七条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの 給与月額の百分の四十三・八四六に相当する金額を加算した額とする 規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共 き事由が生じた場合又は長の障害共済年金の受給権者に対して更に 及び次条第 ただし 前項の規定を適用しないものとして第八十七条第 \mathcal{O} (同条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわ 類は、 同条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務)の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均 項において 第八十七条第一項から第四項までの規定又は第九十条 「長の障害共済年金」という。 (同条第四項において準用する 一項から第三 を支給す

| について準用する。 | について準用する。 | について準用する。 | について準用する。 | について準用する。

4 第四項若しくは」と、 三条第 第七十六条第二項中 くは」と、 前三項の規定によりその額が算定される障害共済年金については、 項及び第九十三条第 項若しくは第二項 「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、 第八十八条第一 「場合を含む。 「同条第四項又は」 「場合を含む。 項中 項中)」とあるのは「場合を含む。 (同条第三項において準用する場合を含む 「前条」とあるのは 「同条第四項又は」とあるのは)」とあるのは「場合を含む。 とあるのは 「同条第四項若し 「前条及び第百三)又は第百 第九十二条 「同条

場合を含む。)」として、これらの規定を適用する。)又は第百三条第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する

(遺族共済年金の額の特例)

第百四 る。 均給与月額の百分の四十三・八四六に相当する金額を加算した額とす ち 定にかかわらず、 障害共済年金の受給権者が死亡した場合におけるその者の遺族に支給 三に相当する金額を加算した額とし、 ては同条第一項及び第二項の規定により算定した金額に地方公共団体 する遺族共済年金の額は、 つては同条第三 十九条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当する場合又は長の 長の平均給与月額の百分の四十三・八四六に相当する金額の四分の 条 公務等による遺族共済年金以外の遺族共済年金をいう。 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が第九 |項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平 公務等によらない遺族共済年金 第九十九条の二第一項から第三項までの規 公務等による遺族共済年金にあ (遺族共済年金のう にあ

2 び第百四条第 される金額」と、 規定に掲げる金額」 金額」として の二及び第百四条」 れたこれらの規定に掲げる金額及び第百四条第 七十六条第二項中 前 項の 第九十九条の八中「相当する金額」とあるのは 第九十九条の三中 規定によりその これらの規定を適用する。 項の規定により加算される金額の四分の 「同条第三項の規定により読み替えられたこれらの بح 「同条第四項」とあるのは とあるのは 額が算定される遺族共済年金に 「第九十九条の二」とあるのは 「同条の規定」とあるのは 「同条第三項の規定により読み替えら 「第九十九条の二第四項 項の規定により加算 「相当する金額及 「これらの規定」 一に相当する ついては、 「第九十九条

第六款 離婚等をした場合における特例

離婚特例適用請求)

第百五条 婚等に 号のい 当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の総務省令で定 期末手当等の額という。 れらの者を「当事者」という。 つては、 由 が解消した場合を除く。 される者をいう。 び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用 りこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及 定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等 第百七条の三第一項第一号及び第二項第一号の規定によりこれらの規 都市職員共済組合の組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあ であった者であって、 \mathcal{O} 期末手当等の額 をいう。 額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をい 離婚特例」 以下同じ。 以下同じ。 ず が事実上婚姻関係と同 0 第 いて対象期間 市町村連合会。 れかに該当するときは、 以下この款において同じ。 一号特例適用者 という。 に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及 又は第二号特例適用者 以下同じ。 (第 同条第 (婚姻期間その他の総務省令で定める期間をい 号特例適用者及び第二号特例適用者 以下この款において同じ。 以下この款において同じ。 \mathcal{O} (組合員又は組合員であ 適用を請求することができる。 婚姻の取消しその他総務省令で定める事 .様の事情にあつた者について、 は、 一項第一 組合 の掛金の標準となつた給料の額及び 離婚等 一号及び第二項第二 (市町村職員共済組合若しくは をした場合であつて、 (第一号特例適用者の配偶者 (離 婚 (婚姻の届出をして)に係る特例 に対し、 た者であつて、 二号の規定によ 当該事 ただし、 (以下こ 当該離 次の各 议

める場合に該当するときは、この限りでない。

。- 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき

2 按分割合を定めることができる。 対する当事者の寄与の程度その他 申立てにより、 わないとき、 という。 前項の規定による離婚特例の適用の請求)について、 又は協議をすることができないときは、 家庭裁判所は、 同項第一号の当事者の合意のための協議が調 当該対象期間における掛金の払込みに 一切の事情を考慮して、 (以 下 離婚特例適用請求 当事者の 請求すべき 一方の

4 離婚特例適用請求は、当事者が離婚特例の適用の請求をすること及に関しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。 において「掛金の標準となつた給料の額等の按分割合に関する処分」 の適用をいう。)は、家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の適用

の添付その他の主務省令で定める方法によりしなければならない。び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書4 離婚特例適用請求は、当事者が離婚特例の適用の請求をすること及

(請求すべき按分割合)

再評価率を乗じて得た額に第四十四条第二項に規定する政令で定める額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される総額(対象期間に係る組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の第百六条 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準給与

2 囲とすることができる。 る場合における離婚特例適用請求については、 象期間の末日までの間が 特例適用者の対象期間標準給与総額の割合を超え二分の 乗じて得た額の合算額をいう。 を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を 数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に当事者 下この項において同じ。 七条の二の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受 た資料の提供を含み、 次条第一項の規定により按分割合の範囲について情報の提供(第百 当該情報の提供を受けた按分割合の範囲を、 下按分割合の範囲」という。)を受けた日が対象期間の末日前であつて対 これが複数あるときは、 年を越えない場合その他の総務省令で定め 以下同じ。 内で定められなければならない。)の合計額に対する第二号 前項の規定にかかわら 同項の按分割合の範 その最後のもの。 以下の 範囲 以

(当事者等への情報の提供等)

2 第百七条 請求があつた日を対象期間の末日とみなして算定したものとする。 算定の基礎となる期間その他総務省令で定めるものとし、 する場合その他総務省令で定める場合においては、 婚特例適用請求後に行われた場合又は第百五条第一項ただし書に該当 規定するものの提供を請求することができる。 ろにより あ 前項の情報は、 つた日にお 当事者又はその一方は、 離婚特例適用請求を行うために必要な情報であつて次項に いて対象期間の末日が到来していないときは、 対象期間標準給与総額、 組合に対し、 按分割合の範囲、 ただし、当該請求が離 主務省令で定めるとこ この限りでない。 同項の請求 これらの 同項の

第百七条の二 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対

関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。し、その求めに応じて、掛金の標準となつた給料の額等の按分割合に

(掛金の標準となつた給料の額等に係る特例)

第百七条の三 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一第百七条の三 組合は、離婚特例適用請求があった場合において、第一第五十条の三 組合は、離婚特例適用請求があった場合において、第一第五十条の三 組合は、離婚特例適用請求があった場合において、第一

- 合を乗じて得た額を加えて得た額に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額に離婚特例割の額(掛金の標準となつた給料の額を有しない月にあつては、零)二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた給料

第二号特例適用者

第二号特例適用者の掛金の標準となつた期末

等の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額つては、零)に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当手当等の額(掛金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあ

であつたものとみなす。

「あつたものとみなす。」

「あつたものとみなす。」

「第二号特例適用者の組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間であって第二号特例適用者の組合員期間又は地方公共団体の長であった期間であって第二号特例適用者の組合員であったものとみなす。

|職共済年金等の額の改定)

退

第百七条の四 額の 属する月の翌月から、 生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、 第 項の規定により離婚特例が適用されたときは、 給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を退職共済年金の 員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であ つた期間 並びに対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた 項又は第百二条第一項の規定にかかわらず、 計算の基礎とするものとし (対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が 退職共済年金の受給権者について、 当該退職共済年金の額を改定する。 当該離婚特例適用請求があつた日の 第七十九条第 対象期間に係る組合 前条第 政令で定める期間 項及び第一 項及び

より当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公2 障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定に

時みなし組合員期間」という。 の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間 が三百月未満である場合の当該障害共済年金については、 る。 求のあつた日の属する月の翌月から、 末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として当該離婚特例適用請 間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期 共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、 ただし 障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数)は、その算定の基礎としない。 当該障害共済年金の額を改定す (以 下 同条第三項 対象期 「離婚

(離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)

定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

・ 当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令では、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、別ででは、次の表の上欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、第百七条の五 第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が

表 (略)

(政令への委任)

特例に関し必要な事項は、政令で定める。第百七条の六。この款に定めるもののほか、離婚等をした場合における

第七款 被扶養配偶者である期間についての特例

額等に係る特例) (特定組合員及び被扶養配偶者についての掛金の標準となつた給料の)

第百七条の七 におい 同じ。 期間 きは、 全部又は 求をした日において当該特定組合員が障害共済年金(当該特定期間の 婚特例」 第三項の規定により既に掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等 険者であ 養配 配 いう。 合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等 共済組合又は都市職員共済組合の組合員であつた者の被扶養配偶者に これに準ずるものとして総務省令で定めるときは、 配偶者は、 額をいう。 額に係る特例が適用された組合員期間を除く。 つては、 配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものを . う。 [偶者が当該特定組合員の配偶者として同号に規定する第三号被保 (当該特定組合員が組合員であつた期間であり、 この て同じ。 以下同じ。 という。 \mathcal{O} つた期間をいう。 一部をその額の算定の基礎とするものに限る。 限りでない。 掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額 当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他 が組合員であつた期間中に被扶養配偶者 市町村連合会。 組合員 以下この款において同じ。 の受給権者であるときその他の総務省令で定めると を有する場合において、 の適用を請求することができる。 (組合員であつた者を含む。 以下同じ。 以下この款において同じ。 に係る組合員期間 に係る特例 当該特定組合員の被扶養 以下 以下この条におい 組合(市町村職員 (当該特定組合員 かつ、 ただし (以 下 「特定組合員」 第百七条の十 に対し、 (次項及び その被扶 (特定組 「特定離 当該請 特定

2 組合は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る組合員 の掛金の標準となつた給料の額とみなしてこの法律の長期給付に関す 一分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者 の掛金の標準となった給料の額に を表しているのでである。

3 組合は、第一項の請求があつた場合において、当該特定組合員が掛金の標準となつた期末手当等の額を有する特定期間に係る組合員期間に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶に一分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員が掛けた関する規定を適用することができる。

公共団体の長であつた期間であつたものとみなす。 体の長であつた期間については、被扶養配偶者の組合員期間又は地方4 前二項の場合において、特定期間に係る組合員期間又は地方公共団

みその効力を有する。 用額」という。) は、第一項の請求のあつた日から将来に向かつての末手当等の額とみなされた額(次条第一項において「特定離婚特例適5 第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期

|職共済年金等の額の改定の特例)

退

第百七条の八 退職共済年金の受給権者について、前条第二項及び第三第百七条の八 退職共済年金の受給権者について、前条第二項及び第三年金の額を改定する。

(特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)

令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。 別が適用された者に対する長期給付についてこの法律の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほ 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる実句に読み替えるものとするほ が、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定を適用す のが適用された者に対する長期給付についてこの法律の規定を適用す ので定める規定の適用に関し必要な読替えば、政令で定める。

表 (略)

(特定離婚特例適用請求を行う場合の特例)

2 第百七条の十 限りでない。 例 特例の適用の請求をしたときは、 間の全部又は一部を対象期間として第百五条第一項の規定による離婚 項に規定する離婚等をいう。 おいて当該特定組合員が障害共済年金の受給権者であるときは、この 一項及び第三 の 適用の請求があつたものとみなす。 特定組合員又は被扶養配偶者が、 |項の規定による特定離婚特例が適用されていない こ、 をした場合において、 当該請求をしたときに、 ただし、 離婚等 当該請求をした日に 第百七条の七第 (第百五条第 特定離婚特 、特定期

2 前項の場合において、当該特定期間に係る組合員期間における第百2 前項の場合において、当該特定期間に係る組合員期間における第12 前項の場合に対して、当該特別の額及び期末手当等の額と

第四節 給付の制限

3 第百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用が して算定したものとする。 して算定したものとする。

□ 前項の規定は、第百七条の二の求めがあつた場合について準用する

(政令への委任)

についての特例に関し必要な事項は、政令で定める。 第百七条の十一 この款に定めるもののほか、被扶養配偶者である期間

第四節 給付の制限

(給付の制限)

第百八条 り、 係る給付は、 規定に該当する場合を除き、 直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、 又は故意に、 この法律により給付を受けるべき者が、 行わない。 病気、 負傷、 当該病気、 障害、 死亡若しくは災害又はこれらの 負傷、 障害、 故意の犯罪行為によ その者には、 死亡又は災害に 次項の

受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、いう。)を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を他の給付に係る支払未済の給付(以下この項において「遺族給付」と 遺族共済年金である給付又は第四十七条の規定により支給するその

第百九条から第百十一条まで削除

3 病気、 の犯罪行為により、 第八十九条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程 亡に係る給付の全部又は一部を行わず、 その回復を妨げ、 事故を生じさせ、 は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、 者の死亡前に、 その者には 回 この法律により給付を受けるべき者が [復を妨げた場合には] 負傷、 当該遺族給付は、 障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意 又は故意にその障害の程度を増進させ、 その病気若しくは障害の程度を増進させ、 又は故意に死亡させた者についても、 その者には、 行わない。 また、 当該病気、 組合員又は組合員であつた 重大な過失により、 当該障害については、 負傷、 若しくはそ 同様とする 障害又は死 若しくは

る当該給付は、その全部又は一部を行なわないことができる。 て、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係 てその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合におい 第百九条 組合がこの法律に基づく給付の支給に関し必要があると認め

より、その者に係る給付の一部を行なわないことができる。
に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところに払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金第百十条 第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に

第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せら

の規定による障害共済年金の額の改定を行うことができる。

度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項

第五章の二 実施機関積立金の管理及び運用

(地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針等)

定する管理運用の方針をいう。以下この条及び次条において同じ。)項、第三項又は第七項の規定により管理運用の方針(同条第一項に規2)地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険法第七十九条の六第一

ては一部を支給しないことができる。 マにより支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額の全部 係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規 係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規 係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規 は、その組合員期間に をにより、その者には、その組合員期間に でにより、その者には、その組合員期間に をで定めるところにより、その者には、その組合員期間に をでにより、その者には、その組合員期間に

当する額の一部を支給しないことができる。
一大条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相対条第二項の規定により、その者には、遺族共済年金の額のうち第七十一で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち第七十一世が表別である。

2

当する額は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。大条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相の組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十一の組合員が関いたの刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきそ

3

村連合会の意見を聴かなければならない。条第二項に規定する構成組合を除く。次項において同じ。)及び市町を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、組合(第二十七

3 地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針には、組合、市町村連 き基準を記載するものとする。 を成立に規定する実施機関積立金をいう。以下この章において同じ。 条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この章において「実施機関 を記載するものとする。

。 、あらかじめ、内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するものとする 方公務員共済組合連合会の管理運用の方針を承認しようとするときは 方公務員共済組合連合会の管理運用の方針を承認しようとするときは

(実施機関の基本方針)

第百十二条の四 実施機関は、当該実施機関の実施機関積立金の管理及び運用が適切になされるよう、積立金基本指針及び地方公務員共済組で運用が適切になされるよう、積立金基本指針及び地方公務員共済組で運用が適切になされるよう、積立金基本指針及び地方公務員共済組いう。)を定めなければならない。

ければならない。 認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しな 実施機関は、管理運用方針等が変更されたときその他必要があると

3 実施機関は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あら

かじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。

- は、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。 主務大臣 (総務大臣を除く。) は、前項の承認をしようとするとき
- をする。 いるかどうかについて、地方公務員共済組合連合会の意見を聴くものの基本方針が地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針に適合しての基本方針が地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針に適合して
- 会に送付するとともに、公表しなければならない。
 め、又は変更したときは、遅滞なく、これを地方公務員共済組合連合。実施機関(地方公務員共済組合連合会を除く。)は、基本方針を定
- てとができる。 つたと認めるときは、当該実施機関に対し、基本方針の変更を命ずる で、主務大臣は、実施機関の基本方針が管理運用方針等に適合しなくな

(実施機関積立金の管理及び運用)

(実施機関積立金の管理及び運用の状況に関する報告)

報告書(以下この条において「運用報告書」という。)を作成し、翌めるところにより、実施機関積立金の管理及び運用の状況についての地方公務員共済組合連合会を除く。)は、毎事業年度、総務省令で定第百十二条の六 実施機関(公立学校共済組合及び警察共済組合並びに

ければならない。

す業年度の五月三十一日までに地方公務員共済組合連合会に提出しな

- 4 地方公務員共済組合連合会は、第一項及び第二項に定めるもののほ

(実施機関積立金の管理及び運用に対する措置)

- は、その旨を総務大臣に通知するものとする。 地方公務員共済組合連合会は、前項の規定による措置を求めたとき
- 直ちに、その写しを主務大臣に送付するものとする。 の管理及び運用の状況に関し前項の規定による通知を受けたときは、の管理及び運用の状況に関し前項の規定による通知を受けたときは、

- 4 主務大臣は、実施機関における実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等又は当該実施機関の基本方針に適合させるために必要な措置を方針等及び当該実施機関に対し、その管理及び運用の状況を管理運用 とることを命ずることができる。
- 正通知するものとする。主務大臣(総務大臣を除く。)は、実施機関に対して前項の規定に

(政令への委任)

び運用に関し必要な事項は、政令で定める。第百十二条の八。この章に定めるもののほか、実施機関積立金の管理及

(運用職員に関する厚生年金保険法の準用)

る。
科学省及び警察庁の職員(政令で定める者に限る。)について準用すまでの規定は、実施機関積立金の運用に係る行政事務に従事する文部第百十二条の九 厚生年金保険法第七十九条の十から第七十九条の十二

| (費用の負担)

(費用の負担

第百十三条 条第 除く。 護保 る法 る。 等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付 期高齢者支援金等 する者) 同 地方公共団体の負担に係るものを除く。 高齢者納付金等」 付に要する費用については、 に要する費用 、 う。 険 律 一号に規定する被保険者 項 第三 法第百五十条第一 を含み、 の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金 は 十六条第 組合の短期給付に要する費用 お 各組合ごとに当該組合を組織する職員 (第五項 という。 第四項第 以下 介護 項に規定する前期高齢者納付 \mathcal{O} 保険 規定による地方公共団 項に規定する納付金 次に定めるところにより、 「後期高齢者支援金等」 一号に掲げる費用のうち同項の規定による 当該組合を組織する職員のうち同法第九 及び同法第百十八条第 第 (第百十四条第四項及び第百四十四 号被保険者_ 以下この項及び次項にお (高齢者 金の納付に係る組合 (以下 体の という。 \mathcal{O} 算定するものとす う。 負担 金等 医 一項に規定する後 (介護納 「介護納付 療 に係るも \mathcal{O} 以 確保に関す 並びに介 資格 付 下 金 金 \mathcal{O} 事務 前期 を有 条の の納 のを 1 . T لح

第百十三条 公共団 公共団 前期 要する費用 にお 第四 者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用 びに組合の 険法第百五十条第 齢者支援金等 律 るものとする。 組合を組織する職員を単位として、 出 を単位として、 る費用については、 ては各組 負担に係るものを除く。 に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高 者納付金等」 金の 第三 規定する被保険者 第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の 少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。 を除く。 項 《高齢者納付金等及び後期 0 $\hat{\mathcal{O}}$ 納付に要する費用、 + 体の負担に係るものを除く。 負担に係る組合の事務に要する費用 体の 7 -六条第 規定による地方公共団体の 合ごとに当 「介護保険第一 事務に要する費用を含む。 以下この 負担に係るものを除く。 組 (第三項第三 という。 合の給付に要する費用 以下 この 長期給付に要する費用 項に規定する前期 当該組合を組織する職員のうち同法第九条第 場合にお 項及び次項にお 該 項に規定する納付金 (第百十四条第五項及び第百四十四条の一 「後期高齢者支援金等」 |組合を組織する職員 二号に掲げる費用のうち同項の 一号被保険者」 及び同法第百十八条第 以下この項及び次項において同じ。 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 ?高齢者支援金等並びに介護納 次に定めるところにより、 負担に係るものを除く。 高齢者納 第三号に規定する費用については いて同じ。 (高齢者の を含み、 という。 並びに長期給付及び基礎年金拠 (基礎年金拠出金に係る負担に は、 以下 (第四項の規定による地方 (介護納付 という。 行 短期給付に要する費用 次項第一 金等 医 一項に規定する後期高 「介護納付金」 上療の 0 あ 資格を有する者 以 規定による地方 金の 確保に関する法 三号に掲げるも つてはすべての 並びに介護保 下 付 納付に要す 前期 金の 算定す を含み とい にあ 第 納付 高 項 う

(略

金の額とが等しくなるように定める。
るその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけ

(略)

- 負担金の額とが等しくなるように定める。 るその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけ
- 条の二 金の額 規定する長期給付積立金 を保つことができるように定める。 生じない る期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が 合計額の合算額とが、 同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、 総称する。 給付に要する費用の予想額の合計額と、 合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期 国 積立金をいう。 長期給付に要する費用については、 \mathcal{O} 第 積立 の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第 ようにするために必要な額の 第二十四条 金 項の長期給付に充てるべき積立金 0 額並びにそれらの予定運用収入の という。)を保有しつつ、 (第三十八条第 再計算を行う年以降おおむね百年間に相当す (以下この号において「地方の積立金」 \mathcal{O} 額並びにそれらの 当該期間にわたつて財政の均衡 積立金 その費用の 項において準用する場合を含 次項 第 (以下この号にお (地方の 予定運用収入の 一号の掛金及び負担 額の合計額並び 予 ,想額及び 同法第三十五 積立金及び国 国の 項 組
- 下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体(市町村立学校職員組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲

一 (略)

の二 (略)

略

下この条において同じ。

0

負担金をもつて充てる。

定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、

2

の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、

当該各号に掲

2

げる割合により、

給与負担法

昭

和二十三年法律第百三十五号)

第

一条又は第二条の規(市町村立学校職員

以 規

都道府県。

組合員の掛金及び地方公共団体

三 略

3 る。 基礎年金拠出 による地方公共団体の負担に係るものを除く。 に係る負担に要する費用(次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定 による地方公共団体の負担に係るものを除く。 組 厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充て 合の事業に要する費用で長期給付に要する費用 金の負担に係る組合の事務に要する費用)を含む。 並びに長期給付及び (基礎年金拠出 (第五項の規定)について 金

4 費用のうち次の各号に掲げる費用については、 負担する。 地方公共団体は、政令で定めるところにより、 当該各号に定める額を 組合の事業に要する

8

6 5 関係に関する法律 附則第五項において準用する場合を含む。 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等 (略) (昭和二十七年法律第二百八十九号) 第五条

団体」と総称する。

)の事務に専ら従事する職員である組合員又は特

の労働組合

。 以 下

用 のであるものを含む。 百分の五十 済年金及び第百三条第二項 て準用する場合を含む。 公務等による障害共済年金 項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるも 長期給付に要する費用)の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第 又は公務等による遺族共済年金に要する費 の規定によりその額が算定される障害共 掛金百分の五十 (同条第三項において準用する場合を含 (第九十条第二項 地方公共団体の負担金 (同条第四 頃におい

兀 (略

地方公共団体の負担金百分の百

3 負担する。 費用のうち次の各号に掲げる費用については、 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する 当該各号に定める額を

(略

4 (略)

の労働

(同 法

「職員 5 」と総称する。 第五項において準用する場合を含む。 に関する法律 地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業等の労働関係 (昭和二十七年法律第二百八十九号) 第五条 の事務に専ら従事する職員である組合員 の労働組合 (以 下 (特定地方 (同法附則 「職員団体

体又は特定地方独立行政法人の」として する者にあ 三十五号) 地方公共団体 する者を除く。 定地方独立行政法人の 及び「地方公共団体の」とあるのは、 ってい 第 (市町村立学校職員給与負担法 は 条又は第 に係る第一 都道府県。 職員である組合員 二条の規定により都道府県がその給与を負担 項 以下この に規定する費用 条において同じ。 (職員団体の 同項の規定を適用する。 「第六項に規定する職員団 (昭和二十三年法律第百 に いては、 事務に専ら従事 の 同 項 とあ 中

費用に 適用する。 体の負担金 ľ, その給与を負担する者にあつては、 独立行政 \mathcal{O} 負担金」 ·村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県が 0 いて 法人の 負担金」 と とあるのは は 職員である組合員を除く。 同項第一号から第二号まで及び第四号中 とあるのは 同項各号列記以 「職員団体の負担金」として、 外の 職員団体の負担金及び地方公共団 都道府県。 部分中 に係る第 及び地方公共団 以下この 同項の 条にお 項に規定する 「地方公共団 対規定を いて同 市 体

- 6 独立 おい 道府県がその給与を負担する者にあつては、 各号列記以外の部分中 従事する者を除く。 (昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都 特定地方独立行政法人の職員である組合員 一行政法人の負担金」 7 同じ。 同項各号中 0) 負担金」 「地方公共団体の負担金」とあるのは に係る第 として、 地方公共団体 とあるの |項に規定する費用につ 同項の規定を適用する。 は (市町 特定地方独立行政 '村立学校職員給与負担 都道府県。 (職員団 体の M 以下この 事務に ては、 法人の |特定地 負担 条に 専 同 方 項 法
- 7 負担金」 号 中 独立 県がその給与を負担する者にあつては、 方公共団体の負担金」とあるのは て同じ。 従事するものに係る第二項に規定する費用については、 外の部分中 特定地方独立行政法人の 行 地方公共団体の負担金」 政 法 لح |年法律第百三十五号) 0 人の 負担金」とあるのは 同項第四号中 「及び地方公共団体 負担金」 ح 職員である組合員で職員団体の 「地方公共団体の負担金」とあるのは 同 とあるのは 項 第 第 「職員団体の負担金」と、 (市町村立学校職員給与負担法 条又は第二条の 号から第二号までの 職員団体の負担金及び特定地方 都道府県。 「特定地方独立行政法人の 以下この条におい 規定により都道 同項各号列 規定中 事務に専 同項第三 職 昭昭 地 府

(掛金等)

第百十四条 属する月にその資格を喪失したときを除き、 日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月 により組合員が被保険者として負担する保険料 という。)をいう。以下同じ。)は、 (介護納付金に係る掛金にあつては、 につき、 徴収するものとする。 掛金等 (掛金及び厚生年金保険法第八十二条第 当該各月のうち対象月に限る。 組合員の資格を取得した日の 組合員の資格を取得した 以下 組合員保険料 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

2 場合に限る。 険者を除く。 国民年金の被保険者 は 月の組合員保険料は 被保険者 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは その月 その 月に、 (介護納付金に係る掛金にあつては、 (組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。 の掛金等を徴収する。 の資格を取得したときは、 更に組合員の資格を取得したとき、 (国民年金法第七条第 徴収しない。 ただし、 その喪失した資格に係るそ 項 第 その月が対象月である 組合員保険料にあ 一号に規定する被保 又は厚生年金保険 若しくは つて 2

3 と掛金との割合は して算定するものとし 掛 金は、 組 合員 の標準に 組合の定款で定める。 その 報酬 標準報酬 \mathcal{O} 月額及び標準期末手当等の額を標準と の月額及び標準期末手当等の 額

員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

(掛金)

資格に係るその月 つては、 場合に限る。 月である場合に限る。 しくは国民年金の被保険者 \mathcal{O} である場合に限る。 る第二号被保険者を除く。 その月 組合の組合員 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは その月 (介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月であ)の掛金を徴収する。 (介護納付金に係る掛金にあ 私学共済制度の加入者、 (介護納付金に係る掛金にあつては に、 掛金は、 更に組合員の資格を取得したとき、 (国民年金法第七条第 の資格を取得したときは、 ただし、 徴収しない。 厚生年金保険の被保険者若 つては、 長期給付に係る掛金にあ 項 その 第 その月が対象 その喪失した 一号に規定す 月が 又は国 対象月

3 款 その給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、 金との割合については 末手当等の 捨てた額。 掛金は、 (長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛 額 主務省令で定めるところにより、 次項において同じ。 (その額に千円未満の端数があるときは、 地方公務員共済組合連合会の定款) を標準として算定するものとし、 組合員の給料の その で定める 端数を切 組合の定 額及び期

4

略

(育児休業等の期間に係る掛金の特例)

第百十四条の二

略

る者は、 政 政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を超え で定める額を下る者は、 いては期末手当等の額が百五十万円であるものとみなし、 た期末手当等の額が百五十万円を超える者は、 であるものとみなし 合で定める額であるものとみなす。 |万八千円を当該政令で定める数値で除して得た額を基準として政令 組 合員 へのうちゃ 前項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額 給料の 期末手当等を受けた月において、 額が六十二万円を第四十四条第二 同項の規定の適用については給料の額が当該 同項の規定の適用につ その月に受け 項に規定する 給料の額が

4

5

第百十四条の二 (育児休業等の期間に係る掛金の特例 (略)

2 限る。 前条の規定にかかわらず、 た場合その他政令で定める場合で給料の 務員の育児休業等に関する法律第九条第 当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、 は、 しない。 する額として政令で定めるところにより算定した額については、 て得た額に長期給付に係る給料と掛金との割合を乗じて得た額に相当 た場合にあつては、 三歳に満たない子を養育している組合員が、 当該子を養育することとなつた日 のうち、 給料の額から当該給料の その日) 当該月に係る掛金 の属する月から次の各号のいずれかに該 (総務省令で定める事由が生じ 一項の部分休業の承認を受け 部を受ける月については、 一部に相当する額を控除し (長期給付に係るものに 組合に申出をしたとき 地方公 徴収

当該子が三歳に達したとき。

(掛金等の報酬又は期末手当等からの控除等)

組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。 給する際組合員の給与から掛金等に相当する金額を控除して、これを第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、報酬又は期末手当等を支 は

- 2 なけ ľ, する退職手当又はこれに相当する手当を含む。 るときは、 に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込ま 又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があ 給与支給機関は、 組合員 を支給する際、 ればならない。 (組合員であつた者を含む。 報酬又は期末手当等 組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額 組合員の報酬又は期末手当等からこれらの金額 (地方自治法第二百四条第二項に規定 以下この条において同じ。 以下この条において同 <u></u>の 2
- 金等に相当する金額を組合に払い込まなければならない。 とにより、前二項の規定による掛金等に相当する金額の全部又は一部とにより、前二項の規定による掛金等に相当する金額の全部又は一部3 組合員は、報酬又は期末手当等の全部又は一部の支給を受けないこ

4 (略)

は、掛金等のうち組合員保険料については、第一項から第三項までの5 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合

一 当該組合員が死亡したとき、又は退職したとき。

ととなつたとき。
- 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこ

| 当該組合員が前項の規定の適用を受ける育児休業等を開始したと

(掛金等の給与からの控除等)

員に代わつて組合に払い込まなければならない。
する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、給料その他の給与を支給

- 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の給料その他の給与がらこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に対して支払うべき掛金の金額があるとる金額を控除して、これを組合員に対して支払うべき掛金の金額があるとる金額を控除して、これを組合員に対して支払うべき掛金以外の金額又ならない。

4 (略)

二号に規定する掛金については、第一項から第三項までの規定による 5 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、第百十三条第二項第

ればならない。 規定による払込みがあるごとに、これを市町村連合会に払い込まなけ

徴収を要しないこととなつた掛金等を組合員に還付するものとする。場合には、市町村連合会)は、主務省令で定めるところにより、当該により掛金等のうち組合員保険料が市町村連合会に払い込まれている6 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金等のう

(負担金)

第百十六条 法第八 は、 の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額及び同 法人又は職員団体 険法第八十二条第一 適用する場合を含む。)又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保 に相当する金額を除く。 が負担すべき金額 それぞれ第百十三条第二項 + - 一条の1 地方公共団体の機関、 一の規定により徴収しないこととされた組合員保険料 (以下この条にお 項の規定により地方公共団体、 (組合員に係るものに限るものとし、 を、 毎月、 (同条第六項の規定により読み替えて 特定地方独立行政法人又は職員団体 いて 組合に払い込まなければならな 地方公共団体等」 特定地方独立行政 第百十四条 . う。

びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用に充てるため地用及び同条第五項に規定する費用(長期給付に係るものに限る。)並は、政令で定めるところにより、第百十三条第四項第二号に掲げる費指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合

ハ。 払込みがあるごとに、これを市町村連合会に払い込まなければならな

6

ととなつた掛金を組合員に還付するものとする。連合会)は、主務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこにより当該掛金が市町村連合会に払い込まれている場合には、市町村、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合(前項の規定第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金のうち

(負担金)

第百十六条 当する金額を除く。 する金額及び同条第二項の規定により徴収しないこととされた額に相 百十四条の一 公共団体、 より読み替えて適用する場合を含む。) 及び第四項の規定により地方 は、それぞれ第百十三条第二項 特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額 地方公共団体の機関、 第 項の規定により徴収しないこととされた掛金に相 を、 毎月、 (同条第五項から第七項までの規定に 組合に払い込まなければならない。 特定地方独立行政法人又は職員団体 (第

2 (略)

2

(略)

ない。 該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければなら方公共団体等が負担すべき金額(組合員に係るものに限る。)を、当

の拠出) (国家公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金

第百十六条の二 る費用 きは、 用をいう。 \mathcal{O} 十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。 の円滑な実施を図るため、 厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう 下この条において 合の国家公務員共済組合法第七十二条第一項に規定する長期給付 とする。)への拠出 - の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と国の組合の長期給付 その事業年度において、 (厚生年 次条第一項第一号において同じ。)の負担の水準と国 金 -金拠出· 地方公務員共済組合連合会は、 以下 「国の組合の長期給付」という。 金 「財政調整拠出金」という。 次条第一 納付に要する費用その 国家公務員共済組合連合会 項各号に掲げる場合に該当すると 組 他 合の長期給付に要す の政令で定 の拠出を行うも に要する費用 (同法第二 以下同じ める費 一 の 組 以

当するときは、当該各号に定める額の合計額)とする。 に応じ、当該各号に定める額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該第百十六条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分

する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。という。)を当該事業年度におけるすべての組合員(長期給付に関定めるものの額(以下この号において「地方の独自給付費用の額」 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で

会に払い込まなければならない。体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合

|拠出||(国家公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出な

 \mathcal{O}

第百十六条の二 う。 組合連合会 げる場合に該当するときは、その事業年度において、国家公務員共済 と国の組合の長期給付の円滑な実施を図るため、 る費用の負担の 合会をいう。 という。 項に規定する長期給付)の拠出を行うものとする。)に要する費用の負担の水準との均衡及び組合の長期給付 (同法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連 以下同じ。)への拠出金 地方公務員共済組合連合会は、 水準と国の組合の国家公務員共済組合法第七十二条第 (以下この条において (以下 「財政調整拠出金」 組合の 「国の組合の長期給付 次条第一 長期給付に要す 項各号に掲 とい

当するときは、当該各号に定める額の合計額)とする。に応じ、当該各号に定める額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該第百十六条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分

する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。という。)を当該事業年度におけるすべての組合員(長期給付に関定めるものの額(以下この号において「地方の独自給付費用の額」当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で

う。 度における同項第一号に規定する標準報酬等総額 この号において 額 除して得た額を当該事業年度における国の と当該事業年度における国の独自給付費用の額から当該 して得た額 合 合法第百二条の三第一項第一 11 7 た率とが等しくなる場合における当該 の合計 及び当該 当該事業年度における地方の独自給付費用の額に一定額 厚生年金保険法第 国 で除 |の標準| 額の合算額 を当該事業年度における標準 して得た率が、 組 合員 報酬等総 「国の独自給付費用の額」という。 の同法第二十四 (以下この号において 一十条第 額 当該事業年度における国家公務員共済組 という。 号に規定する独自給付費用の額 項 条 へに規定 \mathcal{O} 兀 で除して得た率を下回 報酬等総額で除 第 標準報酬等総額 定 する標準 「標準報酬等 額に 項 相当 規 (以下この 報酬)を当該事業年 定 ヨする額 す 総額 月額 る して得た率 定 で除 号にお を加算 額 淮 0 以 لح して を控 る場 賞与 合計 下

係る支出 該控除して得 年 係る支出の額をいう。 \mathcal{O} 額 付等に係 -度における国 『該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額から当該 《年度における地方の 長期 をい 、済組合法第百二条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入の 当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の 『事業年度における国の長期給付等に係る収入の額 , う。 給 . の 額 る収 付等に係る支出の額 以下この号におい 入の た額 に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算 の長期給付等に係る収入の額を控除 額 が、 から当該事業年度における地 限度額)長期給付等に係る支出の額を上回 以下この号において同じ。) て同じ。 (当該事業年度における地方の (同条第三項に規定する長期 が当該事業年度における国 方の を下回る場合 して得た額 長期 (国家公務 $\frac{\dot{E}}{0}$ 額が 給 給 が当該事 付等に 長期 付等 カゝ 事業 く, (当 員

> 用の 総額 12 報酬等総額で除 から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における国 総額で除して得た率と当該事業年度における国の いう。 ける国家公務員共済組合法第百二条の三第一項 準となつた期末手当等の額の合計額の合算額 して得た率を下回る場合 自給付費用の額 標準給与総額 相当する額 0 定 額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準 掛 (以下この号において 金の 8 を当該事業年度における同項第 る数 標準とな 値 して得た率とが等しくなる場合における当 を乗じて得た額の合計額及び当該 (以下この号において という。 つた給料 当該事業年度における地方の 「国の標準 で除して得た率が、 の 額に第四 報酬等総額」 「国の独自給付費用の 十四四 一号に規定する標準 条第 (以下この号におい 第一 以組合員 当該事業年度に 独自給付費用 項 号に規定する独 という。 べに規 独自給付 \mathcal{O} 該 定 掛 額 報酬 の 金 す 給与 で除 んる政 定 標 \mathcal{O} \mathcal{O} لح お 進 額 て 標 額

業年 額に ける国 長期 をい る収 出 該事業年度における国の長期給付等に係る収入の 業年度における地方の 済組合法第百二条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入の て得た額 当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の の 、 う。 度における国の長期給付に係る支出の額から当該事業年 額をいう。 前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除 入 給付に係る支出の額 の \mathcal{O} が、 長期給付等に係る収入の額を控除して得た額 額 以下この号において同じ。 カン 限度額 5 当 以下この号において同じ。 「該事業年度におけ (当該事業年度における地方の 長期給付に係る支出の額を上回 (同条第三項に規定する長期給付に る地 が当該事業年度におけ 方の)を下回る場合 長期給付に係る支出 額 長期給付等に係 (国家公務員 **り**、 **金**当 額が当該 該 か ほ係る支 **於控除** -度にお . . . 当 る国 該 当 額 共 \mathcal{O}

た額を控除して得た額をいう。 を超える場合にあつては、 当該限

2 前項第二号に規定する「地方の長期給付等に係る収入の額 とは、

員共済組合法第百二条の三第 という。)の収入として政令で定めるものの額の合計額に、 町 厚生年金保険法第八十 `村連合会及び地方公務員共済組合連合会 一条第 一項第一号に掲げる場合における同号に 項に規定する保険料その他の組合 (次項において「組合等」 国家公務 市

3 して政令で定めるものの額の合計額をいう。 厚生年金拠出· 第一項第二号に規定する「地方の長期給付等に係る支出の額」 金及び基礎年金拠出金の納付その 他 の組合等の支出と とは

定める額を加算した額をいう。

(審査請求)

第百 係る障害の程度の診査に関し不服がある者は、文書又は口頭で、 収金の徴収、 公務員共済組合審査会 付に関する処分、 年金保険法第九十条第二項に規定する被保険者の資格若しくは保険給 十七七 和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる 条 組合員 組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金 掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴 の資格若しくは短期給付に関する決定若しくは厚生 (以 下 「審査会」という。)に行政不服審査法 地方

2 か 査があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。 前 つたことを疎明 項の審査請求は、 正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができな したときは、 同項に規定する決定、 この限りでない。 処分、 徴収、 確認又は診 た

3

略

して得た額をいう。 を超える場合にあつては、 当該限度額

2 る組合、 ける同号に定める額を加算した額をいう。 長期給付 「組合等」という。)の収入として政令で定めるものの額の合計額に 国家公務員共済組合法第百二条の三第 前 項第一 市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会 一号に規定する (基礎年金拠出金の負担を含む。 「地方の長期給付等に係る収入の 項第 次項におい 一号に掲げる場合にお て同じ。 (次項におい 額 とは、 に係 7

長期給付 第一項第二号に規定する「地方の長期給付に係る支出の額」 に係る組合等の支出として政令で定めるものの 額の合計 とは、

3

いう。

(審査請求)

第百十七条 審査会 法律第百六十号)による審査請求をすることができる。 の診査に関し不服がある者は、 合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の (以下「審査会」という。 組合員の資格若しくは給付に関する決定、 文書又は口頭で、地方公務員共済組合)に行政不服審査法 掛 (昭和三十 金の徴収、 程度 年 組

2 ことを疎明 正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつた つたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。 前項の審査請求は、 略 したときは、 同項に規定する決定、 この限りでない 徴収、 確認又は診査があ

3

(審査会の設置及び組

第百十八条 それぞれ審査会を置く。 地方職員共済組合等、 都職員共済組合及び市町村連合会に

2

3 組合に置かれる審査会にあつては組合の理事長が、 カゝ を代表する者それぞれ二人とし、 れる審査会にあつては市町村連合会の理事長が、 委員は、 組合員を代表する者、 地方職員共済組合等及び都職員共済 地方公共団体を代表する者及び公益 それぞれ委嘱する 市町村連合会に置 3

略

組 合に対する通知等)

第 連合会) 審査請求に参加することを求めなければならない。 済組合に係る審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、 る組合 (指定都市職員共済組合、 にこれを通知し、 審査会は、 審査請求を受理したときは、 かつ、 市町村職員共済組合又は都市職員共 利害関係人に対し参加人として当該 当該審査請求に係 市町村

方財政審議会の意見の聴取

第百二十二条 聴かなけ 四条の二十九第二項の協議を受けたときは、 若しくは長期給付を受ける権利を有する者の権利義務に係るものに関 命令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき又は第百四十 ればならな 総務大臣は、 次に掲げる事項のうち組合員又は短期給付 地方財政審議会の意見を

〈 四 略

(審査会の設置及び組

第百十八条 それぞれ審査会を置く。 地方職員共済組合等、 都職員共済組合等及び市町村連合会

2

に、

る。 置かれる審査会にあつては市町村連合会の理事長が、 組合等に置かれる審査会にあつては組合の理事長が、 を代表する者それぞれ二人とし、 委員は、 組合員を代表する者、 地方職員共済組合等及び都職員共済 地方公共団体を代表する者及び公益 市町 それぞれ委嘱す 対連合会に

4 5 7 略

(組合に対する通知等)

第百二十条 る組合 めなければならない。 ものに係る審査請求にあつては、 利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求 (長期給付で市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る 審査会は、 審査請求を受理したときは、 市町村連合会)にこれを通知し、 当該審査請求に係 カン

地 方財政審議会の意見 の聴取)

第百二十二条 うとするとき又は第百四十四条の二十九第二項の協議を受けたときは \mathcal{O} 地方財政審議会の意見を聴かなければならない。 権利義務に係るものに関し、 総務大臣は、 次に掲げる事項のうち組合員及び受給権者 命令の制定若しくは改廃の立案をしよ

(应 略

(外国で勤務する組合員についての特例)

ついては、政令で特例を定めることができる。第百三十九条外国で勤務する組合員に対するこの法律の規定の適用に

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第 る間、 用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。 地方公共団体等」という。 共団 場合を除く。 引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された 条第四項及び第五項並びに」とあるのは 号において同じ。 者の退職は、 有するもののうち政令で定めるもの 法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を (同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 特定地方独立行政法人又は職員団体は、 「公庫等職員」という。)となるため退職した場合 この場合においては、 体 引き続き転出 特 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、 定地方独立行政法人又は職員団)には、 なかつたものとみなし、その者は、 の際に所属していた組合の組合員であるものとす (公庫等職員となるための退職をいう。 長期給付に関する規定の適用については、 第百十六条第 とあるのは (以下「公庫等」という。) に使 一項中 「公庫等は、 それぞれ第百十三条第二項 体 「公庫等」 (以下この 「地方公共団体の 当該公庫等職員であ と (政令で定める کے 条にお 「限るもの 次項第 「地方公 又は同 機関 その て 以

派遣職員についての特例)

第百三十九条 第 第六章の規定の適用については、 公務員の処遇等に関する法律 組合の運営規則で定める仮定期末手当等」 組 合の 項の 規定により 運営規則で定める仮定給料」 外国の地方公共団体の機関等に派遣される 派遣された職員である組合員に対する第四 (昭和六十二年法律第七十八号) これらの規定中 ٤ とする。 期末手当等」 「給料」 般職 とあるの とあるの 章及び 第 \mathcal{O} 地 条 は は 方

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第

組合の 章中 組合の運営規則で定める仮定期末手当等」 営規則で定める仮定期末手当等」 営規則で定める仮定給料」 員となるための退職をいう。 なし、その者は、 定を除く。 場合を除く。)には、長期給付に関する規定 用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。 有するもののうち政令で定めるもの 法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を 引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された 百四十条 していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、 「公庫等職員」という。)となるため退職した場合 「公務」 運営規則で定める仮定給料」)の適用については、その者の退職は、 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、 とあるのは 当該公庫等職員である間、 「業務」 次項第一号において同じ。 期末手当等」 (以下「公庫等」という。) に使 第六章中 「給料」 کر 期末手当等」 引き続き転出 (第四十三条第1 とあるのは 第百十三条第 とあるの 「給料」 なかつたものとみ (政令で定める とあるの とあるの は 0) (公庫等職 組 「組合の 際に所属 三項の規 二項中 合の 第四 は 以 運 運

とし 第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用 当する金額及び」 (長期給付に係るものに限る。 厚生年金保険法」 第百· 十四四 条の二の規定により徴収しないこととされた掛 とあるの لح は 地方公共団体等」とあるのは 限るものとし 並びに厚生年金保険法 同 条第三 「公庫等」 とあるのは 項 金に相 中 لح

2~4 (略

(組合役職員等の取扱い)

第百四十一条 与負担法 用されるものを除く。)で主務省令で定めるもの この 」という。 \mathcal{O} 業務」と、 定を適用する。 により都道府県がその給与を負担する者にあ (これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使 条において同じ。 組合の」とする。 昭 第百十三条第二項中 は、 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける 和二十三年法律第百三十五号) この場合にお 当該組合を組織する職員とみなして、 とあり ては、 「地方公共団体 及び 第四章中 一地方公共団体の」 つて 第 「公務」 (市町村立学校職員給 条又は第二条の (以 下 は 都道 この法律の とあるの 「組合役職員 府県。 とある 規定 は 以下 規

> 三号中 五項 により 第百十六条第 この条において同じ。 地方公共団体 は は職員団体」 職員団 とあるのは から 都道府県がその 「地方公共団体の負担 第七項までの 体 とあり、 とあるの 「第百十三条第二項」とする。 項中 (市町村立学校職員給与負担法第 は 及び 地方公共団体の 規定により 給与を負担する者にあつては、 の負担金」とあり、 「公庫等」 「地方公共団体、 金 、読み替えて適用する場合を含む。 とあるのは ٤ ,機関 第百十一 並びに同項第二号及び第 特定地方独立行政法人又 特定地方独立行政法人又 「公庫等の 条又は第 三条第 都道 負担 項 府県。 金 一条の (同条第 規定 以下

2~4 (略)

第百四十一条 業務」 当等」 共団 定を適用する。 」という。 用されるものを除く。)で主務省令で定めるもの 者 定期末手当等」 定給料」と、 つては、 は 第 組合役職員等の取扱い) (これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時 一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者に 「組合の負担金」 ٢ کے 期末手当等」 市町) は、 都道府県。 第六章中 給料」とあるのは 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける 村立学校職員給与負法 と 期末手当等」とあるのは この場合におい 当該組合を組織する職員とみなして、 とあるのは 第百十三条第二項各号列記以外の 「給料」 لح 下この条にお 同項第一号から第四号までの規定中 とあるのは ては、 「組合の運営規則で定める仮定給料」 「組合の運営規則で定める仮定期末手 (昭和二十三年法律第百三 第四章中 て同じ。 「組合の運営規則で定める仮 「組合の 「公務」 運営規則で定める仮 (以 下 0 部分中 負担 この法律の とあるの 「組合役職 金 「地方公 とある 一十五号 「地方 に使 は 規 員

2

略

3 1) 第 項 地 五. に規定する国 警察共済組 近項の規 方公共団 定に 合に 体が負担すべきこととなる費用 か の職員に係るものについては、 かわらず、 あつては、 第 百 国が負担する 十三条第四項 0 うち 第百· 及び第 第 十三条第四 五項 百 匝 の規 +条第 定によ 項 及び

4 略

第 方独立 法第五 役員及び職員引継 規定する職員となつたものをいう。 般 する特定地方独立行政法人をいう。 で定める者を含む。 方公務員 又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により とを要しない者及び臨時に使用される者以外の者 方独立行政法人から給与を受ける者をいう。 第一項第十一号において同じ。 同 百 · う。 この 項 職 兀 の規定により設立団体 一方独立行政法人をいう。 員引 一行政法-場合においては、 般 条の二 の職員が当該移行型 の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他 九条第二 継 地 方独 人法 般 <u>\f</u> 地方独立行 項 一行政法-職員引継 (平成十五年法律第百十八号) 般地方独立行政法人に使用され、 に規定する移行型 は、 第三条第四項中 人 職員とみなしてこの法律の規定を適用す 政法人の役職 (同法第六条第三項に規定する設立団: (第百四 般 以下同じ。)の役職員 般地方独立行政法人の同法第二十条に 地方独立行政法人 以下同じ。 以下この条及び第百四 条の二に規定する職 般 員に係る 「特定地 地方独立行政法 (同法第十二条に規定する کر のうち常時 る特例 第二条第 方独立行政法 (地方独立行政 (地方公務員 とあるの 同法第六条第三項 職員引継 勤務 人であ 二項 十四四 は 員引 主務 の休職 するこ に規 条の三 人 「職員 般地 法 省令 する 体を つて 継 (地 地 定 第

> 共 d 体 \mathcal{O} 負 担 金 とあ るの は 組 合の 負担 金 とする。

2

公

3 が 員に係るもの 寸 **体**が 負担する 警察共済組 負担 すべ のについ 合にあつては、 きこととなる費用の ては、 第百十三条第三項の 第百 <u>=</u> うちち 一条第一 次条第 項 規定にかかわらず、 の規定により 項 に規定する国の 地方公共 玉 職

4 略

職

員引継

般地方独立行政法人の役職員に係

でも特例)

方独立 同項の 般地 引継 法第五 省四 する特定地方独立 で定める者を含む。 方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その 第一 規定する職員となつたものをいう。 い う。 又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事 とを要しない者及び臨時に使用される者以外の者 方独立行政法人から給与を受ける者をいう。 役員及び職員引継 この場合においては、 項第十一号において同じ。 方独立行政法人をいう。 十一条の二 規定により設立団体 般 行政法人法 十九条第二項に規定する移行型一 \mathcal{O} 地 方独 職員が当該移行型 立 一
行
政 一行政法人をいう。 職員引継 伞 般地方独立行政法人に使用され、 中成十五 は、 法人 第三条第四 職員とみなしてこの法律の規定を適用する (第百四 (同法第六条第三項に規定する設立団 般 |年法律第百十八号) 以下同じ。)の役職員 般地方独立行政法人の同 地方独立行政法人 頃中 十一条の二に規定する職 以下同じ。 以下この条及び第百四十四 般地方独立 「特定地 (同法第十二条に規定す ٢, のうち常時 方独立行政 第二条第 (地方独立行政 (地方公務員の 「組合の とあるの 行政 職員引継 法第二十条に 法人であ 他 油により '勤務するこ 組合員」と 二項 員引継 法 は 主務省令 人 条の 職 規定 休職 般 体 法 (地 地 員 地

立行政法人」とあるのは 第九章及び第百四十四条の三十一(見出しを含む。 員」と、 方独立行政法人」とあるのは「職員引継 公立大学法人をいう。 地方独立行政法人が公立大学法人(同法第六十八条第一項に規定する 六条第三 とあるのは 第四章中 項」 لح 地方独立行政法人法 「公務」とあるのは「業務」と、 組合の組合員」)である場合には、 「職員引継一般地方独立行政法人」とする。 とあるのは (平成十五年法律第百十八号) 一般地方独立行政法人」と、 公立学校共済組合) 「組合 中 第六章中 (職員引継 「特定地方独 「特定地 の組合 般 第

国 の職員の取扱い

第百四 1十二条 (略)

2 欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、 旬 に読み替えるものとする。 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、 それぞれ当該下欄に掲げる字 次の表の上

一項第五 第 一条第

号

年法律 条第 地方自然 勤勉手当 る手当の 及び同条第 ける職員については、 百四条の規定の適用を受 治法 第六 項 うち に規定する給料 期末特別手当 十七号 一項に規定す)期末手当、 昭 和 十二 第一 同

る法 給与を除いたもの及び他 第九十五号) 別 る職員については、 末手当、 般職 手当その他政令で定める 定に基づく給与 律 \mathcal{O} 昭 職員 勤勉手当 和 0) の給与に関 適用を受け 十五年法律 のうち期 期末特 同法の す

> は、 般地方独立行政法人」とする。 法第六十八条第一 あるのは 出しを含む。 で定める仮定期末手当等」と、 継 手当等」と、 で定める仮定給料」 「業務」と、 لح 般地方独立行政法人」と、 公立学校共済組合) 期末手当等」 「組合 中 第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは 「給料 (職員引継 項に規定する公立大学法人をいう。)である場合に 「特定地方独立行政法人」とあるのは と とあるのは とあるの の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは 「期末手当等」 般地方独立行政法人が公立大学法人 第九章及び第百四十四条の三十一(見 は 「給料」 「組合の運営規則で定める仮定期末 「組合の運営規則で定める仮定給料 とあるの とあるの は は 「組合の 組合の運営規則 「職員引継)運営規 「職員引 (同 뗈

国 \mathcal{O} 職員の取扱い

第 省四 1十二条 (略)

2 句 欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、 'に読み替えるものとする。 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、 それぞれ当該下欄に掲げる字 次の 表の

第 項 第五号 一条第

与で政令で定めるもの 額をもつて支給されるも 地 給料表に掲げる給料で月 方公務員法第一 又はこれに相当する給 項 第 号に規定する 十五 条

五条第 る法律 ては、 政令で定めるもの る職員については 第九十五号) ī 般職 これに準ずる給与で その他の職員につい \mathcal{O} 職員 項に 昭 和 規定する俸給 0 \mathcal{O} 十五 適用を受け 給与に関す **一年法律** 同法第

上

第四十四	条第二項	号 一 第 項 二 第 条 六 第	
地方公務員の育児休業等	十一号)第二条第二項昭和四十二年法律第百二中,	を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のの手当とし、その他政令で定める手当とし、その他政令で定める手当とし、その他の手当に準ずるものの手当に準ずるもの	その他政令で定める手当
国家公務員の育児休業等に	号)第一条の二和二十六年法律第百九十一国家公務員災害補償法(昭	、その他の職員については、 、これらに準ずる給与として政令で定めるものとして政令で定めるもの を力については、同法の規定にというを持有の を力に基づく給与のうち期末手当をの他政令で定める治与に関する。)及び他の法律の規定には、可法の規定にはある。)及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの(報酬に該当しない給与に限る。)とし、といる。)とし、といる。)とし、おい給与に限る。)とは、対給与に限る。)といるもの(報酬に該当しない給与に限る。)といる。)といる。)といる。)とは、対対が、その他の職員については、これらに準ずる給与	法律の規定に基づく給与の
	第二項	項 第 二 六 条 号 第	
	十一号)第二条第二項昭和四十二年法律第百二地方公務員災害補償法(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同いのうち期末手当、勤勉手当とののうち期末手当、勤勉手当との他の職員については、同るので定める手当とし、これらの手当に準ずるもの	
	号)第一条の二 和二十六年法律第百九十一 国家公務員災害補償法(昭	一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定にについては、同法の規定にをの他政令で定める給与に展る。)及び他の法律の規定に基づく給与のうち期末等当でが給与に限る。)及び他の法律の規定にある。)及び他の法律の規定にある。)及び他の法律の規定にある。)及び他の法律の規定にある。)及び他の法律の規定にあるもの(報酬に該当しない給与に限る。)とし、これらに準ずる給与に限る。)とし、これらに準ずる給与に限る。)とし、これらに準ずる給与	

-				
	項	の三第十十条	項 の 第 二 七 第 十 一 条	条第 十 項
	(第六十一条第七項において準用する同条第三項に 規定する要介護家族その 一ので、任命権者又はその 一を任を受けた者の承認(主務省令で定める者を 一でである者を 一でである者を 一でである者を 一でである者を 一でである者を 一でである者を 一でである者を 一でである者の承認(一定める者の承認)を受けたもの	児又は家族介護を行う労育児休業、介護休業等育	現する法律第二条第一 地方公務員の育児休業等	一項 一項 一項 第二条第
	z <u> </u>	休暇等に関する法律(平成一般職の職員の勤務時間、	関する法律第三条第一項国家公務員の育児休業等に	第百九号)第三条第一項関する法律(平成三年法律
第二項第八十七条		三第一項の	第七十項条の	
二条第二項地方公務員災害補償法第	働者の福祉に関する法律 第六十一条第七項におい で準用する同条第三項に 規定する要介護家族その 他主務省令で定める者を 介護するための休業であ つて、任命権者又はその 主務省令で定める組合員 については、主務省令で 定める者の承認(たもの	児又は家族介護を行う労育児休業、介護休業等育	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第	
	z <u> </u>	休暇等に関する法律(平成一般職の職員の勤務時間、	第百九号)第三条第一項関する法律(平成三年法律国家公務員の育児休業等に	

	条 の 二 十 四		条 第 条 第 方 一 二 項
	項に関する法律第二条第一地方公務員の育児休業等	地方公共団体の	地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。
	関する法律第三条第一項国家公務員の育児休業等に	国の	国の
第百十四条	の二第一項	第三項各号 第三項及	部 別 第 前 別 第 百 以 外 の 号 条 第 一 へ 条
地方公務員の育児休業等	項に関する法律第二条第一地方公務員の育児休業等	地方公共団体	地方公務員法第二十九条組合員の掛金及び地方公組合員の掛金及び地方公規合員の掛金及び地方公用。以下この給与を負担する者にあつては、都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県がその条において同じ。)の負担金
関する法律第十二条第一項国家公務員の育児休業等に	関する法律第三条第一項国家公務員の育児休業等に	国	国家公務員法第八十二条組合員の掛金及び国の負担

	八 条 百 二 十		<i>李</i> 三 工	第百十六	条 第 百 二 十 項 五
	地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、	地方公共団体等	規定により地方公共団体	地方公共団体の機関	地方自治法第二百四条第二項に規定する
	国	国 等	規定により国	国の機関	国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく
第百三十九	条 第百三十八		第 - I	第百十六条	第 第 百 日 五 条
外国の地方公共団体の機	地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、			地方公共団体	項の部分休業 「項に規定する退職手当」 「対してはこれに相当する手当」
国際機関等に派遣される一	国			国	又は第二十六条第一項の育児短時間勤務又は育児時間 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二 一一年記述でく退職手当法(昭本)に基づく退職手当法(昭本)に基づく退職手当法(昭本)に基づく退職手当法(昭本)に対して、第一項の育工が、第一項の育工が、第一項の育工が、第一項の育工が、第一項の育工が、第一項の有工が、第一項の可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可

	条第百四項十	
で定める場合を除く ○)	又は地方公共団体の事務	
政令で定める場合を除く。 しくはその委任を受けた者 しくはその委任を受けた者 の要請に応じ、引き続いて 沖縄振興開発金融公庫その 他特別の法律により設立さ れた法人でその業務が国の 寛連を有するもの(以下「特定公庫等」という。)の役 同、常時勤務に服すること を要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場	務若しくはどは地方公共団体の事	
	第 一項 日 八 年 年 年 年	 条
退職した場合(政令で定める場合を除く。)	又は地方公共団体の事務	関等に派遣される一般職 関する法律(昭和六十二 年法律第七十八号)第二 年法律第七十八号)第二
退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合 員が任命権者若しくはその 委任を受けた者の要請に応 変任を受けた者の要請に応 でより設立された法人でそ により設立された法人でそ いう。)の役員(常時勤務 に服することを要しない者 を除く。以下「特定公庫等」と を除く。以下「特定公庫等」と を除く。以下「特定公庫等」と	務若しくは 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	般職の国家公務員の処遇等

条 第 三 四 刊	第二号四十					
含む。)	公庫等職員	公庫等」と、	公庫等は	(公庫等職員	当該公庫等職員	
含む。)、継続長期組合員 一部では、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合(その者が更に引き続き他の特定公定公庫等役員として在の者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合。	役員 公庫等職員又は特定公庫等	公庫等又は特定公庫等」と	公庫等又は特定公庫等は	等役員(公庫等職員又は特定公庫	事等役員 当該公庫等職員又は特定公	合(政令で定める場合を除
第三項十条	第二項第二十条					
含む。)	公庫等職員	とあるのは「公庫等」	公庫等の負担金	(公庫等職員	当該公庫等職員	
含む。)その他の政令で 職し、引き続き他の特定公 庫等役員となつた場合(そ の者が更に引き続き他の特定公 定公庫等役員となつた場合(そ	公庫等職員又は特定公庫等	定公庫等」	担金担金とは特定公庫等の負	等役員(公庫等職員又は特定公庫	庫等役員当該公庫等職員又は特定公	める場合を除く。

3 2 第	3			
元百(。 4 (略)	会 見 三 十 び 第 四 第 百 四 条 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
の組合(指定都市職員共済組合、市町組合員又は組合員であつた者が国の組代的) (略) (略) (略)		地方公共団体	これらの他の公庫等職員	
の組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、(略)四十三条 (略)国家公務員共済組合法との関係)		国	役員公庫等職員又は特定公庫等	定める場合
3 第百四十三条 第百四十三条 第百四十三条	4 ・ 5 ・ 5 ・ 5 ・ 5 ・ 5 ・ 6 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9	第百四十四条の二第二 出しを含む 見		
(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、条 (略)	略) 略) 略) 略) 略) 略) 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	地方公共団体	これらの他の公庫等職員	
:職員共済組合にあつて合の組合員となつたと	長期給付積立金に充てるべきものと 切った金額のうち、当該組合の国の職 で定めるところにより算定した で定めるところにより算定した	国	役員公庫等職員又は特定公庫等	定める場合

換しなければならない。 規定により積み立てるべき積立金のうちその者に係る部分として政令 共済組合にあつては、 で定めるところにより算定した金額を国家公務員共済組合連合会に移 第二十四条 (第三十八条第一 市町村連合会) 項において準用する場合を含む。 は、 政令で定めるところにより 0)

4

団 体職員の取 扱い)

第百四十四条の三 次に掲げる団体 員は、 職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により 令で定める者を含む。 地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他総務省 ことを要しない者及び臨時に使用される者以外の者 れる者で、 付及び福祉事業に係る部分を適用する。 この法律の規定 地方職員共済組合の組合員となるものとする。 団体から給与を受けるもののうち役員、 (第百十五条及び第百十六条を除く。 以下 「団体職 (以下「団体」という。) に使用さ 員 この場合においては、 という。 は、 常時勤務に服 (地方公務員の休 職員とみなし)中長期給 団体職 する

\ + -略

2 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 寸 体職員についてこの法律を適用する場合においては、 それぞれ同表の下欄に 次の表の上

> 町村連合会)は、 ればならない。 ところにより算定した金額を国家公務員共済組合連合会に移換しなけ 積み立てるべき積立金のうちその者に係る部分として政令で定める 政令で定めるところにより、第二十四条の規定によ

ŋ

4 5 略

団 体職員の取扱い)

第百四十四条の三 次に掲げる団体 に限る。 団体職員は、 条から第百三十八条まで、 第百十三条第 地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他総務省 職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により ことを要しない者及び臨時に使用される者以外の者 十四条の三十 第二項ただし書、 九条第一 係る部分に限る。 令で定める者を含む。 れる者で、 (この法律の規定 一項及び第三 団体から給与を受けるもののうち役員、 並びに同条第五項、 地方職員共済組合の組合員となるものとする。 一の規定を除く。 項から第三項まで 第九十九条の二第四項、 項 (第二条第 以下 第四十三条第二 第四章第一 前条、 「団体職員」という。 第百十五条、 一項第二号、 を適用する。この場合においては、 第百四十四条の二十八並びに第百四 (以下「団体」という。) に使用さ (短期給付に要する費用に係る部分 節、 項、 第八十七条第四 第百三条第二項ただし書 第四十四条第 第四十二条 第百十六条、 常時勤務に服する は、 (地方公務員の休 項 職員とみ (短期給付に 第百三 項 第九十条 第四 十五 な

一 十 一 略

2 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に 団体職員についてこの法律を適用する場合においては、 次の 表の 上

ŦĦ
77
1,45
i n
1.4
()
ス
′പ
~
7
_
´Π
17
l/ (
, _
=±
=###
F)L
-
ΔI
07
44
天天
掲げる字句に読み替
自う
百え
白え
官えて
官える
官える
官える。
官えるも
官えるも
官えるもの
官えるもの
官えるもの
官えるもの
官えるものと
官えるものと
官えるものと
えるものと
官えるものとする。
えるものと
えるものと
えるものと

	号 第 一 条 第 五 項 第 二	掲げ
地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、動勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する給料及び同条第二項に規定する給料及び同条第二項に規定する給料及び同条第二項に規定する。	掲げる字句に読み替えるものとする。
第百四十四条の三第一項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法第二百四条第二項に規定する期末手当の、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当	第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体職員が、同項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受いる団体から勤務の対償として受いる団条第二項に規定する給与で、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二二十二年法律第六十七号)第二十二年法律第二項に規定する給料及が同条第二項に規定する給料及が同条第二項に規定する給料をで定める手が別手当その他政令で定める手が別手当るものとして政令で定めるもの) °
第 第 第 六 一 二 号 項 条	第 第 第 五 一 二 号 項 条	 掲げる
地方自治法(昭和二十二年 法律第六十七号)第二百四 条の規定の適用を受ける職 員については、同条第二項 に規定する手当のうち期末 手当、勤勉手当、期末特別 手当その他政令で定める手 当とし、その他の職員につ いては、これらの手当に準	地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料で月額をもって支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの	掲げる字句に読み替えるものとする。
第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法(昭和二十二年法律第六十法(昭和二十二年法律第六十法(昭和二十二年法律第六十法(昭和二十二年法律第六十方。第二百四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当、める手当又はこれらの手当にめる手当又はこれらの手当に	第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体職員が、同項に規定する団体和ら勤務の対償として受ける給与で、地方公務に規定する給料で月額をもつて支給されるやの又はこれに相当する給与で政令で定めるものに相当する給与るもの	

		第四 給付金 (埋葬料及び家族埋 給付金 上三 葬料に係る給付金を除く。 二項 二項 一二項 お付金 おける はない おける おける おける はない おける はない まない まない		第二 定及び同項第三号 東第 主として組合員の収入によ 前項第二号の規定の適用上 前項第三号	
第五十	一 一 有 条 四 第 十	二 八 第 四 第 十	七 第 条 四 十	第二項条	
給付事由(第七十二条又は	その給付に要した費用に相 者の給付であるときは、第 五十七条第二項又は第三項 の規定により支払つた一部 自担金に相当する額を控除 した金額)		弔慰金又は遺族共済年金	定及び同項第三号 り生計を維持することの認 主として組合員の収入によ	
給付事由	する金額 する金額	給付金	遺族共済年金	前項第三号	るものに相当するもの

第八十	四 六 第 条 七 の 十	二 第 条 五 十	一 条 五 十	項 条 第 五 二 十		項条第一
十 公 務	一 主 務省令	出る。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	十 受給権者(同項の給付事由 大養者を含む。) 大養者を含む。)	受給権者(当該給付事由が受給権者(当該給付事由が	付に係るものを除く。)
業務	総務省令	当 退職共済年金	当退職共済年金			給

E 2	五 第 入 十	項 条 第 第 九 四 十	項 条 第 九 号 二 十	項 条 第 本 第 九 文 二 十		_ 	七八条第
地方公務員災害補償法の規 定による傷病補償年金若し らに相当する補償が支給さ れること	公務等	公 務 等	公務等傷病	公務等	公務等	公務等傷病	
和二十二年法律第五十号)の は第四十九号)第七十七条の 規定による障害補償が行われ ることとなつたときは六年間 ることとなったときは六年間	業務等	業務等	業務等傷病	業務等	業務等	業務等傷病	

		:	一 六 第		
合員がその資格を喪失した 関始後五年を経過しない組 開始後五年を経過しない組	介護サービス費、特例施設 居宅介護サービス費、特例 居宅介護サービス費、特例	(併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定によるを関する法律の規定によるを関する法律の規定によるを表しては、1000円のでは、100	療養の給付若しくは保険外公務	公務等傷病	支給される間
志問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、施設介護サービ で表す。 では、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	横用療養費、医療費若しくは を を を を を を を を を を を を を	が治らなかつた者又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至らなかつた者にあつては、当該傷病につき健康保険の療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養	その退職の日までにその傷病業務	業務等傷病	険給付が行われる間 ととなつたときはこれらの保 ととなったときはこれらの保

果が期待できない状態に至 その症状が固定し治療の効 後五年を経過するまでの間 受けている場合においては 後継続してこれらの給付を にその傷病が治つた日又は これらの給付の支給開始 者の 養費、 費 サービス費の支給を受ける診 費若しくは訪問看護療養費の 護療養費の支給若しくは高齢 ときは最初に健康保険の療養 くは特例介護予防サービス費 受けた日から起算して五年を るときは当該傷病につき最初 療の効果が期待できない状態 た日又はその症状が固定し 年を経過するまでの間に治つ 療を受けた日から起算して五 護サービス費、 介護サービス費、 例居宅介護サー よる居宅介護サービス費、 支給又は介護保険法の規定に くは保険外併用療養費、 の給付若しくは保険外併用療 の支給を受けている者である に医師又は歯科医師の診療を ビス費若しくは特例介護予防 の規定による療養の給付若 至つ 医療の 介護予防サービス費若し た日 療養費若しくは訪問看 確保に関する法律 その他の者であ ・ビス費、 介護予防サー 特例施設介

施設

医療

						-
条 第 百 八	項 条 第	八 	に 第 九 り 十	項 二 ガ第 第 夕	第 九 十	
しくは災害病気、負傷、障害、死亡若	公務等	地方公務員災害補償法の規 定による遺族補償年金又は されることとなつたときは されることとなったときは	公務等	公務等	公務等傷病	
障害若しくは死亡	業務等	労働基準法第七十九条の規定 による遺族補償保険法の規定に 場者災害補償保険法の規定に よる遺族補償年金が支給され ることとなつたときはその保	業務等	業務等	業務等傷病	経過するまでの間に治つた日 が果が期待できない状態に至 が果が期待できない状態に至

	\	اديما و احداد			
	州の以列各部外記号	二条十第項第三百			
	で同じ。) 道府県。以下この条におい 負担する者にあつては、都 り 都道府県がその給与を	第一条又は第二条の規定に 村三年法律第百三十五号) 地方公共団体(市町村立学			
		の条において同じ。) に規定する団体をいう。以下こ団体(第百四十四条の三第一項			
二 三 第 項 条 百 第 十	部 以分 外の	号 二 三 第 列 項 条 百 記 各 第 十	一 一 第 項 条 百 第 十	項 条 第 百 二 八	項
二項第 地方公共団体	の	号列記第一条又は第二条の規定に二項各十三年法律第百三十五号)一次職員給与負担法(昭和二一次共団体(市町村立学	第百十 組合員が懲戒処分(地方公 一項 よる減給若しくは戒告又は これらに相当する処分を除 く。)を受けた	項 条第三 その病気若しくは障害 での病気若しくは障害	項当該病気、負傷、障害、死当該病気、負傷、障害、死

	号(第 二 条 十 第 三 項 第 三 百				
		地方公共団体				
		体				
一日第	三四第項条	四二第第		三月三月	三第百山	一 号
一項 一項 一項 の徴収	三項 三項 三項 三項	三条第 三条第 地方公共団体	地方公共団体	三号 公務等傷病	第百十 公務等	二号

その月分の掛金及び組合員保険料)に相当する金額を控除することが険料(団体組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及び体組合員が負担すべき当該報酬に係る月の前月分の掛金及び組合員保本組合員の報酬を支給するときは、その報酬から当該団末日までに地方職員共済組合に納付する義務を負う。) 並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料を、翌月 「一の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。 条において同じ。)及び負担金(同号の負担金をいい、第百十四条の 条において同じ。)及び負担金(同号の負担金をいい、第百十四条の 「団体組合員に係る費用の負担の特例)	3 (略)	
に相当する金額を控除することができる。 がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金)体組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月分の掛金(団体組合員2 団体は、団体組合員の給与を支給するときは、その給与から当該団	までに地方職員共済組合に納付する義務を負う。 第百四十四条の十二 団体は、その使用する団体組合員及び自己の負担第百四十四条の十二 団体は、その使用する団体組合員及び自己の負担(団体組合員に係る費用の負担の特例)	本組合員の給料の総額の百分の一に相当する金額の範囲内とする。に要する費用に充てることができる金額は、当該事業年度における団(団体組合員に係る福祉事業に要する費用) (略)	出方公務員共済組合審査会 団体職員審査会

できる。

- 3 団体は、団体組合員保険料に相当する金額を控除することがで規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条におい規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条においる。 団体は、団体組合員の期末手当等(地方自治法第二百四条第二項に

第百四十四条の十三から第百四十四条の十八まで 削除

とができる。等から当該団体組合員が負担すべき掛金に相当する金額を控除するこの体は、団体組合員の期末手当等を支給するときは、その期末手当

3

することができる。。)の給与を支給する際その給与から当該金額に相当する金額を控除きは、団体組合員(団体組合員であつた者を含む。次項において同じるは、団体は、前二項の規定により控除されなかつた掛金の金額があると

組合に払い込まなければならない。する金額を控除して、これを当該団体組合員に代わつて地方職員共済当該団体組合員に支給すべき給与から当該償還金その他の金額に相当二条第一項第四号の貸付けに係る償還金その他の金額があるときは、団体は、団体組合員が地方職員共済組合に対して支払うべき第百十

(督促及び延滞金の徴収等)

ければならない。
団体に対し、期限を指定して、その掛金又は負担金の納付を督促しな第百四十四条の十三 地方職員共済組合は、掛金又は負担金を滞納した

- から起算して十日以上を経過した日でなければならない。の場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日の場の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。こ
- 日から掛金若しくは負担金の完納又は財産差押えの日の前日までの日又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌3 第一項の規定によつて督促したときは、地方職員共済組合は、掛金

と認められるときは、この限りでない。の額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情がある数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金若しくは負担金

- 5 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、そ

の端数を切り捨てて計算する。

てる。

下この条において同じ。)に対して、その処分を請求することができ、又は団体の住所若しくはその財産のある市町村(特別区を含む。以きは、地方職員共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分しの規定により指定された期限までに掛金又は負担金を完納しないと第百四十四条の十四 前条第一項の規定による督促を受けた団体が、同

る。

(組合役職員に関する特例)

定にかかわらず、団体職員とみなして、この法律の規定を適用する。員業務に従事する者として理事長が指定する者は、第百四十一条の規第百四十四条の十九 地方職員共済組合の組合役職員のうち、団体組合

先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。第百四十四条の十五 掛金、負担金その他この章の規定による徴収金の

、この章に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収す第百四十四条の十六 掛金、負担金その他この章の規定による徴収金は

(団体職員審査会)

る。

2 団体職員審査会に関する事項は、地方職員共済組合の定款をもつて第百四十四条の十七 地方職員共済組合に、団体職員審査会を置く。

定めなければならない。

第百四 3 2 び第百十九条から第百二十一条までの規定は、 表する者それぞれ二人とし、 を代表する委員 する委員 て準用する。 前二項に規定するもののほか、 委員は、 十四四 条の十八 団体組合員を代表する者、 地方公共団体を代表する委員」 この場合において、 団体を代表する委員」と読み替えるものとする。 団体職員審査会は、 地方職員共済組合の理事長が委嘱する。 第百十九条第 第百十八条第四項から第七項まで及 団体を代表する者及び公益を代 委員六人をも とあるのは、 団体職員審査会につい 項中 つて組織する。 「組合員を代表 「団体組合員

(組合役職員に関する特例)

定にかかわらず、団体職員とみなして、この法律の規定を適用する。員業務に従事する者として理事長が指定する者は、第百四十一条の規第百四十四条の十九 地方職員共済組合の組合役職員のうち、団体組合

」とあり、 号の 兀 この場合においては、 条の三第 同表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項中 項及び第二条第 並びに同表第百十三条第 項に規定する団体をいう。 項 第百四十四条の三第二項の表第二条第 (第六号の項中 一項第三号の項中 「同項に規定する団体」 以下この条において同じ。 団体 「団体」とある (第百四十 とあり 項 第 五.

適 用除外

 \mathcal{O}

は、

「地方職員共済組合」とする。

第 百四 給付及び福祉事業に関する事項については、 十四条の二十 第百二 一十二条の規定は、 適用しない。 団体組合員に係る長期

> 号の 三条第 体をいう。 列記以外の部分の項中 この場合においては、 第二項第四号の項中 項中 項 「同項に規定する団体」 第 以下この条において同じ。 二号の 項 「団体」とあるのは、 第百四十四条の三第二項の表第二条第 団体 第百十三条第一 (第百四十四条の三第一項に規定する団 とあり、)」とあり、 項 同表第百十三条第二項各号 第三号の 「地方職員共済組合」とす 項及び第百十三条 並びに同表第百十 項 第

(適用除外)

る。

第百四 ない。 組合員に係る長期給付及び福祉事業に関する事項については、 組合員に係る掛金に関する事項につい 十四条の二十一 第五条第四項及び第五項の規定は団体及び団体 第百二十二条の 規定は団体 適用

(厚生年金保険法等との関係)

第百四 適用については 法 十四条の二十二 な もの .使用される者は 同条第 第百四十四条の三第 一号に規定する法人に使用される者とみなす 厚生年金保険法第十二 項 第 号に掲げる団体で 一条の 規定の

3 略 略

(時効)

2

第百四十四条の二十三 この法律 付を受ける権利は、 共済会に関する部分を除く。 その給付事由が生じた日から、 以下この章において同じ。 (第百五十一条第一項の 短期給付について 地方議会議員 に基づく給

(健康保険法等との関係)

第百四十四条の二十二 (略

2

略

(時効)

第百四十四条の二十三 この法律 期給付を受ける権利は、 共済会に関する部分を除く。 その給付事由が生じた日から二年間行わない 以下この章において同じ。 (第百五十一条第一項の地方議会議員 に基づく短

ときは、時効によつて消滅する。

- する。
 その還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅その還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅いて同じ。)及び負担金(団体に係るものに限る。)を徴収し、又は2 掛金(第百十三条第二項の掛金をいう。第百四十四条の二十六にお
- | 給付を受けるべき者があるもの | 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に支払未済 |
- 者 支払未済給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位二 支払未済給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位

消滅する。 は二年間、長期給付については五年間行わないときは、

時効によつて

- 2 行わないときは、 \mathcal{O} 項において同じ。) 規定による徴収金を徴収し、 掛金(第百十三条第二項の掛金をいう。 時効によつて消滅する。 負担金 (団体に係るものに限る。 又はその還付を受ける権利は、 第百四 十四四 一条の二 その 十六第 二年 他前章 蕳
- を受けるべき者があるもの ――組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付
- 二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者
- 4 \mathcal{O} カコ わらず 他前章の規定による徴収金の督促は 地 方職 員 時効中断の効力を有する。 共 済組 合 \mathcal{O} する団 |体及び 団 体組合員に係る掛 民法第百五十二 三条の規定にか 金 負 担 金そ

(期間計算の特例)

般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者によ関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において第百四十四条の二十四 この法律の規定により給付の請求又は給付を受

定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規において、その請求、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書第百四十四条の二十四 この法律の規定により短期給付の請求又は短期

きは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであると

付に要した日数は、その期間に算入しない。る同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、

送

(組合員期間以外の期間の確認)

を受けたところによる。
を受けたところによる。
を受けたところによる。
を受けたところによる。
を受けたところによる。
を受けたところによる。
とのつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認
さ場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、
の言語の言語を受けたところによる。
との言語を受けたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたの言語を使いたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところころによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところころによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたところによる。
との言語を使いたる。

との言語を使いたる。
との言語を使いたる。
との言語を使いたる。
との言語を

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

2

ない。
は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができよる確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又多一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定に

3

(戸籍書類の無料証明)

であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができ、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員を有する者(以下この条において「受給権者」という。)に対して、第百四十四条の二十五 市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定 気

る。

(戸籍書類の無料証明)

。 あつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる 該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員で 都市にあつては、区長とする。)は、組合又は受給権者に対して、当 第百四十四条の二十五 市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定 金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の第百四十四条の二十六。この法律による短期給付及び掛金等に係る端数

(端数の処理

(医療に関する事項等の報告)

の規定を準用する。

(資料の提供)

第百四 校振興 付の支給状況につき、 場合を含む。 偶者に対する第八十 給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配 受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、 付に係る制度の管掌機関に対し 金法による年金である給付 年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、 十四条の二十五の二 共済事業団又は第八十 以下この条において同じ。 一条第七項 社会保険庁長官 組合は、 国家公務員共済組合法による年金である (第九十二条第四項において準用する 条第七項に規定する政令で定める給 必要な資料の提供を求めることが 第九十九条の 国の組合若しくは日本私立学 に規定する政令で定める給 九に定めるも 国民年 \mathcal{O} のほ で

(端数の処理)

2 第百四十四条の二十六 切り上げるものとする。 第八十八条第一 を切り捨て、 額を改定する場合において、 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数)又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときは、 五十円以上百円未満の端数があるときは、 項又は第九十九条の三の規定により加算する金額を除 長期給付を受ける権利を決定し、 その長期給付の額 (第八十条第 これを百円に 又は長期給付 項、

(医療に関する事項等の報告)

金額の端数計算に関する法律

(昭和二十五年法律第六十一号) 第二条

 \mathcal{O}

規定を準用する。

計算については、

別段の定めがあるものを除き、

国等の債権債務等の

項その他この法律の規定による短期給付に関する事項について、厚生生労働省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事第百四十四条の三十 組合は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・厚

(地方職員共済組合の報告徴取等)

労働大臣に報告しなければならない。

第百四十四条の三十二(略)

をさせ、又は文書を提出させることができる。

又は団体に対して、団体組合員業務の執行に必要な申出若しくは届出又は団体組合員に係る長期給付を受けるべき者に、地方職員共済組合2 地方職員共済組合は、総務省令で定めるところにより、団体組合員

(地方公務員法との関係)

十三条に規定する共済制度とする。 期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四第百四十五条 この法律の定めるところにより行われる短期給付及び長

者は、二十万円以下の過料に処する。をした組合役職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行う第百四十八条。次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

一 (略)

項その他この法律の規定による給付に関する事項について、厚生労働生労働省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事第百四十四条の三十 組合は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・厚

(地方職員共済組合の報告徴取等)

大臣に報告しなければならない。

第百四十四条の三十二 (略)

せ、又は文書を提出させることができる。 団体に対して、団体組合員業務の執行に必要な申出若しくは届出をさ又は団体組合員に係る給付を受けるべき者に、地方職員共済組合又は2 地方職員共済組合は、総務省令で定めるところにより、団体組合員

(地方公務員法との関係)

共済制度とする。 一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三条に規定する第百四十五条 この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、

、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第百四十六条の二(第十九条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は

二十万円以下の過料に処する。組合役職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行う者は、第百四十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした

一 (略)

の 二 虚偽の公表をしたとき。 第百十二条の四第六項の規定に違反して、 公表をせず 又は

二 三 (略)

兀 の二十七第五項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。 第百十二条の四第七項 第百十二条の七第四項又は第百四十四 一 条

五. (略)

附 則

第十四条の二 削除

> (略)

兀 したとき。 第百四十四条の二十七第五項の規定による主務大臣の命令に違反

五. (略)

附 則

(遺族の範囲の特例)

第十四条の二 号の遺族に該当する者とみなして、 者に該当する者を除く。 身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、 容の特殊な職員で総務省令で定めるものに限る。 していたその者の配偶者、 よる傷病により死亡した場合において、 火災の鎮圧その他の総務省令で定める職務に従事し、 組合員 (警察官 子又は父母 があるときは、 皇宮護衛官 長期給付に関する規定を適用する (第二条第 その死亡した者と生計を共に 当分の間 消防吏員その他の) が、 項第三号に掲げる これらの者を同 そのため公務に その生命又は 職務内

整事業等) (市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る財政調

第十四条の三 ほか、 く。 び都市職員共済組合の短期給付 次条第一項において同じ。 当分の間、 市町村連合会は、 政令で定めるところにより、 第二十七条第三項各号に掲げる事業の (第五十四条に規定する短期給付を除 の掛金 (前期高齢者納付金等及び後 市町村職員共済組合及

(市町村連合会が行う共同事業)

第十四条の三 同条第三項各号に掲げる事業のほか、 市町村連合会は、 第二十七条第二項に規定する業務及び 当分の間 政令で定めるところ

により、 次に掲げる事業を行うことができる。

の条において同じ。 構成組合 (第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。 の短期給付 (第五十四条に規定する短期給付 以下こ

「調整交付金」という。)を構成組合に交付する事業で同じ。)に係る不均衡を調整するための交付金(第五項において期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次号においを除く。次号において同じ。)の掛金(前期高齢者納付金等及び後

- おいて「特別調整交付金」という。)を構成組合に交付する事業 2 る基準を超えるものをいう。)を調整するための交付金(第五項に二 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡(総務大臣が定め
- 金を構成組合に交付する事業と大変を構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑
- 業 ち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事 四 前三号に掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のう
- 合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。
 2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組
- 3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する
- 連合会に拠出するものとする。 構成組合は、政令で定めるところにより、第二項の拠出金を市町村
- の規定の適用については、これらの交付金は、掛金とみなす。 十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第百十四条第三項 調整交付金又は特別調整交付金の交付を受ける構成組合に係る第百
- 6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行

が適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるて「調整交付金」という。)の交付の事業その他市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができるが適当と認める事業を行うことができるが適当と認める事業を行うことができるが適当と思うないる。

- げる預託金の運用収入又は拠出金をもつて充てるものとする。市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、次に掲
- 対する預託金の運用収入市町村職員共済組合及び都市職員共済組合からの市町村連合会に
- 対する拠出金 一 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合からの市町村連合会に
- に拠出するものとする。 金を市町村連合会に預託し、又は同項第二号の拠出金を市町村連合会により、短期給付に係る業務上の余裕金のうちから前項第一号の預託。 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところ
- 4 整交付金は 第 合に係る第百十三条第一項第一号及び第二号並びに第 調整交付金の交付を受ける市町 号の二並びに第百十四条第三項の規定の適用については 掛金とみなす。 7村職員 (共済組合又 は 都市 二項第 職 員 一号及び 当該調 具共済組
- | に関し必要な事項は、政令で定める。 | 前三項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施

第十四条の四から第十四条の五まで削除

第十四 る。 のをいう。 期給付の掛金に係る著しい不均衡 び前条の規定により行う事業のほか、 するその他の組合(以下この条において「対象組合」という。)の短 より 1条の四 市町村職員共済組合、 を調整するための交付金の交付の事業を行うことができ 市町村連合会は、 都市職員共済組合及び総務大臣が指定 第二十七条第三項各号に掲げる事業及 (総務大臣が定める基準を超えるも 当分の間、 政令で定めるところ

- 合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。 1 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、対象組
- 合会に拠出するものとする。

 対象組合は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連
- 4 前項の規定により市町村連合会に拠出する第二項の拠出金の拠出に 4 前項の規定により市町村連合会に拠出する第二項の拠出金の拠出に
- 第三項の規定の適用については、当該交付金は、掛金とみなす。一号及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の二並びに第百十四条5 第一項の交付金の交付を受ける対象組合に係る第百十三条第一項第
- う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。
 6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行

の育児休業手当金及び介護休業手当金に係る共同事業)(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十八条 2 \ 4 略 略

5 淮 な。 当該特定共済組合に払い込まなければならない。この場合における標 掛金及び地方公共団体の負担金 員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含 支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、 一月から三月までの場合には、 報酬 「特例退職掛金」という。 項に規定する介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合 特例退職組合員は、 の合算額を基礎として定款で定める金額 の月額 は 特例退職掛金を徴収すべき月の属する年 当該特定共済組合が、 を、 前年)の一月一日における当該特例退 (前期高齢者納付金等及び後期高齢者 毎月、 政令で定めるところにより、 その者の短期給付に係る (以下この項において 第百十三条第 (当該月が 5

第十四 な実施を図るため 職員共済組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の 業及び前二条の をこれらの組合に交付する事業を行うことができる。 ところにより、 |条の 匹 ロ の 二 指定都市職員共済組合、 規定により 市町村連合会は 育児休業手当金及び介護休業手当金 行う事業のほか 第 市町村職員共済組合及び都市 一十七条第三 当分の |項各号に掲げる事 間 に要する資金 政 事業の 令で定める 円滑

3 て準用する。 前条第一 項 (及び第三項の規定は 前項の規定により行う事業に

2

関し必要な事項は 前項に規定するもの 政 令で定める。 Ō ほ かり、 第 項 、の規定により行う事業の実施に

第十四 |条の 五 削除

第十八条 (特例退職組合員に対する短期給付等) (略) (略

2 \(\)

例退 む。 属する年 当該特定共済組合に払い込まなければならない。この場合における特 員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含 支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、第百十三条第 掛金及び地方公共団体の負担金 項に規定する介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退 「特例退職掛金」という。)を、 特例退職組合員は、)の合算額を基礎として定款で定める金額 職掛 金の標準となるべき給料は、 (当該月が一月から三月までの場合には、 当該特定共済組合が、 (前期高齢者納付金等及び後期高齢者 毎月、政令で定めるところにより、 特例退職掛金を徴収すべき月の その者の短期給付に係る (以下この項において 前年)の一月一日 職組 合

準期末手当等の額の平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額 る組合員の標準報酬の月額の平均額と、前年における当該組合員の標職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受け の二分の一に相当する額の範囲内で定款で定める額とする。

8 6 第百十四条の二の規定は、 略 特例退職組合員については、 適用 しな

9

略

る額の範囲内で定款で定める額とする。 平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額の二分の一に相当す と、前年における当該組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額の る規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となつた給料の における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関す 額の平均 額

6 (略

8

しない。 第百十四 **|条の** 第 項の規定は、 特例退職組合員については、 適用

9 (略

退

職共

、済年金の支給の

繰上げ)

第十八条の二 ては、 年金の支給を組合 とができる。 も該当するもの 一十八条の二及び附則第二十八条の三において同じ。 被保険者でない 市町村連合会。 当分の間、 (国民年金法附則第五条第 ものに限る。 (市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあ 附則第一 次に掲げる者であつて、 一十四条の二 は、 六十五歳に達する前に退職共 一項の規定による国民年 附則第二十六条 次条各号の に請求するこ いずれに 附則第

者にあつては、 て在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者を 察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の れにも該当するに至つたとき(そのときにおいて既に退職している である者に限る。 は 常勤の消防団員 特定警察職員等 である組合員又は組合員であつた者のうち、 当該退職のとき)において、 以下この号及び附則第二十五条第三項において同 (これらの者のうち政令で定める階級以下の (警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しく 引き続き二十年以上警 次条各号のい 消防団員とし ず

たもの いう。以下同じ。)以外の者で昭和三十六年四月二日以後に生まれ

もの 特定警察職員等である者で昭和四十二年四月二日以後に生まれた

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は附則第九条の

つては、これらの請求と同時に行わなければならない。二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあ

支給する。この場合においては、第七十八条の規定は、適用しない。3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を

二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額か4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項又は第百

5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者(六十五歳未満の者に一 ら政令で定める金額を減じた額とする。

共済年金の額を改定する。

は

第七十九条第二項の規定にかかわらず、

六十五歳に達した日の翌

日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職

7 とあるのは「六十五歳に達した当時(六十五歳に達した当時」と、 の権利を取得した当時 る金額から政令で定める金額を減じた額」と、第八十条第一項中「そ る金額に相当する金額」とあるのは 用については、 八十一条、 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十六条、 第八十二条、第九十九条の二の二及び第百二条の規定の適 第七十六条第二項中 (退職共済年金を受ける権利を取得した当時」 「第七十九条第 「第七十九条第 一項第二号に掲げ 項第二号に掲げ 第八十条、

前条の ぞれ よる退 額」 を取得 給権者が六十五歳に達した日において、 場合において、 中 第 5 に達 より を加算した額とする」 で定める金額を減じた額」」と、 五. 六十五歳に達した日において、 達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日にお 8 十八条の二第七項の規定により読み替えられた第七十六条第 一歳に 規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、 並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定に る金額を減じた額」と、 算定 同 とあるのは 号及び第八十二条第一項中 当該退職共済年金の額を改定する」と、 掲げる金額に相当する金額」 とあるのは したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときか 「同項 職共 同項 規定にかかわらず 条第三項の規定の適用後の同条第 達した日以後に退職共済年金等のい した当時」 とあるのは 第百二条第二項中 した額に加給年金額を加算した額とするものとし、 、済年金の受給権者である場合にあつては、 第二号イ」 第二号イ」 同項第二号イ」とあるのは - 「それぞれ同条第 「第七十九条第 とあり、 「六十五歳に達した当時」と、 とあるのは とあるのは とあるのは 及び 第九十九条の二の二第 同 「第七十六条第二項」とあるのは 条の規定によリ算定した額に加給年金額 前条第 「第七十九条第一項第二号に掲げる金 「退職共済年金を受ける権利を取得 項第二号に掲げる金額から政令で定 「同条第三項」とあるのは 「附則第十八条の二 に相当する金額及び第百二条第一 とあるのは 附則第十八 一項第二号イ」とあるの 一項第二号イ」 前条第三 項第二号イ」 ずれかの受給権を取得した 「附則第十八条の二第三項 同条第三項中 条の一 「掲げる金額から政令 項」 一項中 第八十一条第一 一第三項の規定に 一第四項及び第六 当該受給権者が 「六十五歳に 同条第三 「その権利 は 六十五歳 「六十 一項」と 「金額に 「附則第 「金額に 当該受 「それ 二項 項

第十九条から第二十八条まで削除

及び」 るのは り加算される金額から政令で定める金額を減じた額並びに」とする。 条の二第七項の規定により読み替えられた第八十二条第 第七項の規定により読み替えられた第八十一条第二項及び附則第十八 とあるのは 条第一項中 前条の」 る金額から政令で定める金額を減じた額」と、 令で定める金額を減じた額及び第百二条第 項の規定により加算される金額に相当する金額」 「及び第百二条第一項の規定により加算される金額並びに」とあるの 一条第二項及び第八十二条第一項」とあるのは 「から政令で定める金額を減じた額及び第百二条第 とあるのは 所則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第八十 とあるのは 「並びに前条第二項及び第三項」と、 前条第二項及び第三項並びに第百二条」」 「から政令で定める金額を減じた額及び」」と、 「前条及び第百二条の」 と 項の規定により加算され 「第八十条第一項中 とあるのは 「これらの規定」」 「同条の規定」 附則第十八条の一 項の規定によ 一項」 ٢, 「から政 「第八 とあ

(退職共済年金の特例)

- 一六十歳以上であること。
- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとついて前条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳第十九条の二)次の表の上欄に掲げる者(特定警察職員等を除く。)に

する。

表 (略)

2 11 て前条の規定を適用する場合においては 特定警察職員等である者で次の表の上欄に掲げる者であるものにつ それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす 同条第 号中 「六十歳」

る。

とあるのは

表 (略)

第二十条 額については、 第八十条の規定は、 適用しない。 附則第十九条の規定による退職共済年金

第二十条の二 の適用を請求することができる。 規定によりその額が算定されるものに限る。 において同じ。 定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。 十五条の三第九項並びに附則第二十五条の四第九項において「障害状 下この その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後にお てその傷病により障害状態にあるとき。 という。 項、 カ 第五項、 附則第十九条の規定による退職共済年金 にあるとき(その傷病が治らない場合(その症状が固 傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態 は、 附則第二十四条の三第一項及び第五項、 その者は、 退職共済年金の額の算定に係る特例 附則第二十四条の三第一 の受給権者が (第七十九条の)にあつては 附則第一 組合員 項

2 続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、 当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわら 前項の請求があつたときは、 次の各号に掲げる金額の合算額とする。 退職共済年金の額を改定するものとし ただし、 年以 第一号及び 上の引き

第二号に掲げる金額の合算額とする。

- を乗じて得た額 おかあるときは、四百八十月と超えるときは、四百八十月) 期間の月数(当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月) 数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)に組合員数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端高の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端
- 数を乗じて得た額二 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月
- イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額の千分のる額
- 五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額の千分の〇・

○九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

3 三項にお 職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは 加給年金額について、 定について、 とあるのは 第三項」 項中 「前条の」 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算 第 「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時 とあるのは 項の請求があつた当時 とあるのは て準用する前条第二項及び第三項の」 「これらの規定」と、 第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される 「同条第三項において準用する前条第三項」と、 それぞれ準用する。 「附則第二十条の二第二項の規定並びに同条第 (当該請求があつた当時」 同条第三項中 この場合において、 「退職共済年金の受給 と 「附則第一 「同条の規定」 同条第 「前条 一十条 (退

項の請求があつた当時」と、

「当該受給権者が退職共済年金を受ける

権者がその権利を取得した当時」

とあるのは

「附則第一

一十条の二第

えるものとする。 前 一項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十

4

権利を取得した当時

とあるの

は

「当該請求があつた当時」

と読み替

九条第 条第 六条、 お 項及び第八項中 額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは れる金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、 定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算さ 金額」 年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」 七十九条第 三項において準用する第八十条第一項」と、 おいて準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、 とあるのは 一十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに同条第三項に は て準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。 「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び同条第三項に 一項中 第八十 Ł, 項第二号に掲げる金額、 第八十 「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する 「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」 項第二号に掲げる金額、 一条及び第八十二条の規定の適用については、 「第八十条第 一条第一 項中 項」 「相当する部分、 第八十条第 とあるのは 第八十条第 第八十二条第一項中 一項に規定する加給年金 「附則第二十条の一 第八十条第 項に規定する加給 同条第七 第七十六 「附則第 「第七十 項に規 とある

5 ない。 額を、 ときは、 規定による退職共済年金の受給権者が、 の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、 第 障害状態に該当しなくなつた当時、 二項及び第三項の規定によりその額が算定される附則第十九条の 第七十九条第一 第二項及び第三項の規定にかかわらず、 項の規定により算定した金額に改定する。 当該退職共済年金の額の算定 障害状態に該当しなくなつた 当該退職共済年金の この限りで ただ

2 第二 附則第一 共済年 その きは、 加 定につい 定に が る前条第 合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。 十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第二項において準用す 項中 お 規 匹 給年金額について 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算 十条の三 定 十四四 権利を取得した当時、 かかわらず、 -金 の て同じ。 前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場 「当時 . て、 十条の三 |年以上であるときは と読み替えるものとする。 項及び第三項の」 額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたと 第八十条の規定は同項の退職共済年金の 附則第十 (退職共済年金を受ける権利を取得した当時、 前条第一 第 とあるのは 項におい -九条の それぞれ準用する。 一項の規定の例により算定した金額とする。 組合員でなく、 と、 規定による退職共済年金の てその例によるものとされた附則第 退職共済年金の 「当時」 「同条の規定」とあるのは「これら と この場合において、 かつ、 額は、 前条の」 その者の組合員期間 額に加算される 第七十九条の 受給 とあるのは 当該退 権者が、 第三項 同条第 職 規

3 項第二号に掲げる金額 給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額 六条、 に相当する部分」 れた附則第一 とあるのは 前 項中 |項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十 + 第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、 条第二項中 一十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と - 附則第二十条の三第一項においてその例によるものとさ 第七十九条第一 とあるのは 相当する部分、 第八十条第一項に規定する加給年金額及び前 項 相当する部分」 (第二号に掲げる金額に相当する金額) 第八十条第 と 項に規定する加 第七十九条第 第七十六

4 額及び 九条第 条第四 \mathcal{O} 期 \mathcal{O} て準 共 お び 一十条の 第八 間 済年金の 所則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第 お 例 規定によりその額が算定されるものに限る。 組合員である附則第十九条の規定による退職共済年金 号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第二項におい により算定した金額に改定する。 が いて準用する第八十条第一項」と、 用する第八十条第 て準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。 項にお 第八 項中 兀 項 項 \hat{O} 十四四 額を、 第 十条の一 、第二号に掲げる金額、 規定により加算される金額」 「第八十条第一 [年以上である者に限る。 |項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第| てその 第七十九条の規定にかかわらず、 |第四項の規定により加算される金額| 例によるものとされた附則 項に規定する加給年金額」 項」とあるのは 第八十条第 第八十二条第一項中「第七十 とあるの が退職し 「附則第二十条の三第二項 項に規定する加給年金 は たときは、 第 の受給権者 と 前条第二項の規定 十条の一 附則第一 同条第七項 (第七十九条 とあるのは 当該退 (組合員 一十条の 第二 項 職 葼 項

5 定の 職共済年金を受ける権利を取得した当時 \bigcirc 定について、 給年金額について、 とあるのは 第七十九条第一 定 (期間が二十年以上となるに至つた当時。 基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、 中 により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組 「当該退職共済年金の受給権者がその 第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される 附則第一 一項及び第三項の規定は前項の それぞれ準用する。 一十条の三第四項の 当該退職共済年金の 規定による退職共済年金の この場合において、 第三項において同じ。 権利を取得した当 退職共 済年金の 前条第三項 の額の算 同条第 額の 時 (退 算

額の改定に係る退職があつた当時」

٢

「前条の」とあるのは

附則

年金の た当 定 条第二項及び第三項の」と、 共済年金を受ける権利を取得した当時」 」 時 」 لح 額の改定に係る退職があつた当時」と、 一項の と読み替えるものとする。 とあるのは 同条第三項中 規定並びに附則第二 「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済 「退職共済年金の受給権者がその権利を取得 「同条の規定」とあるのは「これらの規 一十条の三第五項にお とあるのは 「当該受給権者が退職 「当該退職があ いて準用する前

第

一十条の三第四

|項においてその例によるものとされた附則第|

一十条

6 九条第 におい 条第 び第八項中 第 三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項 項 六条、 条第四項の規定により加算される金額」とあるのは 給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額 れた附則第一 とあるのは て準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、 相当する部分」 前 号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第五項におい 二号に掲げる金額、 三項中 一項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十 第八十 て準用する第八十条第 十 一項第二号に掲げる金額、 条第二項中 「第八十条第 「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額 「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとさ |十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と 一条及び第八十二条の規定の適用については、 とあるのは 相当する部分、 第八十条第一 一項」とあるのは 「相当する部分」と、 項 第八十条第一項に規定する加給年金 と 項に規定する加給年金額及び前 第八十条第 第八十二条第 「附則第二十条の三第五項 「附則第二十条の 「第七十九条第 項に規定する加 項中 同条第七項及 「第七十 第七十六

額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは

「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第

おいて準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第五項に

第二十 その間、 げる金額に相当する部分の支給を停止する。 国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、 項 (その受給権者が組合員であるものを除く。 一条 第四項及び第五項の規定によりその額が算定される退職共済年 当該退職共済年金に係る附則第二十条の一 附則第二十条の二第 一項及び第三項並びに前条第) は、 一第二項第一号に掲 その受給権者が 項 第

が六十五歳に達したときに消滅する。第八十三条の規定により消滅するほか、当該退職共済年金の受給権者第二十二条 附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利は、

第二十三条 利を取得した当時」とあるのは の者によつて」 取得した当時」とあるのは る前条第三項」と、 た当時」 に係る附則第一 する退職共済年金については、 ものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給 カ 第 受給権者がその権利を取得した当時 その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である 項及び第三項の規定によりその額が算定されるものであつて、 لح 附則第十九条の規定による退職共済年金 ٤ 「前条第三項」とあるのは 一十条の二第 同条第三項中 「その者によつて」とあるのは「から引き続きそ 「附則第十九条の規定による退職共済年金 項の請求があつた当時 第八十条第一項中 「附則第十九条の規定による退職共済 「退職共済年金の受給権者がその権 (退職共済年金を受ける権利を 「同条第三項において準用す 「当該退職共済年金 (当該請求があつ (附則第二十条の

当該請求があつた当時から引き続き」とする。受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「

年金に係る附則第一

一十条の二第

項の請求があ

つた当時」

٢

「当該

2

۲, あるの 退職共 及び 則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時 年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」 合に きは、 取得した当時 ては、 において同じ。 共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたと 者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金につい 附則第十九条の規定による退職共済年金 おい とする。 第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。 - 当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」 は 済年金の受給権者がその権利を取得した当 前 第八十条第 条第三 て当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。 「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続 (退職共済年金を受ける権利を取得した当時))」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済 |項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場 項中 「当該退職共済年金の受給権者がその権利を (附則第二 一時」 と とあるのは 十条の三 同条第三項中 当該退 受給権 第三項 第 職 項

3 取 ては、 及び第五項の 合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。 共済年金の 者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金につい 得した当時 附則第十九条の規定による退職共済年金 前条第三 第八十条第 額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたと 規定によりその額が算定されるものに限る。 (退職共済年金を受ける権利を取得した当時、 |項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場 項中 「当該退職共済年金の受給権者がその権利を (附則第二十条の三第四項 当該退職 0) ラ受給権 第三項

「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とある第二十条の三第四項の規定による改定に係る退職があつた当時」と、。改定に係る退職があつた当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定によ

方公共団体の長の特例による退職共済年金の額の特例)

地

のは

「当該退職があつた当時から引き続き」とする。

第二十四条 た額とする。 条の二第一項及び第四項において「特例加算額」という。)を加算し 三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項にお 三第一項及び第四項、 給する附則第十九条の規定による退職共済年金の額は、 より算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額の百分の四十三 かかわらず、 いてその例による場合を含む。 八四六に相当する金額 項 第百二条第一項及び附則第二十条の二第二項 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支 第七十九条第一項又は附則第二十条の二第二項の規定に 附則第二十五条の二第二項、 (附則第二十六条第十項並びに附則第二十六 以下この項において同じ。 附則第二十五条の (附則第二十条の 第七十九条第 の規定に

表(略)

の中欄に掲げる字句は

それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替える

次の表の上欄に掲げる規定

いてこの法律を適用する場合においては、

前項の規定によりその額が算定される退職共済年金の受給権者につ

2

(特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例)

第二十四条の二 済年金の支給を組合に請求することができる。 れ附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共 項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。 第十九条各号のいずれにも該当するもの(国民年金法附則第五条第 第 一項又は第三 |項の規定の適用を受ける者を除く。 附則第十九条の二各項に規定する者 (附則第二 であつて は、 それぞ 一十五条 附則

2 <u>ー</u>の つては、これらの請求と同時に行わなければならない。 前項の請求は、 二第 一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあ 国民年金法附則第九条の二第 項又は附則第九条の

3 は、 支給する。 第 項の請求があつたときは、 この場合においては、 第七十八条及び附則第十九条の規定 その請求をした者に退職共済年金を

適用しない。

5 4 カン 例により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。 かわらず、 前項の規定による退職共済年金の額は、 同項の規定により算定した金額又は前条第 第七十九条第 項の規定の 項の規定に

第七十九条第三項の規定は、 項 Ó 第三項の規定による退職共済年金の受給権者(附則第十九条の二各 表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。 適用しない。)については、

6 求 が 員期間を算定の基礎として、 かかわらず、 表の下欄に掲げる年齢に達したときは、 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、 かった日以後の組合員期間を有するものが附則第十九条の二各項 当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合 当該退職共済年金の額を改定する。 第七十九条第二項の規定に 第一 項の請

7 するものが六十五歳に達したときは、 条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、 第七十九条第二項の規定にかか 附則第十九

8 あるの きから、 整額 権利を取得した当時」とあり、 が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、 額に加給年金額を加算した額とし、 者が 退 得した当 政 る金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令 当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から は 下欄に掲げる年齢 「六十五歳 項 職 令で定める金額を減じた額」 + 同 特例支給開始年齢) 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十六条、 一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した 条の 第七· 第 共 た当時」とあるのは 繰 に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたと とする。 一条、 以 は 上 済年金の受給権者であるときは、 規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする」と 一げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは 時 号及び第八十二条第 当該退職共済年金の額を改定する」と、 下この項において「繰上げ調整額」という。 十六条第二項中 附則第二十四条の二第四項、 第八十二 (その者が附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ (退職共済年金を受ける権利を取得し 第三項において同じ。 一条及び第九十九条の二の二の規定の適用につい (以下この項において「特例支給開始年齢」という に達した当時」と、 「六十五歳に達した当時」と、 「第七十九条第 項中 と 及び 六十五歳 第八十条第 「退職共済年金を受ける権利を取 「第七十九条第 に達した当時 第六項及び第七項並びに前条 附則第十九条の二各項の表の 項第二号に掲げる金額に 「前条の規定にかかわらず (その者が繰上げ調整額 項中 た当時」 同条第三項中 (六十五歳 項第二号に掲げ 特例支給開始年 「その権利を取 第八十一条第 が加算された 第八十条、 とあるのは 「その (その 調 相 7 第

わらず、

六十五歳に達した日の

翌日の

属する月の

前月までの

組合員期

間

を算定の

基礎として

当該退職共済年金の

額を改定する。

金額 得した場合において、 権者が六十五歳に達した日において、 規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、 において、 歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日 金額に」」とする。 第三項中「「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは で定める金額を減じた額」 一第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては 「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取 「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、 当該受給権者が六十五歳に達した日において、 Ē 」とあるのは 同項第二号イ」とあるのは 同項第二号イ」とあるのは 「それぞれ同条第一項第一 ٢ 第九十九条の二の二第 前条第一項第二号イ」 「附則第二十四条の二第三項の 前条第三項」と、 「附則第二十四条の 一号イ」とあるのは 項中 بح 当該受給 「六十五 同条

10 第八項の規定により読み替えられた第八十条第一項の規定によりで額が加算された第三項の規定による遺職共済年金の受給権者(六十一の額が加算された第三項の規定による退職共済年金の受給権者(六十一年)の規定により読み替えられた第八十条第一項の規定によりそ

組合員期間が四十四年以上であるときに限る。)は、六十五歳に達すあつた当時、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき又はその者の定による退職共済年金の受給権を取得したとき(同条第一項の請求が第二十四条の三 附則第十九条の二各項に規定する者が前条第三項の規

条に 項 第 \mathcal{O} るまでの 基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第一 において 一号に規定する金額から政令で定める金額を減じた額 間 「繰上げ調整額」 当該退職共済年金の額に、 という。 を加算する。 当該退 |職共済年金の (以下この 額の算定

。 〜 繰上げ調整額については、第七十九条第三項の規定は、適用しない

3 月に 額 額 職共済年金の額は、 月数を超えるときは、 済年金の受給権者が附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に \mathcal{O} する月前の組合員期間の月数 達した日の翌日の属する月において、 繰上げ た額とする。 (当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第一 (繰上げ調整額を除く。 第二項第一号に規定する金額をいう。 「百八十月)が当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の 満たないものに限る。 が調整額 (その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百八十 第一 退職共済年金の額を改定するものとし、 項の規定にかかわらず、 次項において同じ。 に、 (当該月数が四百八十月を超えるときは 当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加 当該年齢に達した日の翌日の)とを合算した金額を加算 当該退職共済年金の が加算された退職共 当該退 一十条 属

4 該月数が四百八十月を超えるときは、 額 以下この項において同じ。 かわらず、 \mathcal{O} 定するときは、 後において、 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十九条 (当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数 各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の翌月 当該改定に係る退職共済年金の額 当該退職共済年金の額は、 第七十九条第三項の規定により退職共済年金の額を改 しに、 当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加 四百八十月)から当該繰上げ調 第 (繰上げ調整額を除く。 項及び前項の規定にか (当

る金額をいう。)とを合算した金額を加算した額とする。員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に規定す整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合

5 場合には 職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である 支給を停止する。 該繰上げ調整追加額を含む。 定により繰上げ調整追加額が加算された退職共済年金にあつては、 に 障害状態に該当しない間、 障害状態にあることにより繰上げ調整額が加算された退職共済年金 ては、 この限りでない。 その受給権者が障害状態に該当しなくなつたときは、 ただし、 障害状態に該当しなくなつた当時、 当該繰上げ調整額(第三項又は前項の規 次項において同じ。 に相当する部分の 当該退 当 そ

間は、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が組合員である

(特例による退職共済年金の支給開始年齢の特例)

第二十五条 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上第二十五条 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上第二十五条 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上第二十五条 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上

回条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字 る者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難と おこれらの者に対する附則第十九条の規定の適用については、次項の るこれらの者に対する附則第十九条の規定の適用については、次項の のに該当する場合におけ のとで定めるものに該当する場合におけ のとでにおける。

句に読み替えるものとする。

3 警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員である組合員であった者のうち、退職の時まで引き続き二十年以上警察を続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十九条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者のあるものが、その者の事情によらないで引規定の適用については、同表の上欄に掲げる者のとするで定めるものとする。

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とする。

一会権者
に対する次条第四項の規定により読が正項の規定の適用を受ける者に対する次条第四項の規定により読

職共済年金の額の特例)(昭和二十四年四月一日以前に生まれた者等に支給する特例による退

る退職共済年金については、適用しない。 第二十条の二及び附則第二十条の三の規定は、当該受給権者に支給す、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第七十九条、附則第二十五条の二 附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者が

| 特定警察職員等以外の者で昭和十六年四月一日以前に生まれたも

もの | 特定警察職員等である者で昭和二十二年四月一日以前に生まれた |

- を受けるもの三 前二号に掲げる者以外の者で前条第二項又は第三項の規定の適用
- 二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第
- 3 項の 読み替えるものとする。 項及び第三項の」と、 *𝑉* 加給年金額について、 て準用する前条第三項」と、 定について、 項 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算 第一 中 規定並びに附則第二十五条の二第三項において準用する前条第 一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二 前条第三項」とあるのは 第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される それぞれ準用する。 「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と 「前条の」とあるのは「附則第二十五条 「附則第二十五条の一 この場合において、 一第三項におい 同条第
- 4 金額」 当する部分」と、 加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金 条第 六条、 額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の された附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」 とあるのは |第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相 前 一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される 第八十 項中 一項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十 とあるのは 第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、 一条第二項中 「第七十九条第 ||附則第二十五条の二第二項においてその例によるものと 「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、 附則第二十五条の二第二 「相当する部分、 一項第二号に掲げる金額に相当する金額_ 第八十条第一項に規定する |項においてその例による 第八十条 第七十六

ものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第

条第 及び附則第二 加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてそ 第八十二条第 定する加給年金額」とする。 二十五条の二第三項において準用する第八十条第 「附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項」と、 例によるものとされた附則第二 項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により 一十五条の二第三項において準用する第八十条第一項に規 同条第七項及び第八項中 項中 「第七十九条第 一十条の二第二 一項第二号に掲げる金額、 「第八十条第 一項第三号に掲げる金額 項に規定する加給 項」とあるのは 第八十

表 (略)

3 2 加給年金額について 定について、 項中 十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の 前項に規定する場合においては、 「前条第三項」とあるのは「附則第二十五条の三第三項におい 第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される それぞれ準用する。 当該退職共済年金の額は この場合において、 同条第 の額の算 附則第

の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二

前条の」

とあるのは

「附則第一

一十五条

て準用する前条第三項」と、

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七-と読み替えるものとする。 と読み替えるものとする。 「同条の規定」とあるのは、「これらの規定」

項の規定並びに附則第一

一十五条の三第三項において準用する前条第二

額に 及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項に規 加算される金額」 条第 金額」 第 当する部分」 三第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相 加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金 された附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」 六条 定する加給年金額」 \bigcirc 第八十二条第一 年金額」 ものとされた附則第一 とあるのは 条第二項中 | 附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一 例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額 前 項 相当する部分」 第八十 五条の三第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給 一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により 第八 とあるのは 項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十 に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算され と 一十一条及び第八十二条の規定の適用については、 一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する 「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額. と 同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは 附則第二十五条の三第二 項中 とあるのは とする。 「附則第二十五条の三第二項においてその例による 「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、 とあるのは 「第七十九条第一 一十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第 「附則第二十五条の三第二項においてそ 「相当する部分及び附則第二十五条の |項においてその例によるものと 項第二号に掲げる金額、 項」と、 第八十条 第八十 . る

5 特定警察職員等以外の者である附則第十九条の規定による退職共済

6 わらず、 受給 年金 定の適用を受ける者を除く。 定する。 に達したときは 権者 (第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。 附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額に改 (第 項の 当該退職共済年金の額を、 表の上欄に掲げる者 に限る。 (附則第) が同表の下欄に掲げる年齢 第七十九条の規定にかか 一十五条第二 一項の 規 0)

あるの 項にお 定に あるのは に達した当時」 された附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二 とあるの あるのは る年齢に達した当時 た当 項 給年金額について、 第七十九条第一 中 とあるのは つい 時」 は 「その権利を取得した当時 は て準用する前条第二項及び第三項の」 7 「これらの規定」 「同条第六項において準用する前条第三 「当該年齢に達した当時」と読み替えるものとする。 とあるのは 所則第二十五条の三第五項においてその 第八十条の規定は同項の退職共済年金の と 「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢 |項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の (その年齢に達した当時」と、 それぞれ準用する。この場合において、 「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」 「附則第二十五条の三第 논 同条第三項中 (退職共済年金を受ける権利を取得 「その と、 一項の表の下欄に掲げ 項」 権利を取得した当 一十五条の三第六 「前条第三項」と 「同条の規定」と と、 例によるものと 額に加算される 「前条の 同条第 の額の算

7 された附則第一 六条、 とあるのは 前 第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する 項中 第八十 |項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十 「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものと 「第七十九条第 一条及び第八十二条の規定の適用については、 一十条の二第 |項第三号に掲げる金額に相当する金額| 項第二号に掲げる金額に相当する金額」 第七十六

金額」 定する加給年金額」とする。 及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項に規 加算される金額」 当する部分」 三第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相 額に相当する部分」 加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金 条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により 年金額」 ものとされた附則第一 一十五条の三第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給 例によるものとされた附則第二十条の二 所則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第 十二条第一項中 項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例による と と 同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは とあるのは 「第七十九条第 とあるのは 「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、 一十条の二第二 「附則第二十五条の三第五項においてそ 相当する部分及び附則第二十五条の |項第三号に掲げる金額及び附則第 項第二号に掲げる金額 一第二項第三号に掲げる金額 項」と、 第八十条 第八十

9 8 年 されるものに限る。 附則第二十条の三第四項から第六項までの規定は、 たとき以後においては、 金 特定警察職員等以外の者である附則第十九条の規定による退職共済 適用しない。 第五項に規定する受給権者が第一 (附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定 の受給権者で第 附則第二十条の二第一項から第四項まで及び 項の表の下欄に掲げる年齢に達し 項の表の上欄に掲げる者が同 その者については

共済年金の額の改定は、 くなつた場合においては、

行わない。 附則第一

一十条の二第五項の規定による退職

障害状態に該当しな

表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、

10 第 相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条 ŋ 項第三号に掲げる金額及び」と、 及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは る加給年金額に相当する部分」 び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第 た第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及 る金額及び」と、 げる金額並びに」とあるのは 相当する部分」と、 掲げる年齢に達した月以後においては、 項 年 に限る。 一十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」とする。 項 読み替えられた第八十一条第二項中 附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第八十一条第 特定警察職員等以外の者である附則第十九条の規定による退 |第三項において準用する第八十条第| 单 項に規定する加給年金額に相当する部分」と、 第二項、 項 附則第一 第 相当する部分」 の受給権者で第 号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは 第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの 一十条の一 附則第二十条の三第三項の規定により読み替えられ 「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲 一第二項及び第三項又は附則第二 とあるのは 項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に 「附則第二十条の二第二 と 附則第二十条の三第六項の規定によ 「相当する部分及び附則第二十条 附則第二十条の二 「相当する部分」とあるのは 当該退職共済年金については 項に規定する加給年金額に 「附則第二十条の二第 一項第三号に掲げ 附則第一 一第二項第 一十条の三第 一項に規定す 「附則第 一十条の 巡職共済

則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合にが、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附あるもの(附則第二十五条第三項の規定の適用を受ける者を除く。)第二十五条の四 特定警察職員等である者で次の表の上欄に掲げる者で

定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しないおいては、第七十九条、附則第二十条の二及び附則第二十条の三の規

表 (略)

- 二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第
- 3 きは、 れらの規定」と読み替えるものとする。 用する前条第二項及び第三項の」と、 定につい 二十条の二第一 附則第二十五条の四第二項においてその例によるものとされた附則第 合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。 加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、 済年 項 第七十九条第一 中 -金 の 前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場 て同じ。 当時 て、 額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたと 第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される (退職共済年金を受ける権利を取得した当時、 |項の規定並びに附則第二十五条の四第三項において準 一項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の とあるのは 「当時」 「同条の規定」とあるのは「こ ٢, 「前条の」 とあるのは 当該退職 同条第 の額の算 第三項

十条第 る金額 条第 規定する加給年金額」 額及び附則第二十五条の四第三項において準用する第八十条第 その例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金 給年金額 るものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則 相当する部分」 は 第二十五条の四第三項において準用する第八十条第一項に規定する加 ·加算される金額」とあるのは 匹 第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、 第三 附則第二十五条の四第三項において準用する第八十条第 一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算され 一項にお 項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定によ とあるのは と بح 同条第七項及び第八項中 いて準用する第八十条第 「附則第二十五条の四第一 第七十九条第 とする。 「附則第二十五条の四第二項におい 項 (第二号に掲げる金額) 「第八十条第 項に規定する加給年金額に 一項においてその例によ 項」 とあるの 項」と 第八十 一項に 第八 7

6 5 わらず、 年金 定の 受給権者 定する。 に達したときは、 特定警察職員等である者である附則第十九条の規定による退職共済 適用を受ける者を除く。 (第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。 附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額に改 (第 一 項の表の上欄に掲げる者 当該退職共済年金の額を、)に限る。)が同表の下欄に掲げる年齢 (附則第二十五条第三項の規 第七十九条の規定にかか \mathcal{O}

した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二一項中「その権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される。 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算

7 額に 条第 るのは 二十五条の四第六項において準用する第八十条第 金額 第 当する部分」と、 され 六条、 るの あ \mathcal{O} ものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第 とあるのは 達 れ \mathcal{O} 至つた当時。 十年未満であ るの 額が 給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金 とあるのは おお 兀 第六項にお 前 した当 た附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の四第六項 第八 項 相当する部分」 た附則第一 は 第 第八十 |項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十 、に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される 項 とあるの て準用する前条第二項及び第三項の」 は 改定された場合におい 「これらの規定」 時」 中 当 項 +]該年齢 $\hat{\phi}$ 附則第二十五条の四第五項においてその 条第二項中 表の下欄に掲げる年齢に達した当時」 所則第二十五条の四第五項においてその例によるものと 第七十九条第 第三項において同じ。 いて準用する第八十条第 一条及び第八十二条の規定の適用については、 つたときは 「附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に は 一十条の二 に達した当時」と読み替えるものとする。 「第七十九条第 とあるのは 退職共済年金を受ける権利を取得した当時」 所則第二十五条の四第五項においてその 第 と 相当する部分、 前条第三項の規定により当該退 |項第三号に掲げる金額に相当する金額| 項 同条第三項中 て当該組合員期間が一 第一 「相当する部分及び附則第二十五条の 一項第二号に掲げる金額、 一号に掲げる金額に相当する金額)」とあるのは 項に規定する加給年金額に 第八十条第 「その ٢, 権利を取得した当時 「同条の規定」 と 一十年以上となるに 項に規定する加給 例によるものとさ 「附則第二十五条 一項に規定する 前条の」 職共済年金 例による 第八十条 第七十六 とあ とあ 相 لح

年金額」

لح

同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは

定する加給年金額」とする。 及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項に規 加算される金額」 第八十二条第一 条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により 例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額 附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第 項中 とあるのは 「第七十九条第一 「附則第二十五条の四第五項においてそ 項 第 一 一号に掲げる金額、 項 第八十 と

9 8 年金 くなつた場合においては、 附則第二十条の三第四項から第六項までの規定は、 表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、 されるものに限る。 たとき以後においては、 、済年金の額の改定は、 適用しない。 特定警察職員等である者である附則第十九条の規定による退職共済 第五項に規定する受給権者が第一 (附則第二十条の二第二 の受給権者で第 附則第二十条の二第一項から第四項まで及び 行わない。 附則第二十条の二第五項の規定による退職 一項及び第三項の規定によりその額が算定 項の表の下欄に掲げる年齢に達し 項の表の上欄に掲げる者が 障害状態に該当しな その者については 同

10 掲げる年齢に達した月以後においては、 項 年 に限る。 二項中 金 特定警察職員等である者である附則第十九条の規定による退職共済 則第二 第 (附則第二十条の二第二項及び第三項又は附則第二十条の三第 二項、 「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条)の受給権者で第 一十条の二第四項の規定により読み替えられた第八十一条第 第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの 一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に 当該退職共済年金については

相当する部分」と、

「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲

一項に規定する加給年金額に

の二第三

頃において準用する第八十条第

第 相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条 ŋ 項第三号に掲げる金額及び」と、 及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二 る加給年金額に相当する部分」と、 び附則第二十条の三第二 る金額及び」 げる金額並びに」 た第八十一条第二項中 一十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」とする。 読み替えられた第八十一条第二項中 項に規定する加給年金額に相当する部分」と、 二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは بح とあるのは 附則第一 「相当する部分」とあるのは「相当する部分及 一項において準用する第八十条第 一十条の三第三項の規定により読み替えられ 「附則第二十条の二第1 附則第二十条の三第六項の規定によ 「附則第二十条の二第二項第一号 「相当する部分」 「附則第一 一項第三号に掲げ とあるのは 一項に規定す 「附則第 一十条の

2 第 を停止する。 年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているも その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金 者が昭和十六年四月 を除く。 五. 条の五 支給を受けることができるときは、 附則第十九条の規定による退職共済年金 一日以前に生まれた者であるものに限る。 (その受給権者が国民 その間、 (その その支給) は、 受給権

されるものであり、かつ、その受給権者が昭和十六年四月二日以後一その額が附則第二十五条の二第二項及び第三項の規定により算定

に生まれた者であるもの

るもの
又は前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により算定され
二 その額が附則第二十五条の三第二項、第三項、第五項及び第六項

3

及び」 げる金額並びに」とする。 項及び第七項並びに前条第四項及び第七項の規定により読み替えられ 当するものに限る。 た第八十 カン つ、 附則第十九条の規定による退職共済年金 その間、 とあるのは、 国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができると 一条第一 附則第一 項中)については、その受給権者が、 「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲 一十五条の二第四項 「附則第1 一十条の二第一 (前項各号の 附則第一 一項第三号に掲げる金額 一十五条の三第四 組合員であり、 ずれかに該

4 項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額 三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当す 給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額 及び第三項の規定によりその額が算定される退職共済年金については 支給を受けることができるときは、 受給権者が、 は前条第十項の規定に該当する者に係るものに限る。 及び第三項又は附則第二十条の三第一 る部分」と、 に相当する部分」とあるのは とあるのは 規定によりその額が算定されるもの 附則第十九条の規定による退職共済年金 十一条第二項中 組合員であり、 「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金 「第七十九条第 「相当する部分、 かつ、 一項第二号に掲げる金額、 「相当する部分及び附則第二十条の二第 その間、 国民年金法による老齢基礎年金の 項 (附則第二十五条の三第十項又 第八十条第一項に規定する加 第一 (附則第二十条の二第二項 附則第二十条の二第二項 項 第四項及び第五項 に限る。 第八十条第 \mathcal{O}

あるの る金額、 により 額並 十九 部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」と より 十条第 条第 則 五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、 金額及び る第八十条第 る第八十条第 号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第二項において準用する第八 る加給年金額に相当する部分」と、 び てその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三 第 ょ 附 共 十条第 附則第二 その 条第 一十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条 相当する部分、 ŋ 済 額」 びに同 則 一十条の 加算される金額に相当する部分」 項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定 は 加算される金額」とあるのは 第二十条の三第二 年金につい 項 前条第四項の規定により加算される金額」 額が算定される退職共済年金については、 項 第八十条第 項 第 一十条の二第三項において準用する第八十条第 条第三 項第二号に掲げる金額、 相当する部分及び附則 に規定する加給年金額」 三第 同条第七 一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、 項 号及び第三号に掲げる金額並びに附則第1 とあるのは 一項に ては、 と 第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する 項 及び第一 項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定 おお 項及び第八項中 一項において準用する第八 第八 附則第二十条の三第四項及び第五項の規定に いて準用する第八十条第 「附則第二十条の三第二項において準用す + 一項の規定によりその 一条第二項中 (第二十条の三第五項において準用す と 第八十条第 「第七十九条第 「附則第二十条の三第 「第八 とあるのは 同条第七 相当する部分、 八十条第 項に規定する加給年 項及び第八項中 とあるのは 額が算定される退 第八十一条第二項 項に規定する加 一項第二号に掲げ 「相当する部分及 項」 項 項二規定す とあるの 項におい ٢ 「第七 「附則 附 同

の三第五項において準用する第八十条第一項」とする。条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条

第二十五条の六 項にお その 額は、 ときは、 を加算した額とする。 算定した附則第二十条の二第二 適用を受けるときは、 五条 関する施行法 る金額を減じた額(以下この条において した金額に、 金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受ける権利を取得した て準用する場合を含む。 規定によりその額が算定されるものに限る。 月数が二百四十月未満であつて、 条の四第 (同法第五十九条において準用する場合を含む。 第七 いて同じ。 退職共済年金の額を改定するものとし、 十九条の規定にかかわらず、 当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間 一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に (昭和三十七年法律第百五十三号) 第八条、 附則第十九条の規定による退職共済年金 若しくは同法第六十二条 その月数を二百四十月とする。 第三項及び第五項において同じ。 一項第一号に掲げる金額から政令で定め かつ、 同条第 「繰上げ調整額」という。 当該受給権者が附則第 (同法第六十六条におい の受給権者が国民 項の規定により算定 当該退職共済年金の 第三項及び第五 を基礎として (第七十九条 同法第五十)の規定の

2 前項に規定する退職共済年金については、適用しない。 宝で及び附則第二十五条の四第五項から第七項までの規定は、当該受 条の三第四項から第六項まで、附則第二十五条の三第五項から第七項 条の三第四項から第六項まで、附則第二十五条の三第五項から第七項 が以外別第二十条の二、附則第二十

月に満たないものに限る。次項から第六項までにおいて同じ。)が加3 繰上げ調整額(その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百八十

期間 職共 上げ 附則第二十条の一 該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した 項の規定にかかわらず、 関する施行法第八条、 当該月数が二百四十月未満であつて、 整額を除く。 算された退 十八条の た額とする。 適用を受けるときは二百四十月とする。 いて、 調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、 済年金の額を改定するものとし の 附則第二十五条の三 月数 四第 当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額 !職共済年金の受給権者 (当該月数が四百八十月を超えるときは四百八十月とし、 以下この項において同じ。 項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に |第二項第一号に掲げる金額とを合算した金額を加算 同法第五十五条若しくは同法第六十二条の規定 当該現に受けている退職共済年金の額に、 第 項の 表の下 (特定警察職員等以外の者に限る。 かつ、 当該退職共済年金の額は、 -欄に掲げる年齢に達した月に 次項において同じ。 の算定の基礎となる組合員 当該受給権者が附則第一 (繰上げ調) が繰 当 退

5 4 等以 る組合員期間の月数が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の 表の 月数を超える場合について準用する。 ている退職共済年金の額 (特定警察職員等である者に限る。 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者 前項の規定は、 外の 下欄に掲げる年齢に達した月において、 者に限る。 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者 が附則第二十五条の三第 (繰上げ調整額を除く。 が附則第二十五条の四第 当該受給権者が現に受け 項の 0 算定の基礎とな (特定警察職員 項 \hat{O}

退職共済年金の額は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該改十九条第三項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該る年齢に達した月の翌月以後において、第七項において準用する第七等以外の者に限る。)が附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げ等以外の者に限る。)が附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げ

6 表の \mathcal{O} くは同法第六十二条の規定の適用を受けるときは二百四十月とする。 共済組合法の長期給付等に関する施行法第八条、 るときは四 て同じ。 定に係る退 っる 第七 、特定警察職員等である者に限る。 項 算定の基礎となる組合員期間の月数 は、 ついて準用する。この場合において、 前 て得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二 下欄に掲げる年齢に達した月以後において、 一該受給権者が附則第二十八条の四第一 項の規定は、 第 ら当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除 一号に掲げる金額とを合算した金額を加算した額とする。 及び第四項」と読み替えるものとする。 十九条第三項の規定により退職共済年金の |職共済年金の 一百八十月とし 当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者 額 当該月数が二百四十月未満であつて、 (繰上げ調整額を除く。)が附則第二十五条の四第一項 (当該月数が四百八十月を超え 前項中 項の 規定又は地方公務員等 「及び第三項」とある 同法第五十五条若し 第九項において準用 額を改定する場合 下この項におい カゝ \hat{O} 額

7 済年金 算される加給年金について、 げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。 受給権者が特定警察職員等以外の者であるものに限る。 十五条の三第 権利を取得した当時、 調整額を除く。 第七十九条第二項及び第三項の規定は第一項の退職共 十条第 (その受給権者が、 項中 項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時 「その権利を取得した当時 の算定について、 当該退職共済年金の額」とあるのは 附則第二十五条の三第 それぞれ準用する。 第八十条の規定は同項の退職共 (退職共済年金を受ける この場合において、 項の表の上欄に掲 八済年金)の額 (その年齢に 「附則第一 の額に加 (繰上 (その

達した当時

当該退職共済年金の額

(附則第二十五条の六第一項に規

8 あるの 条第七 項 の 六第七 権利 項に 条の六第七項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額 額 あ 部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」と 附則第二十五条の六第 七項及び第八項中 において準用する第八十条第 する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、 であつて同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。 察職員等以外の者で附則第二十五条の三第一項の表の上欄に掲げる者 上となるに至つたときから、 算した額とし、 定する繰上げ調整額を除く。 「その 「金額、 るの 加 繰 表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、 を取得り 算される金額」 規定により加算される金額」 相当する部分、 おお 第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定によ 上げ調整額が加算された退職共済年金 頃にお は 項にお は 権 条及び第八 1 第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四 利を取得した当時」 て準用する前条第 「これらの規定」 相当する部分及び附則第二十五条の六第七項において準 した当時」 いて準用する第八十条第一 その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以 て準用する前条第三 十二条の規定の適用については、 「第八十条第 とあるのは 第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する とあるのは 項、 と 一項及び第三項 とあるのは 第三項及び第五項の規定並びに同条第七 年金の額を改定する」 一項に規定する加給年金額」 「金額及び附則第二十五条の六第七 項」 とあるのは 「加算した額とする」 لح 「当該年齢に達した当時」 項 とあるのは 項」 前 \hat{O} 附則第一 条第三 (その受給権者が と 「金額及び附則第一 「退職共済年金を受ける کر 前条の」 項」 第八十二条第 「附則第二十五条の と 第八 十五条の三 とあるのは 同条の規定」 とあるの + とあるの 同条第三 条第 に係る第 とする。 同条第 特定警 第 は 項中 十五 項 加加 は 同 金金 لح 項 甪 項 項 中

」とする。

9 則第二 済年金 年金の 項の 以上となるに至つた当時。第三項において同じ。 退 算される加給年金額について、 げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。 げ 受給権者が特定警察職員等である者であるものに限る。 とあるのは とする」 合員期間が二十年未満であつたときは、 る権利を取得した当時、 た当 前条の」 第八 職 は 調整額を除く。 第七十九条第一 規定並びに同条第九項において準用する前条第1 共 「当該年齢に達した当時」とする。]時] 一十五条の四第一 額を改定する」と、 済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年 十条第一 (その受給権者が、 同条の規定」 とあるのは と とあるのは 一附則第二十五条の四第一 項中 「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とある 項及び第三 の算定について、 「その権利を取得した当時 「加算した額とし、 項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」 とあるのは 当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組 附則第二十五条の六第 同条第三項中「その権利を取得した当時」 附則第二十五条の四第 一項の規定は第 それぞれ準用する。 「これらの規定」 項の表の下欄に掲げる年齢に達 第八十条の規定は同項の その年齢に達したときから、 前条第三項の規定により当該 項の退 (退職共済年金を受け)」とあるのは 項、 一項の表の上欄に掲 と この場合におい 職共済年金 一項及び第三項 第四項及び第六)の額に加 0 加算した額 額 退職共 (繰上 (その 附 て

10 中 察職 であつて同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。 繰上げ 相当する部分、 員等である者で附則第二十五条の四第 一条及び第八十二条の規定の適用については、 調整額が加算された退職共済年金 第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する (その受給権者が、 項の表の上欄に 第八十 条第一 に係る第 掲げる者 特定警 項

項 の 条の六第九項 七項 額 六第九項において準用する第八 する第八十条第 「金額、 とする。 おいて準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、 加 、及び第八項中 算される金額」 規定により加算される金額」 第八十条第 第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四 において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額 一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、 一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定によ 「第八十条第 とあるのは 八十条第 「金額及び附則第二十五条の六第九項 項」 とあるのは とあるの 項 ٢, 「金額及び附則第一 は 第八 附則第二十五条の 十二条第 同条第 十五 項中

部分及び

相当する部分及び附則

前条第四

「項の規定により加算される金額に相当する部分」

(第二十五条の六第九項において準

用 と

則第二十五条の二第三項、 歳に達したときに支給する退職共済年金については、 間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五 びに附則第二 金を受ける権利を取得した当時」と、 定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時 済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十九条の規 されるものであつて、 五条の二第二項及び第三項、 五. 条の七 |該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時 一十五条の四第 附則第 か 九 附則第二十五条の三第三項又は附則第二十 条の規定による退職共 |項及び第三項の規定によりその その年金額の算定の基礎となる組合員 附則第二十五条の三第1 前条第三 項」 済 年 一項及び第三項 (当該退職共済年 とあるのは 金 第八十条第 (附則 額が算定 (退職共 第 附 項 期 並

五条の

兀

第三

「項において準用する前条第三項」

٢

「その者によつて

「から引き続きその者によつて」と、

同条第三項中「退

とあるのは

」とする。 「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続きるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあ、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と

職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」

とあるの

は

「附則

2 繰上 いては、 定の 掲げる年齢に達した当時」 取得した当時」 条第三項」 規定による退職共済年金の額 職共済年金の 権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金に 規定する繰上げ調整額が加算されたもの 項 続き」とする。 る権利を取得した当時」とあるのは によつて」 を取得した当時 員等以外の者であるものに限る。)であつて、 十五条の三第六項又は附則第二十五条の六第七項において準用する前 に掲げる年齢に達した当時 、及び第六項の規定によりその額が算定されるもの又は前条第 附則第十九条の規定による退職共済年金 一げ調整額を除く。 基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。 第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利 と と 額」 とあるのは 同条第三項中 「その者によって」とあるのは (退職共済年金を受ける権利を取得した当時、 とあるのは と と 「附則第二十五条の三第 (当該年齢に達した当時、 「退職共済年金の受給権者がその権利を (附則第二十五条の六第 附則第二十五条の三第 「当該受給権者が退職共済年金を受け 前条第三項」とあるのは 「当該年齢に達した当時から引き (その受給権者が特定警察職 (附則第二十五条の三 かつ、 「から引き続きその者 一項の表の下欄に その年金額の算 附則第十九条の 項の表の下 項に規定する 附則第 当該退 の受給 第五 項

項及び第六項の規定によりその額が算定されるもの又は前条第一項に3 附則第十九条の規定による退職共済年金(附則第二十五条の四第五

当時」 条第 条第三項中 該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。 三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当 員等である者であるものに限る。 規定する繰上げ調整額が加算されたもの た当時」 あるのは 下欄に掲げる年齢に達した当時から引き続きその者によつて」 の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、 が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、 その者によつて」とあるのは |職共済年金を受ける権利を取得した当時 項 とあるのは 单 「附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達 「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」と 「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時 - 当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した 「当該年齢に達した当時から引き続き」とする。 「附則第二十五条の四第一項の表の に限る。 (その受給権者が特定警察職 当該退職共済年金の額 0 受給権者であつた者 第三項において同じ 前条第 第八十 同

(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)

第一 除き 給しない。 給する。この場合においては、 掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組 合に申し出たときは、 区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合にお 合員期間が二十年以上である者が、 一十六条 当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に 附則第十九条の規定にかかわらず、 当分の間 次項から第四項までの規定の適用がある場合を 組合員期間等が二十五年以上であり 同条の規定による退職共済年金は、 附則別表第二の上欄に掲げる者の その者に退職共済年金を支 カ 支

2

当分の間、

3 る年齢 じ同 階級以下の階級である者に限る。 この場合においては、 を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、次項及び第四項 \Diamond き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定 が二十年以上である者が 適用しない。 規定の適用がある場合を除き、 るものに該当する場合において、 当分の間、 表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引 に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金 警察官又は皇宮護衛官(これらの者のうち政令で定める 附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は 附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応 その者に退職共済年金を支給する。 以下この項において同じ。 当該区分に応じ同表の下欄に掲げ である

いては、 る理由 げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合 組合員であつた者のうち、 に申し出たときは、 る前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とす 表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達す 当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲 退職の時まで引き続き二十年以上警察官又は皇宮護衛官として在職 た者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、 により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において 附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、 その者に退職共済年金を支給する。 組合員期間等が二十五年以上であり、 この場合にお 適用しない 附則別 か

、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上消防吏員又は常勤の消防団である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。)当分の間、消防吏員又は常勤の消防団員(これらの者のうち政令で

4

者が、附則別表第五の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当するする旨を組合に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

5 *(*) 及び 退 \mathcal{O} 定した金額 例により算定した金額又は附則第二十四条第一項の規定の例により算 \mathcal{O} 額の 職 上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算 第 共 第 第八十条の規定にかかわらず、 差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。 項から前項までの規定による退職共済年金の額は、 済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢 百分の四に相当する金額に附則別表第二から附則別表第五まで 項の規定により算定した金額を含むものに限る。 (その額が同項の規定の例によることにより附則第二 附則第二十条の二第一 二項の 第七十九条 から、 規定の 一十条

6 定に する。 項の規定並びに同条第六項において準用する前条第二項及び第三項 用する前条第三項」 加給年金額について、 項中 っい 「同条の規定」とあるのは 「前条第三項」とあるのは 7 第八十条の規定は前項の退職共済年金の額に加算される ح それぞれ準用する。この場合において、 前条の」とあるのは 「これらの規定」と読み替えるものと 「附則第二十六条第六項において準 「附則第二十六条第五 同条第

8 7 る減 及び その者に係る附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の 算された退職共済年金につ X 十九条第 第 一分に応じこれらの 前項 規定により加算する部分の支給を停止する。 第 第八十 一十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の 額 にお 後の 項 項から第四項までの規定による退職共済年金に係る第七十六条 第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定によ 項 いて準用する第八 条の規定の適用については、 第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは 表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、 いては、 十条第 当該退職共 項の規定により加給年金額が 第七十六条第 済年金の 受給権者が、 項中 「附則 第七 同項 加

項中 条の二第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定 給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」 用する第八 分 当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部 附則第二十六条第五項の規定による減額後の額」と、 において準用する第八十条第一項」とする。 及び第八項中 いて準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、 る附則第一 による減 附則第二 第七十九条第一項第二号に掲げる金額、 とあるのは 受給権者」 ぬ額後の 十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十 十六条第五項の規定による減額後の 十条第一 相当する部分、 額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係る 「第八十条第 額、 相当する部分及び附則第二十六条第六項において とあるのは 項に規定する加給年金額に相当する部分」 附則第二十四条第 第八十条第一 項 「受給権者(六十歳以上である者に限る とあるのは 一項に規定する特例加算額に係 項に規定する加給年金額に 第八十条第一項に規定する加 附則第 額及び同条第六項にお 第八十一条第 二十六条第六項 とあるのは 同条第七項 と 潍 相

9 並びに」 則第 則第 \mathcal{O} とあるの れ から第四項までの規定により支給する退職共済年金について準用する は は この場合において 項 に限る」 同 替えるものとする。 月二日以後に生まれた者であるものに限る」と、 カ 部 附 **|**条第三 三則第1 十九条」 及び第七項並びに附則第二十五条の四第四項及び第七項」とある に該当するものに限る」とあるのは 分及び第三 「附則第二十六条第八項」と、 「その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるも 十五条の四第三項」 附則第二十五条の二第三項、 は とあるのは 項中 と 十二条 「係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額」 とあるのは |項並びに附則第二十五条の 所則第二十五条の二第四項、 前項各号のい 附則第一 「金額」 附則第二十五条の五第二項中 とあるのは と 一十五条の五第 附則第一 ずれかに該当するものに限る」 附則第二十五条の七第 附則第二十五条の三第三項又は附 「金額及び」とあり、 一十六条第 「附則第二十六条第六項」と読 「その受給権者が昭和十六年 七 第 項 附則第二十五条の三第 項の 項から第四項まで」 第 「次の各号のい 「相当する部分」 規定は、 項各号列記以外 項中 及び とある 金額 第一 項 ず

10 とする。 算額を加算した金額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額 た者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の 定にかかわらず、 |項第二号及び第三号に掲げる金額の合算額又は当該合算額に特例加 ては、 第五項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎 第 0 た同項においてその例によるものとされた附則第一 項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であ 第七十九条第 これらの規定により算定した金額から、 項又は第百二条第 項の金額は、 額の算定につ 一十条の二第 その金額に これらの 規

11 12 常勤の は五 るの 間に生まれた者にあつては五十九歳とする。 防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、 中 以上であり、 定め れらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、 職 に 年 を受ける者を除く。 昭和十 七月 前各項 . あ 同 年七月二 齢 第 対してこの法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこ 共 は 表の 附則別表第二 済年金の つては五十八歳とし 消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち とあるのは 項及び第五項から前項までの規定は、 日以前に生まれたもの に定めるものの 五十五歳に達した後六十歳 下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」 歳とし、 一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつて 受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者 カ 一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる 昭和十三年四月一 「六十歳 組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五 について準用する。この場合において、 ほ 昭和十三年四月二 か (第四項に規定する消防吏員又は常勤の消 第 (第 一 一日から昭和十五年四月一 項から第四 (第四項に規定する消防吏員又は 項から第四項までの規定の適用 一日から) | |と 組合員期間等が二十五年 |項までの規定による退 昭和十五年四月 「当該区分に応 日までの 昭和十 政令で 第五 第 とあ 項 項

四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし

者として政令で定める者のうち、

第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる

昭和十

年七月二日から昭和十三年

昭和十三年

.分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」

とあるのは

「六十歳

及び第七項中

までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。

) | |と、

- 附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者

兀 十九歳とする。 月二 日 から)昭和十五年四)」と読み替えるものとする。 月 日までの間に生まれた者にあ は五

退 |職共済年金と基本手当等との調整)

後の額を除き、 る金額 第十四 含む。 おい の三第二 条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額 じた額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十 例によるものとされた附則第二十四条第 項に規定する政令で定める金額を減じた額、 は第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四 則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しく 歳未満であるものに限る。 金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減 める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二 より加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定 \mathcal{O} 一又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者 三第 間 申し込みをしたときは、 |十六条の二 てその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を [条第三項第 一項及び第四項、 項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二 「該退職共済年金の額のうち、 附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額 特例加算額、 その支給を停止する。 附則第十八条の二、 一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五 第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附 附則第二十五条の二第二項、 次の各号のいずれかに該当するに至るまで が同法第十五条第二項の規定による求職 附則第十九 第七十九条第 一項の規定により加算される 第百二条第一項の規定に |第四項においてその 附則 項第二号に掲げ 一項及び第五項に 附則第二十五条 (附則第二十条 第一 (雇用保険法 十四四 [条の

期間が経過したとき。

- 終わつたとき(同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受けるによる基本手当をいう。以下この条において同じ。)の支給を受けに規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当(同法の規定二)当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項
- 金については、適用しない。 に該当する月があつたときは、同項の規定は、その月分の退職共済年れかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれか2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいず

者にあつては、当該延長給付が終わつたとき)

- 一 その月分の退職共済年金について、第八十一条第一項及び第二項に準ずる日として政令で定める日がないこと。金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれ その月において、主務省令で定めるところにより当該退職共済年 一 その月において、主務省令で定めるところにより当該退職共済年
- 3 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項にの規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。二 その月分の退職共済年金について、第八十一条第一項及び第二

あつて

同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの(

5 則第二 附則第I ずれ 規定する政令で定める金額を減じた額若しくは第七十九条第一項第 第七十九条第 による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、 則 第 を停止する。 げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、 くは附則第一 附則第十八条の二 る金額を減じた額、 号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定め とされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。) びに附則第二十五条の四第二 \mathcal{O} 第十八 第二項第三号に掲げる金額(附則第二十条の三第一項及び第四項、 第二項及び第三 いてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲 額 第四 かに該当するに至るまでの間 項 \mathcal{O} 十四四 うち、 各号の 条の一 一十五条の二第二 |項に規定する政令で定める金額を減じた額又は前条第五項に 条第 一十四条の二第四項においてその例によるものとされた附 第七十九条第一 項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四 ずれにも該当するに至つていない者に限る。 一項の規定は、 項の規定により加算される金額から附則第二 一第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若し 附則第十九条 第百二条第 項 一項及び第五項においてその例によるもの 項第二号に掲げる金額 附則第二十五条の三第二 前項の場合について準用する。 項の規定により加算される金額から 附則第二十四条の二又は前条の 当該退職共済年金については、 第 項及び第五項 附則第二十条の 特例加算額、 一項各号のい その支給 十四四 が |項に 規定 条 並 そ 附

の規定」 あるのは を取得した月」 附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利 合におい とあるのは 「第四項に規定する者が附則第十八条の二 第 項中 「第四項の規定」と、 同項各号」とあるのは 前項に規定する求職の申込みがあつた月」 第三項中 「前項各号」 「同項に規定する 附則第十九条、 この場 同項

第 は 退 |職共済年金を受ける権利を取得した月」と、 第 六条の三 項の規定」 項 各号」 附則第· と とあるのは 同 [項の規定] 条の二、 「次項の規定」 附則 とあるの 第十 と読み替えるものとする 九 は 「同項各号」とあるの 「次項の規定」 附則 第 十四四 |条の

求職の

申込みがあ

つた月」

とあるの

「次項に規定する者が

八

の

附則第十九条、

附則

第一

十四二

|条の|

一又は前条の

規定による「が附則第十

る金額 分の退 掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定 該金額から、 は第十項又は附則第二十六条第八項において読み替えて適用する場合 兀 年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、 組合員である日の属する月 ないこととされる金額は、 を含む。 る場合を含む。 若しくは第十項、 一又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同時に との合計金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給 る数値を乗じて得た額 項 属する月を除く。 則第二十五条の五第三項 附則第二十五条の二第四項、 一職共済年金の額に係る第八十一条第二項 附則第二十条の三第三項若しくは第六項、 (その 以下この条において同じ。 金額に六分の十五を乗じて得た額と当該受給権者に係る 次の各号に掲げる区分に応じ、)若しくは第四項、 附則第二十五条の四第四項、 について、 (以下この条にお 第八十 (その者が当該組合員の資格を取得した日 (附則第二十六条第九項において準用す その者が雇用保険法の規定による高 附則第二十五条の三第四項、 一条第二項の規定にかかわらず、 附則第二十五条の六第八項若しく の規定により支給の停止を行わ いて それぞれ当該各号に掲げ 第七項若しくは第十項 「給与月額」 (附則第二十条の二 附則第一 一十四条第 その月 第七項 当

」という。)を控除して得た金額とする。
乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(以下この条において「調整額は、支給限度額から当該給与月額を控除して得た金額に十五分の六を限度額(以下この条において「支給限度額」という。)を超えるとき

- 三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する金額以上であるとき一 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額がみなし賃金日額に該当するときは、前二項の規定は、適用しない。 二十六条の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれか
- 4 第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第七十五条第あるとき。 ニー 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額が支給限度額以上で

一項の規定は、適用しない。

5 た日の 金日額 する。 読み替えるものとする。 号及び第三項第一号中 なし賃金日額」という。 項及び第四項の規定によるみなし賃金日額 る高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用 時に組合員である日の属する月 条の二又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同 前各項の規定は、 この場合において、 属する月を除く。 (以下この条において 附則第十八条の二、 「みなし賃金日額」)」とあるのは 第 について、 「賃金日額」 項第 (その者が当該組合員の資格を取得) 一号中 その者が雇用保険法の規定によ 附則第十九条、 「第六十一条の二第一項の賃 とあるの という。 「第六十一条第 (以下この条において は 「賃金日額」と 附則 項、 第一 同項第一 十四四

職共済年金については、適用しない。第二十六条の四 第八十条の二の規定は、附則第十九条の規定による退

(特例

による退職共済年金の支給の繰

下げの特例)

(障害共済年金の特例)

ては、適用しない。

「ては、適用しない。」

「大きの一の一第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者につい」

「対象の二の二第三項の規定によるという。」

「大きの一の一第三項の規定によるという。」

「大きの一の一第三項の規定によるという。」

「大きの一の一第三項の規定によるという。」

「大きの一の一第三項の規定によるという。」

「大きの一覧には、当分の間、対則第十年済には、当分の間、対判第十年済には、当分の間、対判第十年が、第二十七条。第二十七条。第二項、第九十一条第二項、第九十五条。第二十七条。第二項、第九十一条

十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法に2 第八十九条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「六

よる老齢基礎年金の受給権者」とする。

(遺族共済年金の額の特例)

第二 適用後の同条第一項第二号イ」と、 ぞれ同条第 た日において のの受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達し よる老齢厚生年金その他これに相当するものであつて政令で定めるも 生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定に れかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「厚 間 とあるのは「前条第三項」と、 一十七条の二 同条第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等の とあるのは 項第二号イ」とあるのは 前条第 第九十九条の二の二の規定の適用については 「同条第三項」とあるのは 一項第二号イ」と、 「「金額に」」とあるのは「「それ 「金額に」」とする。 「それぞれ同条第三項の規定の 同条第三項中 「前条第 一項第二号イ 「同項第 当分の ず

(遺族共済年金の支給開始年齢の特例)

字句に読み替えるものとする。
に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる条の四第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分条の四第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者に対する第九十九の受給権者のうち附則別表第六の上欄に掲げる者に対するものに限る。

(退職一時金の返還)

等」という。)を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時年金又は障害共済年金(以下この条及び次条において「退職共済年金第二十八条の二 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済

内に、 組合に支払うものとし その者は、 返還しなければならない。 等を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以 給付を支給した組合に支給額等に相当する金額を返還したものとみな を支給した組合がその者に当該退職共済年金等を支給しないときは、 において 金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額 時に又は分割して、 「支給額等」という。 支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等を支給する 当該支払があつたときは、 この場合において、 当 該 に相当する金額を当該退職共済年金 一時金である給付を支給した組合に 当該 当 該 一時金である給付 (以下この条 時金である

二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定第七十三号)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に規定第七十三号)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律

二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定 1 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法に規定 1 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定 1 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定 1 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定 1 日本の 1 日

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当することができる。

4 第一項に規定する利子は、両令で定める。 を受けた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によることとなつた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有する 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給

四項までの規定を準用する。 ばならない。 又は分割して、 利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、 より既に返還された金額を除く。 項に規定する支給額等に相当する金額(同項又は同条第三項の規定に 規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、 た同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額 る権利を有することとなつたときは、 十八条の三 この場合においては、 当該一時金である給付を支給した組合に返還しなけれ 前条第一 項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受け))を当該遺族共済年金を受ける権 同条第 同項に規定する者が支給を受け 一項後段及び第二項から第 (同項に 時に

(警察職員に対する退職共済年金の特例)

。) 前に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のいずれかに。) で昭和五十五年一月一日(以下この条において「基準日」という二項に規定する地方警察職員である組合員(以下「警察職員」という第二十八条の四 警部補、巡査部長又は巡査である警察法第五十六条第

二十年以上である者であるものとみなす。 るものと、 条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であ 該当する者は については組合員期間等が二十五年以上であり 附則第二十六条第一項、 第七十八条、 第九十九条第 第二項及び第十二項の規定の適用 項第四号及び附則第十九 かつ、 組合員期間が

基準日前の警察職員であつた期間が十五年以上である者

た期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げ 前の警察職員であつた期間の年月数と基準日以後の警察職員であつ 次のイからホまでに掲げる者で、 これらの者の区分に応じ基準日

る年数以上であるもの

口 る者 基準日前の警察職員であつた期間が十二年以上十五年未満であ 基準日前の警察職員であつた期間が九年以上十二年未満である 十五年

者 基準日前の警察職員であつた期間が六年以上九年未満である者 十六年

= 基準日常 十七年 十八年 前 の警察職員であつた期間が三年以上六年未満である者

2 第 るときはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみな 二項の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であ 前項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十五条第一 ホ 項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号 その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、 基準日前の警察職員であつた期間が三年未満である者 (附則第二十条の三 項及び第 十九年

第 第

項及び第四項、

|項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による|

附則第二十五条の二第二項、

附則第二十五条の三

三項 第三 るときは当該組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす 職共済年金はその が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上であ \mathcal{O} 月であるものとみなし、 月数が二 則第二十五条の二第二項 第 はその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものと、 共 附則第二 \mathcal{O} 場合を含む。 者である場合における同項の規定の適用については、 る者であるものとみなし、 定の適用については遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間 合には、 に附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。 七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。) イに掲げる者に該当するものと、 者は同号口②()に掲げる者に該当するものと、 適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間 済年金の 者 一十条の二 は第七 項 附則第二十五条の三第三項及び第六項 附則第I |十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用については退 第九十九条の二第一 百四十月未満であるときは当該組合員期間の月数が二百四 額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるとき 十九条第 第 以下この 一項 第 一十条の三第二 額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であ 項 項において同じ。 号 その者に係る遺族共済年金の額を算定する場 (第二号イ又は附則第1 その者が第八十一条第七項に規定する配偶 附則第二十五条の三第二項及び第五項 (附則第二十条の三第 項第二号口 一項及び第五項 第八十条第 2)の規定の適用についてはそ 0 規定の適用についてはそ 項 附則第一 一十条の一 附則第一 第九十九条の三の (附則第二十条の二 項及び第四項、 その者に係る退 一十五条の六第 一十五条の一 第 「項第三号)の規定 並び 附則 職 規 附

び次条の規定を適用する。 次に掲げる国の職員である組合員は、警察職員とみなして前二項及

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二 皇宮警部補、皇宮巡査部長又は皇宮巡査である皇宮護衛官

(衛視等であつた警察職員の取扱い)

| に対する前条の規定の適用については、衛視等であつた間警察職員で衛視等(以下この条において「衛視等」という。)であつた警察職員第二十八条の五 | 国家公務員共済組合法附則第十三条第二項に規定する

あつたものとみなす。

合員に対する長期給付の特例)(日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた組

第二十八条の六 項及び第四項 済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除く。 期間のうち厚生年金保険法等の 適用については、 の組合員であつた組合員に対する第七十九条第 八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合 第八十二号) 用される間、 二項 (第百四十四条第一項の規定により組合員であつた期間とみなされた 十二号) 「改正前国共済法」という。)第八条第二項に規定する日本鉄道共 لح ②並びに附則第二十条の二第二項第三号 第二号、 第七十九条第一 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法 第九十八条第二号、第九十九条の二第一項第一号イ2及 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第 厚生年金保険法等の 国家公務員共済組合法附則第二十条第 附則第二十五条の二第二項、 同号イ中 項第二号口、 「組合員期間の」とあるのは 一部を改正する法律 部を改正する法律 第八十七条第 附則第二十五条の三第二 (附則第1 一項第二号イの規定の (平成八年法律第 項第二号及び第 一十条の三第 一項の規定が適 (平成八年法律 「組合員期間 议

第百四 る。 いては、 間 項 は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除く。 十六条第五項においてその 及び第五項 うち 十四四 これらの規定中 う改正前[[条第 附則第一 国共済法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又 項の規定により組合員であつた期間とみなされた期 一十五条の四 「組合員期間の」とあるのは 例による場合を含む。 第 項 父び)第五項 0) 規定の 並びに附則第二 「組合員期間)の」とす 適用につ

(定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に関する特例

用する場合を含む。 則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合 法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、 律第九十二号。 公務員法第二十八条の四 方公務員法第二十八条の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附 に規定する条例施行日。 布の日において現に組合員であつた者で、 定年退職日」 十八条の三 て準用する場合を含む。 八条の七 八条の一 という。 第 以下 地方公務員 「定年等による退職をした場合」という。)において (昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準 項の規定に基づく条例で定める日 「昭和五十六年法律第九十二号」という。 の規定により勤務した後退職した場合及び地方 以下この項及び附則第二十八条の九にお (昭和五十六年法律第九十二号附則第五条に 会の まで引き続いて組合員であつたものが、 の規定により任用された後退職した場 部を改正する法律 その者に係る地方公務員法 (昭和五十六年 (地方公務員法 (昭和五十六年 (T) 同 地 条 7

金の受給権者でないときは、

その者は、

当該退職に係る組合に申し出

その者の組合員期間が十年以上であり、

か

その者が退職共済年

合を含む。

以 下

は、 る。 て、 長期給付に関する規定の適用については、その申出をした者の退職 なかつたものとみなす。 引き続き当該組合のこの法律の規定 適用を受ける組合員となることができる。 (長期給付に関する規定に限 この場合において

2

等」 規定に限る。 資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定(長期給付に関する は、 加入者又は厚生年金保険の被保険者 用を受ける組合員若しくは国の組合の組合員若しくは私学共済制度の た者で、 合におい \mathcal{O} 適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に関する規定の という。 前項の規定による申出をした組合に申し出て、 項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとなつ その後、 7 その者が退職共済年金の受給権者でないときは、 となつたものが、 引き続き、 適用を受ける組合員となることができる。 同項の規定により長期給付に関する規定 当該被保険者等の資格を喪失した場 (以下この項において「被保険者 当該被保険者等の その者 適

3 ても、 当な理由があると認めるときは、 月を経過する日までの間にしなければならない。 組合員若しくは被保険者の資格を喪失した日から起算してそれぞれ六 第 項又は前項の申出は、 受理することができる。 第一項の退職をした日の翌日又は前項 この期間を経過した後の申出であつ ただし、 組合は、 正 \mathcal{O}

5 4 者の 者は、 政令で定めるところにより、 ることとされる組合員 て定款で定める金額 第 長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎と 地方公務員共済組合連合会が、 項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受け (以 下 (以 下 組合に払い込まなければならない。 「特例継続掛金」という。 「特例継続組合員」という。 政令で定める基準に従い、) を、) となつた 毎月、 その

特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い

当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員とむべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは

6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたとた特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは最後の払込みのあつ

死亡したとき。

く。)。
(払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除例継続掛金を除く。)をその払込期日までに払い込まなかつたとき三 特例継続掛金(特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特三

五 特例継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出たと

。― 第百十四条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない 7 第百十四条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない

、政令で定める。 第一項、第二項及び第六項第五号の申出の手続に関し必要な事項は

(健康保険法等との関係)

合の組合員でないものとみなす。

(特別継続組合員であるものを除く。次項において同じ。)は、健康保任意継続組合員であるものを除く。次項において同じ。)は、健康保管二十八条の八一特例継続組合員(第百四十四条の二第二項に規定する

組合員でないものとみなす。 、同条第三号に規定する地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の 、 特例継続組合員は、国民健康保険法第六条の規定の適用については

(定年等による退職をした者に係る退職共済年金の特例)

第二 者であるものとみなす。 定の適用については、 ときは、 達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるものである 退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、 組合員であつた者で、 であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者が、 一十八条の九 第七十八条、 昭和五十六年法律第九十二号の公布の日において現に その者は 第九十九条第一項第四号及び附則第十九条の規 その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員 組合員期間等が二十五年以上である その者の四十歳に

(退職共済年金の受給資格の特例)

| 合員期間が十五年に達した場合 | 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組

退職共済年金の受給権者でないとき。の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者がなつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日なったものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日に関する規定の適用を受ける組合員(団体組合員と除く。)と

の職員に関する特例)

国

定の 員法第二十八条の四 律第七十七号附則第三条」と、 ては、 基づく条例で定める日 項並びに附則第一 十七号附則第四条において準用する場合を含む。 和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつ 十六年法律第七十七号。 公布の日」とあるのは 法律第九十二号。 条の七第 五 とあるのは とあるのは「国家公務員法第八十一条の三(昭和五十六年法律第七 十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。 十八条の十 適用を受ける者にあつては、 国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日 昭和五十六年法律第七十七号の施行の日」 公布の日」 条の二第一 項中 「国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法 一十八条の九の規定の適用については、 と 以下 国の職員に係る附則 地方公務員法の 項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条 (昭和五十六年法律第九十二号附則第五条におい 「国家公務員法の一部を改正する法律 (昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規 「昭和五十六年法律第九十二号」 以下 地方公務員法第二十八条の二 「昭和五十六年法律第七十七号」とい 「地方公務員法第二十八条の三 同条に規定する条例施行日」とある 部を改正する法律 第一 十八条の と 七 第 第 (昭和五十六年 「地方公務員法 という。 附則第二十八 項の規定に 項及び第四 地方公務 (昭和五 (昭和 (昭 \mathcal{O}

附則第1 含む。 あるのは て準 (昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を -用する場合を含む。 十八条の 「昭和五十六年法律第七十七号の公布の日」とする。 と 同条第四項中 九中 「昭和五十六年法律第九十二号の公布の日」 とあるのは 「地方公共団体」とあるのは「国」と、 「国家公務員法第八十 条の

(政令への委任)

まる施行法の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 応行法の規定を適用する場合における技術的読替えその他特例継続組 合員に対するこの法律又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する 合員に対するこの法律又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する はついてこの法律又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する が、特例継続組合員に係る長期給付及び長期給付に要する費用の負担

(年金である給付の額の改定の特例)

第一 項第二号及び第三号 おいてその例による場合を含む。 十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてそ 十五条の二第二項、 て年金である給付]条第 一十八条の十二の二 例による場合を含む。 第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第一 項 第百三条第一項及び第二項、 (附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項に (第七十九条第一項、 附則第二十五条の三第二項及び第五項、 (附則第二十条の三第一項及び第四項、 当該年度の前年度に属する三月三十 以下この項において同じ。 以下この項において同じ。 第百四条第 第八十七条第 項並びに附則第二十 又は第百二条第 一項及び第二項 一日にお 附則第I 附則第1 規定

によりその金額が算定されたものに限る。

)の受給権を有する者につ

年度額とする。 ないこととなるときは、 項及び第二項 項及び第二項、 の改定により いて、 より算定した金額(以下この条において「当該年度額」という。 十条の二第二項第二号及び第三号又は第百二条第 、算定した金額 当該年度の前年度に属する三月三十 第四 |十四条の二から第四十四条の五までの規定による再評価率 第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第1 第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定に 当該年度において第七十九条第 (以下この条において これらの規定にかかわらず、 一日においてこれらの規定によ 「前年度額」という。 項 項 前年度額を当該 第百三条第 に満た が

なるときは、当該金額を当該年度額とする。

「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十四条の三から第四十四条の五までにおいて適用されが項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十二

2

- | 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合|| 名目手取り賃金変動率 | 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手
- 価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を

 3
 第一項の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物

 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において

 動率を上回る場合
 物価変動率
- 十四条の四(第四十四条の五において適用される場合を除く。)の規4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四

当該年度額とする。

当該年度額とする。 定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に

- 取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手
- 。) 物価変動率 取り賃金変動率を上回る場合(物価変動率が一を上回る場合を除く 一、名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手
- 、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるとき、第四十四条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において

(離婚特例が適用された者に対する長期給付の支給要件等の特例)

は、

当該金額を当該年度額とする。

帝員期間を除く。)」とする。 「組合員期間(離婚時みなし組 一切規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間(離婚時みなし組 一切別第二十条の二第一項の規定を適用する場合においては、これら 一切の規定を適用する場合においては、これら 一切の規定を適用する場合においては、これら 一切の規定を適用する場合においては、これら 一切の規定を適用する場合においては、これら 一切の規定を適用する場合においては、これら 一切の規定と適用する場合においては、これら 一切の規定により離

(被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用)

合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長で一項及び第二項」と、「、特定期間」とあるのは「、特定期間に係る組当分の間、同項中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十九条第一第二十八条の十二の四 第百七条の八第一項の規定の適用については、

間)並びに特定期間」とする。が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期あつた期間(特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由

者みなし組合員期間を除く。)」とする。第二十八条の十二の五 第百七条の七第二項及び附則第二十八条の十三第一項の規定を適用する場合においては、こび附則第二十八条の十三第一項の規定を適用する場合においては、こび附則第二十人の工第二項の規定を適用する場合においては、この規定を適用する場合においては、この規定を適用する場合においては、この規定を適用する場合において、

に長期給付の額の算定及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。第百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用並び保険料納付済期間に算入される特定期間に係る組合員期間についての第二十八条の十二の六 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により

第二十八条の十三 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を第二十八条の十三 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を

- | 一 障害共済年金その他政令で定め 日本国内に住所を有するとき。
- 三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日があるとき。 二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したこと

「育り青さぶらつとことは、こう青さとことでは、こう青さぶらった。けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的

する。

する。

する。

前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給

3 脱退一時金の額は、その者の組合員期間の計算の基礎となる各月のとする。

4 期間の区分に応じ同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率 等に係る支給率にあつては、期末手当等)と掛金との割合(長期給付 項において同じ。 最後に組合員の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。 に小数点以下一位未満の端数があるときは、 々年十月における当該割合とする。 に係るものに限り、 前項の給料に係る支給率及び期末手当等に係る支給率は、 の属する年の前年十月における、 最終月が一月から八月までの場合にあつては、 に次の表の上欄に掲げる組合員 これを四捨五入する。 給料 (期末手当 最終月 以下この

表

(略)

第三十三条 削除

、介護納付金の納付に要する費用の負担の特例

2

第

三十一条の二

略

3 第四項、 員である日」と、 資格を有する日又は附則第三十一条の二第二項に規定する特例負担 付 負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者」とする。 する特例退職組合員. 者」と、附則第十八条第五項中 規定する特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める 険者の資格を有する任意継続組合員及び附則第三十一条の二第二項に 者の資格を有する任意継続組合員」とあるのは「介護保険第二号被保 用については、 有する特例退職組合員及び附則第三十一条の二第二項 金の納付に要する費用を算定することとした組合に係る第百十四 第一項の規定により介護保険第二号被保険者等を単位として介護納 第百四十四条の二第二項及び附則第十八条第五項の規定の 第百十四条第四項中「資格を有する日」とあるのは 第百四十四条の二第二項中「介護保険第二号被保険 とあるのは 「介護保険第二号被保険者の資格を有 「介護保険第二号被保険者の資格を に規定する特例 適 職 条 3

6 合には、 は しくは脱退 脱退 第五· 時 金について第五十 時 + 金 条中 ٢ 「退職共 第五十二 条及び第五十二条の 済年金」 二条中 「退職共済年金及び」とあるの とあるのは とする。 規定を適用する場 退 年金若

介護納付金の 納付に要する費用の負担の特例

間、職共済年金及び脱退

時金並びに」

第 三十一条の二 略

2

第五項、 負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者」とする。 規定する特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める 険者の資格を有する任意継続組合員及び附則第三十一条の二第二項 者の資格を有する任意継続組合員」とあるのは「介護保険第二号被保 員である日」と、 資格を有する日又は附則第三十一条の二第二項に規定する特例負担 用については、第百十四条第五項中「資格を有する日」とあるのは 付金の納付に要する費用を算定することとした組合に係る第百十四 有する特例退職組合員及び附則第三十一条の二第二項に規定する特例 する特例退職組合員」とあるのは 者」と、附則第十八条第五項中 第一項の規定により介護保険第二号被保険者等を単位として介護 第百四十四条の二第二項及び附則第十八条第五項の規定の 第百四十四条の二第二項中 「介護保険第二号被保険者の資格を有 「介護保険第二号被保険者の資格を 「介護保険第二号被保険 E 職 適 条

期給: 付等に係る掛 金 \mathcal{O} 標準となる給料等の最高 限 度 (額の特例)

第三十三条 標準 に係る掛金の標準となる給料の額及び掛金の標準となる期末手当等の 報 酬 資用額が 健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る 六十二 一万円を超える間における短期給付及び 福祉 事業

(福祉事業に要する費用の額の特例

の月額の総額に十二を乗じて得た額に総務省令で定める率を乗じて得とができる金額は、当分の間、毎年四月一日における組合員の第百十とができる金額は、当分の間、毎年四月一日における組合員の第百十年の職員をもつて組織する組合が行う福祉事業に要する費用に充てるこの職員を受ける地方公共団体第三十四条が則第二十九条第一項の規定の適用を受ける地方公共団体第三

るのは が政 額についての第百十四条第四 定める額を控除して得た額を当該期末手当等の額から控除して得た額 百五十万円」 高等級に係る標準報酬月額」と、 十二万円」 (当該額が零を下回るときは) 令で定める額」 「当該月に受けた期末手当等の額が当該累計額から当該政令で とあるのは とあるのは لح 健康保険法に規定する標準 「その年度に受けた期末手当等の 「期末手当等の額が百五十万円である」とあ |項の規定の適用については 零) 「その月に受けた期末手当等の額が である」とする。 一報酬月 類等級の 額の累計 同 項 中 궀 額 最

第三 四項中 額等級の最高等級に係る標準報酬月額を勘案して政令で定める額) 係る標準報酬月額が六十二万円を超える間においては、 高限度額を勘案して政令で定める額 \mathcal{O} Ę (長期給付に係る掛金の標準となる給料等の最高限度額の特例) とする。 標準となる給料の額につい |十三条の二 標準となる期末手当等の額については 「百五十万円を」とあるのは 「六十二万円」 厚生年金保険法による標準報酬月額等級の最高等級に とあるのは 、ては、 「百五十万円 「六十二万円 厚生年金保険法による標準 以下この項において同じ。 同法による標準賞与額の (長期給付に係る掛金 (長期給付に係る掛金 第百十四条第 中報酬 を 最 月

(福祉事業に要する費用の額の特例)

た給料の総額に十二を乗じて得た額に総務省令で定める率を乗じて得四条第三項及び第四項の規定により福祉事業に係る掛金の標準となつとができる金額は、当分の間、毎年四月一日における組合員の第百十の職員をもつて組織する組合が行う福祉事業に要する費用に充てるこ第三十四条 附則第二十九条第一項の規定の適用を受ける地方公共団体

た金額に相当する金額の範囲内とする。

第四十条の三 削除

た金額に相当する金額の範囲内とする。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合の長

期給付積立金等の特例)

第四十条の三 保険者拠出金」 三第二項中 \mathcal{O} 担に係る組合の事務に要する費用 年金保険者拠出金に係る負担に要する費用及び年金保険者拠出金の負 る費用を含む」 金及び年金保険者拠出金」と、第百十三条第一項各号列記以外の部分 及び」とあるのは 則第十八条第一項に規定する拠出金 とあるのは 納付が同項の規定により行われる場合には、第二十四条中 負担に係るものを除く。 「を含む」) の 負担 」と、 同条第三項中 「基礎年金拠出金」とあるのは 「及び厚生年金保険法 とあるのは 厚生年金保険法附則第十八条第 とする。 ٢, 「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の負担並び 第三十八条の八第一項中「基礎年金拠出金の負担 「基礎年金拠出金」とあるのは を含み、 「並びに年金保険者拠出金に係る負担に要す を含み、 次項第三号」 (第四項の規定による地方公共団体 (昭和二十九年法律第百十五号) 以下 次項第三号」 「基礎年金拠出金及び年金 「年金保険者拠出金」とい とあるのは 項に規定する拠出金の کر 「基礎年金拠出 第百十六条の 「の負担」 並びに 附

附則別表第一 削除

附則別表第二(附則第二十五条、附則第二十六条関係)

表 (略)

ļ	
別表第二(第四十四条関係)	
表 (略)	表(略)
別表第一(第七十三条関係)	別表(第七十三条関係)
附則別表第六(附則第二十八条関係)	
表(略) 表(略)	
555	
表(略) 	
一十月野ニーにき	